

第2次 秋田市地域福祉計画

(平成21年度～平成25年度)

～地域のしあわせをみんなで築く～



平成21年3月

秋 田 市

第 2 次秋田市地域福祉計画

平成 21 年 3 月
秋 田 市

はじめに

秋田市がめざす究極の目標は、市民がしあわせに暮らせるまちを実現することです。

第2次秋田市地域福祉計画では、第11次秋田市総合計画がめざす秋田市の将来都市像「しあわせ実感 緑の健康文化都市」の実現のため、第1次計画（平成16年3月策定）で本市がめざす地域福祉像とした「地域のしあわせをみんなで築く」を引き継ぎ、基本理念としました。「地域のしあわせ」とは、地域で暮らす一人ひとりがしあわせであることです。つまり、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って健康に暮らし、安心して自立した生活ができることです。

この基本理念のもと、地域福祉を推進していくために、「地域福祉を担う人づくり」「支え合いの地域づくり」「利用者主体のサービスのしくみづくり」「日常生活の場としての福祉のまちづくり」の4つを基本目標に掲げ、13の施策を設定しました。

また、計画全体を牽引する重点事業として、「孤立死を出さない地域づくり」および「災害時の要援護者の避難支援」を位置づけ、課題解決に向けた具体的な取組みを進めていくこととしています。

計画の策定にあたっては、第1次計画の次の段階への移行をめざし、効果的に地域福祉を推進するため、従来の社会福祉の分野別の取組みを、誰もが地域で自立した生活ができるよう支援するという視点から再編成し、福祉サービス以外の生活環境整備や地域づくり、さらには、様々な主体による公的制度以外の支援をも含めて、本市における福祉全体の総合化を図るとともに、課題解決のしくみをつくることに努めました。

今後の地域福祉のさらなる推進が図られるよう、地域、市民の連携のもと、計画に基づき、着実に取組みを進めてまいります。

平成21年3月

目 次

第 1 章	策定の趣旨	
	1 策定の背景	2
	2 計画の位置づけ	11
	3 計画期間	12
	4 策定方法	13
第 2 章	地域福祉を取り巻く現状と課題	
	1 福祉ニーズと福祉サービス	17
	2 市民の生活課題と解決の方向	32
第 3 章	計画の基本的な考え方	
	1 基本理念	51
	2 基本目標	52
	3 取組みの基本原則	53
	4 施策の体系	57
第 4 章	計画の取組み	
	基本目標 1	
	地域福祉を担う人づくり	64
	基本目標 2	
	支え合いの地域づくり	69
	基本目標 3	
	利用者主体のサービスのしくみづくり	78
	基本目標 4	
	日常生活の場としての福祉のまちづくり	86
第 5 章	重点事業	
	1 孤立死を出さない地域づくり	96
	2 災害時の要援護者の避難支援	100
第 6 章	計画の推進体制	
	1 計画の進行管理	107
	2 計画の評価と見直し	107

資料編	秋田市地域福祉市民意識調査の概要	109
	ヒアリング(聞き取り)調査の概要	117
	地域福祉ワークショップの概要	121
	第2次秋田市地域福祉計画の策定経過	142
	秋田市社会福祉審議会条例	143
	秋田市社会福祉審議会運営要綱	145
	秋田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会委員名簿	147
	秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会設置要綱	148

第 1 章 策 定 の 趣 旨

この計画は、社会福祉の基本理念の一つである地域福祉の推進を図ることを目的として、社会福祉法第107条の規定に基づき策定された市町村地域福祉計画であるとともに、本市の福祉保健部門における基本計画であり、すべての市民が地域において自立した生活を営むことができるよう、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった分野ごとの福祉保健サービスを地域生活という視点で再編・統合するとともに、こうした公的な支援(公助)と市民による支え合いの取組み(共助)、市民一人ひとりの努力(自助)とを連携させ、総合化したものです。

社会福祉法(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

1 策定の背景

(1) 近年の福祉政策の方向性

- ・ 地域での自立した生活を支援
- ・ 利用者主体、市町村中心のサービス供給

いわゆる社会福祉基礎構造改革の成果として、平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法へと改正され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つに位置づけられました。

これよりわが国の福祉政策は、個人の尊厳を尊重する視点から、市民一人ひとりの生活全体に着目し、地域での自立した生活を支援するという基本的な考え方に基づいて、たとえ障害があっても、また、要介護状態になっても、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤の整備を進めています。

また、公的な福祉サービスの供給については、利用者主体、市町村中心の仕組みを志向しており、介護保険法に基づく介護サービスや障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスなど、特に高齢者、障害者分野において、取組みが進んでいます。

平成12年	社会福祉法スタート 利用者の立場に立った社会福祉のしくみの確立
”	介護保険制度スタート 介護を社会全体で支えるしくみの創設
平成15年	次世代育成支援対策推進法施行 次世代育成支援対策を推進するための理念と責務を掲示
平成17年	介護保険制度改革 介護予防を重視するしくみや新しいサービス体系の導入
平成18年	障害者自立支援法施行 障害者の自立と社会参加の促進を図るための新しいサービス体系の導入

(2) 今後の福祉政策の課題

- ・ 家庭の扶養能力（介護・育児機能）の低下
- ・ 地域社会の脆弱化、地域の相互扶助力の低下
- ・ 人口減少社会・少子高齢社会

地域での自立した生活を営むうえで、電球の交換やごみ出しができない、買った物を持ち帰ることができない、玄関前の除雪ができないといった生活力の低下に起因する問題、ひとり暮らしが淋しいといった心の問題、自覚がない悪質商法の被害や詐欺の被害、孤立死、災害時の避難といったリスクに対する脆弱性の問題など、公的な福祉サービスだけでは対応できない様々な生活課題が、少子高齢化の加速などによる社会の変化とともに顕在化してきています。

かつて、このような多様な生活課題は、家族や地域の助け合いによって解決されていましたが、世帯のさらなる高齢化・少人数化が進み、家庭の扶養能力が低下していることや、地域での人と人とのつながり、住民の地域への帰属意識の低下などにより、地域社会が脆弱化し、地域の相互扶助力が低下していることなどから、身近な生活課題を解決できない人が高齢者を中心に急増しています。

このような、血縁や地縁といった伝統的なつながりが弱まっていく過程において、助け合いの機能の多くは、公的な福祉サービスや市場における福祉サービスとして次第に外部化されましたが、人口減少社会・少子高齢社会においては、福祉ニーズのさらなる増加・多様化が見込まれることから、その対応が大きな課題となっています。

家庭の扶養能力（介護・育児機能）の低下

家庭の扶養能力が低下していることにより、家庭だけでは対応できない日常生活に関する福祉ニーズが増加・多様化しています。

平成17年国勢調査によると、秋田市における一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）の世帯規模は1世帯あたり2.48人で縮小を続けており、世帯人員が3人以下の世帯が一般世帯全体の77.0%、うち単独世帯は29.8%を占めています。少人数世帯では、介護・育児が特定の養護者・養育者に集中し、その負担感が大きくなりがちです。（世帯規模の縮小）

また、65歳以上の親族のいる一般世帯が急増し、一般世帯全体の35.3%を占めています。特に、高齢者単独世帯は一般世帯全体の7.5%、夫婦のみ世帯は10.2%と大幅に増加しています。高齢者のみ世帯では、世帯員の生活機能の低下などにより、日常生活に不便を生じている例が見られます。（高齢者のみ世帯の増加）

区分別世帯数・一般世帯に占める割合の推移

家族類型別	単独世帯		夫婦のみ世帯		二世帯世帯		その他の親族世帯	
平成7年(1995年)	31,775	27.7%	21,166	18.4%	45,227	39.4%	16,269	14.2%
平成12年(2000年)	36,646	29.9%	24,327	19.8%	46,062	37.5%	15,330	12.5%
平成17年(2005年)	38,961	29.8%	26,870	20.6%	47,854	36.6%	16,435	12.6%
高齢者がいる世帯	総数		うち単独世帯		うち夫婦のみ世帯			
平成7年(1995年)	30,952	27.0%	4,815	4.2%	8,548	7.4%		
平成12年(2000年)	36,953	30.1%	7,017	5.7%	11,029	9.0%		
平成17年(2005年)	46,073	35.3%	9,826	7.5%	13,374	10.2%		

秋田市企画調整部情報政策課「秋田市の人口 - 平成17年国勢調査報告 - 」(平成19年3月)

地域社会の脆弱化、地域の相互扶助力の低下

地域社会が共同体としての機能を低下させ、住民の身近な生活課題を解決できないことにより、公的な福祉サービスで対応が求められる福祉ニーズが増加・多様化しています。

地縁団体（町内会・自治会）に加入している世帯の割合は、平成19年4月推計で83.4%となっています。若い世代を中心に町内会に加入しない住民や、会費を納めているだけで活動に参加しない住民が増えており、役員中心の活動になりがちです。（地域と関わろうとしない世帯の増加）

役員についても、そのなり手不足が深刻化しており、特に会長は、後任が見つからないことなどから10年以上固定化されている団体と、なり手がいないため持ち回りの1年交代制としている団体がともに約15%となっており、そうした団体では活動が停滞する傾向がみられます。（地域自治活動の硬直化）

町内会の運営上困っていること（3つまで）

(有効回答数：756)

1	町内会の役員のなり手不足	64.4%
2	会員の高齢化	60.9%
3	町内会行事への住民の参加の少なさ	52.4%
4	予算の不足	12.4%
5	行政以外の団体との関係（負担金等）	11.1%
6	集会施設がない/狭い/不便	9.3%
7	町内会のルールを守らない住民の存在	9.0%
8	加入世帯の家族構成が把握できない	7.3%
9	日中、留守の世帯が多い	7.3%
10	行政との関係（依頼の多さ等）	7.1%
11	世代間のズレ	4.3%
12	運営のための経験や智恵が足りない	3.5%
13	構成世帯数の少なさによる障害	3.1%
14	未加入世帯の増加	2.9%
15	単身世帯数の多さによる障害	2.8%
16	住民間の摩擦	1.7%
17	家族世帯数の多さによる障害	0.8%
18	役員内のあつれき	1.3%
19	町内会の財産をめぐるトラブル	0.2%
20	政治や選挙の相談・依頼事	0.0%
21	困っていることはない	10.3%
22	その他	4.5%

東北都市社会学研究会「秋田市町内会・自治会等調査」（平成20年7月実施）

人口減少社会・少子高齢社会

高齢者の急増により福祉ニーズの増加・多様化が見込まれますが、公的な福祉サービスをおもに負担する生産年齢人口が大幅に減少することから、公的な福祉サービスだけで増加・多様化する福祉ニーズに対応することは困難となっていきます。

本市の総人口は、平成17年以降減少局面に入っており、平成37年には、平成17年よりも4万人以上減少し、291,487人（12.5%減）となる見込みです。（人口の減少）

平成19年の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に生む子供の数）は1.22で、秋田県の1.31、全国の1.34を大幅に下回っているほか、未婚化、晩婚化が統計上も顕著となっています。

このため、今後、年少人口および生産年齢人口が急減する一方で、老年人口は平成37年までの20年間に2万人以上増加し、総人口に占める老年人口の比率は、平成17年の21.1%から、平成27年には26.8%、平成37年には31.6%まで上昇する見込みです。（少子高齢化）

総人口・年齢3区分別人口・割合の推移・推計

		総人口	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
平成12年(2000年)	1	336,646	47,991	14.3%	227,785	67.7%	60,789	18.1%
平成17年(2005年)	1	333,109	43,879	13.2%	218,498	65.6%	70,371	21.1%
平成22年(2010年)	2	326,271	40,321	12.4%	210,175	64.4%	75,775	23.2%
平成27年(2015年)	2	316,789	36,592	11.6%	195,232	61.6%	84,965	26.8%
平成32年(2020年)	2	304,949	33,263	10.9%	181,303	59.5%	90,383	29.6%
平成37年(2025年)	2	291,487	29,852	10.2%	169,693	58.2%	91,942	31.6%

1) 秋田市企画調整部情報政策課「秋田市の人口-平成17年国勢調査報告」(平成19年3月)

2) 同「秋田市の将来推計人口」(平成18年12月)

(3) 地域福祉の意義

- ・ これからの社会福祉のかたち
- ・ 地域社会の再生の軸

地域における市民の多様な生活課題を解決していくためには、公的な福祉サービスだけで対応することは困難であることから、基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応するという原則を踏まえつつ、行政および社会福祉事業者だけでなく、多様な民間主体（ボランティアやNPO、住民団体など）や市民一人ひとりが担い手となり、協働しながらきめ細かな活動に取り組んでいくことが必要です。

地域福祉の目的は、すべての市民が身近な地域で自立した生活を営めるようにすることであり、そのためには、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった分野の垣根を払い、地域に存在する公・共・私の多様な主体が協働して支え合う必要があります。したがって、地域福祉とは、従来の社会福祉の縦割り行政を地域自立生活支援の視点から再編成した、これからの社会福祉のかたちであるともいえます。

また、市民一人ひとりが地域の生活課題に対する問題意識を共有することは、地域での人々の絆を強め、解決のために協働することは、新たな公共を創出し、地域の活性化につながることを期待されます。その意味で地域福祉の推進は、共同体としての地域社会を再生する軸となりえます。

(4) 地域福祉を推進するための市の役割

- ・利用者主体のサービス（セーフティネット）の提供
- ・地域生活の総合的な支援
- ・地域福祉活動のコーディネート

市民にとって地域での自立した生活を妨げる生活課題は、日常のあらゆる場面で起こりうるものであることから、地域福祉における「福祉」の概念は、公的な福祉サービスにおいてイメージされる「福祉」よりも自ずと幅の広いものになります。

市は市民の福祉を増進する責任を有することから、まずは、セーフティネットとして機能し、かつ、持続可能な、利用者の立場に立った公平で適正な福祉サービスを提供していく必要があります。

そして、狭義の福祉の枠にとらわれず、防災や防犯、教育や文化、雇用、公共交通やまちづくり、建築など、あらゆる分野において地域福祉の視点から取り組むことが必要となります。

また、公的な福祉サービス（フォーマルサービス）と、それ以外の地域福祉活動や市場による福祉サービスなど（インフォーマルサービス・サポート）が相まって効果的に機能するよう、市民の地域福祉活動を促進するとともに、公・共・私の多様な主体の連携・協働を調整する必要があります。

(5) これまでの取組み～秋田市地域福祉計画(第1次計画)の総括

・地域福祉の理念の普及

平成15年の社会福祉法第107条の施行を受け、本市では、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会における作業を中心に、アンケート調査やワークショップなどにより市民参加を得ながら、平成16年3月、平成16年度から平成20年度までの5年間を計画期間とする秋田市地域福祉計画(以下、「第1次計画」という。)を策定しました。

第1次計画では、地域福祉とは「地域のしあわせをみんなで築いていくこと」であると宣言し、5つの基本理念(適切なサービス、自立、協働、地域づくり、参加・参画)および3つの基本方針(主体的な選択、公・共・私の責任と役割分担、社会参加と自己実現)のもと、市民一人ひとり、さらには地域社会の「エンパワメント(自分の中に力をたくわえ、積極的な自己をつくり出すことによって問題の解決に取り組み、社会的な決定力を獲得すること)」を図ることをめざし、地域福祉の理念について、行政施策へ反映させるとともに市民へのPRを進めてきました。

行政施策への反映については、高齢者プラン、障害者プラン、次世代育成支援行動計画の策定にあたって、各計画の基本理念を構成する柱に地域福祉の理念を据え、各施策への反映に努めました。

また、市民へのPRについては、地域福祉計画リーフレットの全世帯への配布や、のべ27回の説明会・ワークショップの開催のほか、秋田市民生児童委員協議会と協働して、地域福祉活動実践事例集および事例紹介ビデオを作製しました。

このような取組みは、具体的な指標を用いてその成果を検証することは困難ですが、地域福祉の理念の普及という面では、第1次計画は一定の役割を果たしています。

(6) 見直しの基本方針

- ・福祉の総合化
- ・課題解決のしくみづくり

第1次計画の5年間で取り組んできた地域福祉の理念の普及活動を踏まえ、本計画は次の段階として、引き続き公的な福祉サービスの充実を図りつつ、地域における身近な生活課題に対応し、地域での支え合いを進めるための具体的な取組みを明らかにする必要があります。

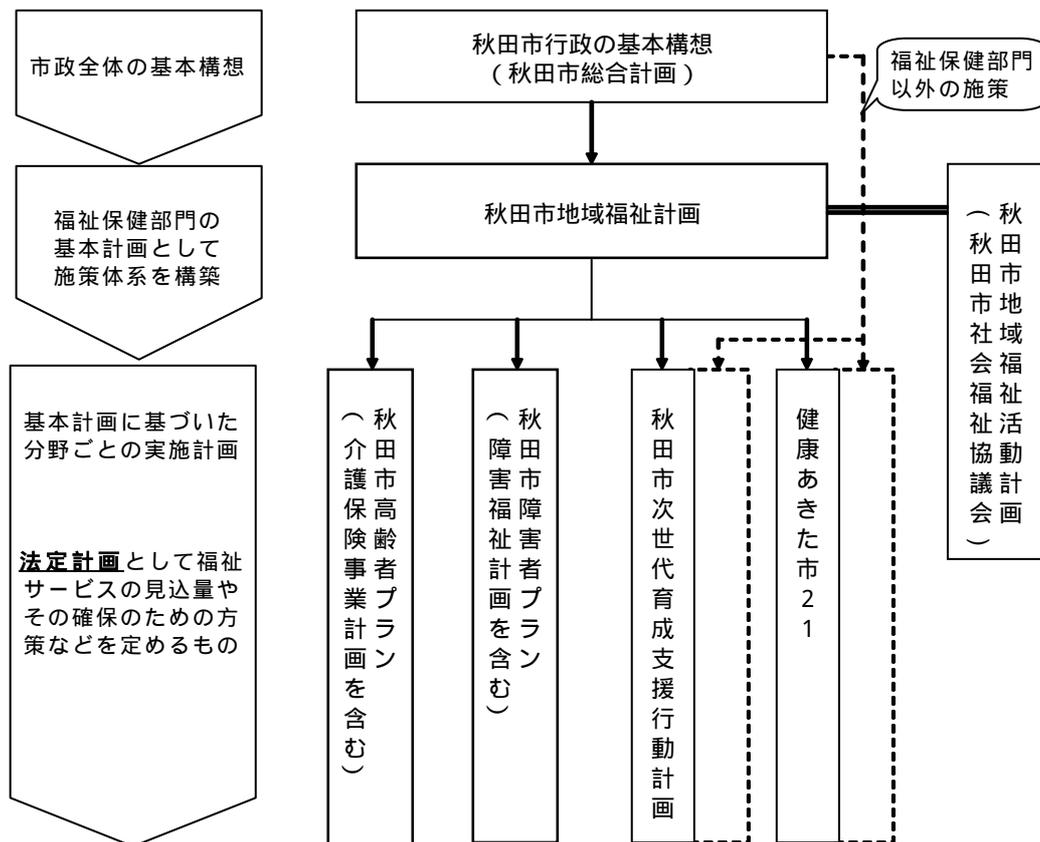
そのため、第1次計画の見直しにあたっては、従来の社会福祉の分野別の取組みを、誰もが地域で自立した生活ができるよう支援するという視点から再編成し、福祉サービス以外の生活環境整備や地域づくり、さらには、様々な主体による公的制度以外の支援をも含めて、本市における福祉全体の総合化を図るとともに、課題解決のしくみをつくりまします。

2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、「秋田市総合計画」がめざす将来都市像「しあわせ実感 緑の健康文化都市」を実現するための福祉保健部門の基本計画であり、社会福祉法第107条を策定の根拠としています。

また、地域福祉計画は、「秋田市高齢者プラン」、「秋田市障害者プラン」、「秋田市次世代育成支援行動計画」、「健康あきた市21」を統合し、各計画の施策を推進する上での共通理念と各計画の基本方向を示すものとなります。それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、個別計画において位置づけます。

なお、秋田市社会福祉協議会（社会福祉法第109条の規定による社会福祉法人）が策定する「秋田市地域福祉活動計画」とは、相互に連携した計画とします。



計画の名称	策定の根拠
秋田市総合計画	地方自治法第2条第4項
秋田市地域福祉計画	社会福祉法第107条
秋田市高齢者プラン	老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画） 介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）
秋田市障害者プラン	障害者基本法第9条第3項（市町村障害者計画） 障害者自立支援法第88条（市町村障害福祉計画）
秋田市次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条
健康あきた市21	健康増進法第8条第2項

3 計画期間

地域福祉計画の計画期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とし、必要に応じて見直しをすることとします。

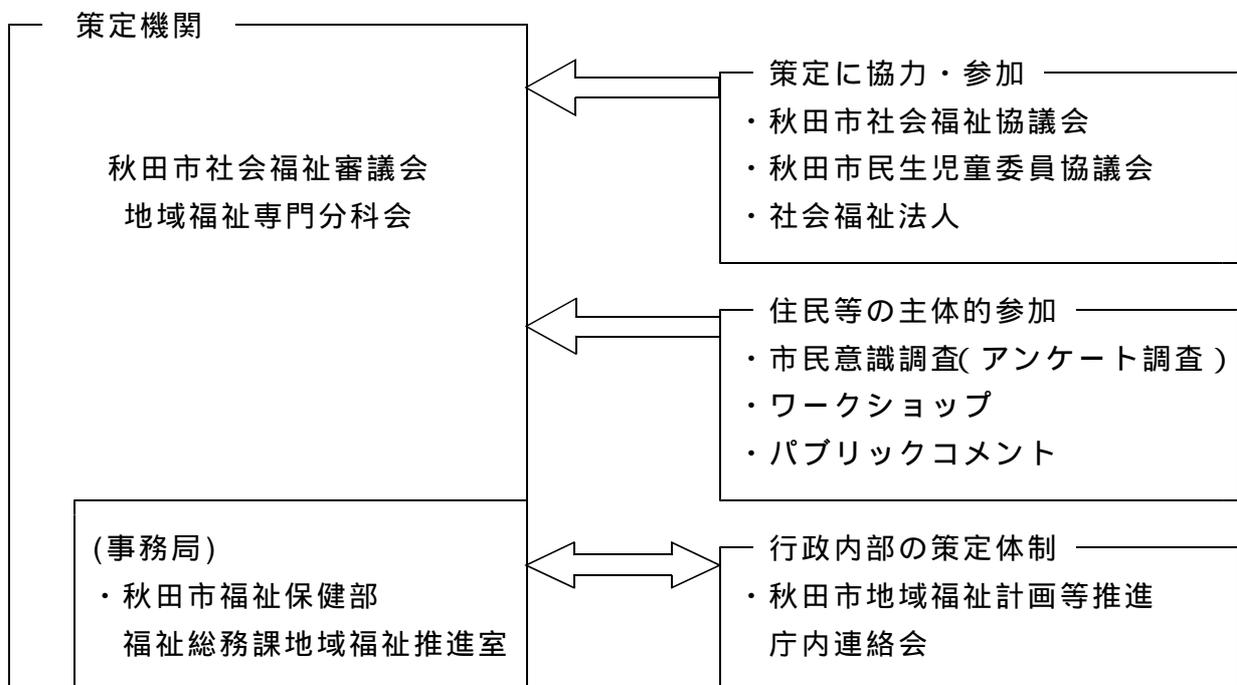
計画の名称	現行計画の 計画期間	～H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
秋田市総合計画	H19～H27	第11次計画							
		19-21期計画		22-24期計画			25-27期計画		
秋田市地域福祉計画	H21～H25	第1次計画		第2次計画					
		第5次計画		第6次計画					
秋田市高齢者プラン (秋田市介護保険事業計画)	H21～H23	第3期計画		第4期計画					
		第1期計画		第2期計画					
秋田市障害者プラン (秋田市障害福祉計画)	H19～H24 H21～H23	第3次計画							
		前期計画		後期計画					
健康あきた市21	H15～H22								

4 策定方法

(1) 策定体制

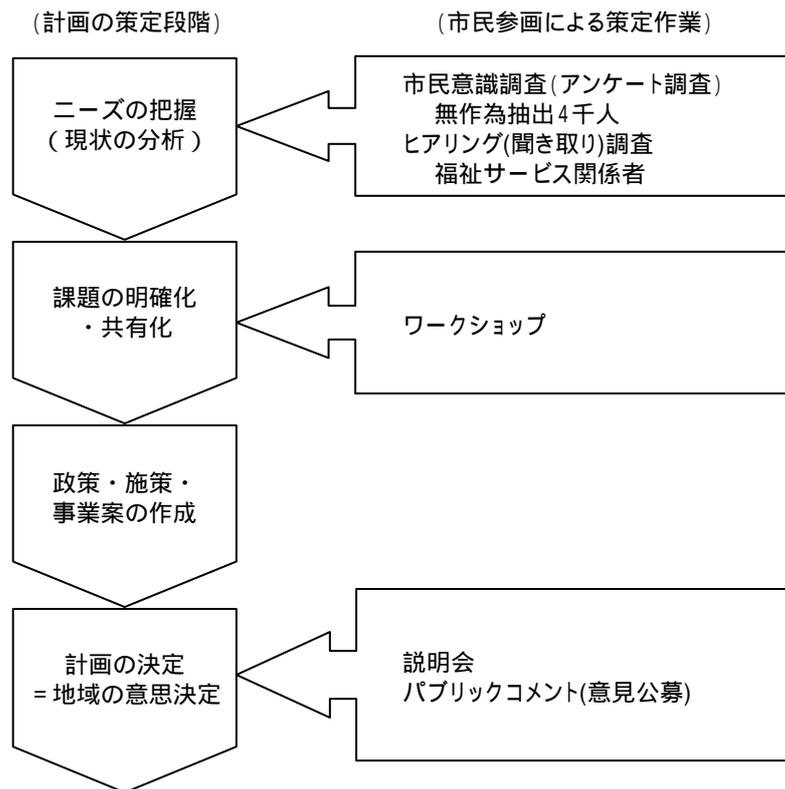
策定作業の中心は、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する法定機関の「秋田市社会福祉審議会」であり、同審議会において地域福祉に関する事項を調査審議する「地域福祉専門分科会」を策定機関としました。

策定作業にあたっては、秋田市社会福祉協議会や秋田市民生児童委員協議会など地域福祉活動の中核的な担い手から協力を得るとともに、庁内においても「秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会」で全庁的な調整を図りました。



(2) 市民等の意見聴取

社会福祉法第107条の規定に基づき、市民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、これらの参画を得て生活課題の把握および解決方向の検討を行ったほか、広く意見公募を実施しました。



市民意識調査（アンケート調査）

地域福祉ニーズや地域福祉施策の評価等の基礎資料を得るため、一般市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

1 実施状況

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 調査実施期間 | 平成19年11月30日から12月14日まで |
| (2) 調査対象者 | 20歳以上の市民から無作為抽出した4千人 |
| (3) 実施方法 | 郵送による無記名アンケート |
| (4) 有効回答者数 | 1,918人（回答率：48.0%） |

2 調査内容

- 日常生活の困りごとに関して（7問）
- 地域活動に関して（4問）
- 地域福祉を支える制度に関して（5問）
- これからの地域づくりに関して（9問）

ヒアリング（聞き取り）調査

市民意識調査を補足するため、福祉サービスに関わっている人を対象とした聞き取りを実施しました。

1 実施状況

- | | |
|------------|--|
| (1) 調査実施期間 | 平成20年6月10日から7月1日まで |
| (2) 調査対象者 | 民生委員・児童委員
地域包括支援センター管理者(10)
地域生活支援コーディネーター(3)
秋田市福祉事務所
(母子自立支援員、子育て相談員、
家庭相談員、婦人相談員、生活保護相談担当) |
| (3) 実施方法 | 面談による聞き取り調査 |

2 調査内容

- 日常生活の困りごとに関すること
- 地域活動に関すること
- これからの地域づくりに関すること
- その他

ワークショップ

市民の主体的な参加により、生活課題や地域の課題を抽出し、課題解決策を検討するため、ワークショップを実施しました。

1 実施状況	
(1) 実施日	第1回 平成20年7月11日 第2回 平成20年7月18日 第3回 平成20年7月25日 第4回 平成20年8月1日
(2) 参加者	公募、呼びかけによる市民、のべ117人
2 テーマ	
第1回	地域福祉に関する生活課題
第2回	ひとり暮らし高齢者・高齢者だけの世帯が安心して暮らすことができるためにどうしたらよいか
第3回	災害時にみんなが安全に避難するためにどうしたらよいか
第4回	安心して子どもを育てるためにどうしたらよいか

説明会

ヒアリング調査対象者やワークショップ参加者に計画案を説明し、意見を反映させる機会とするため、説明会を実施しました。

1 実施状況	
(1) 実施日	平成21年1月24日（第1回）、31日（第2回）
(2) 参加者	25人（第1回）、20人（第2回）

パブリックコメント（意見公募）

市民意見を計画に反映させるため、計画案に対する意見を募集しました。

1 実施状況	
(1) 実施期間	平成21年1月16日から31日まで
(2) 受付意見	4件（2人）

第 2 章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 福祉ニーズと福祉サービス

(1) 市民の福祉ニーズの現状

福祉サービスの利用者

《高齢者・障害者》

高齢者・障害者とも増加傾向にあります。特に、高齢化率は20%を超え、さらなる高齢化の進行が見込まれます。

高齢者人口は年々増加しており、特に昭和22～24年頃生まれのいわゆる団塊の世代が65歳以上となることによってさらに加速することが予測されています。現在、継続的な福祉サービスを必要としていない方であっても、病気や生活機能の低下などによって将来的に必要となる可能性を抱えていることから、高齢者の増加にともないサービス需要が増加するものと見込まれます。特に、支援を要するひとり暮らし高齢者の増加が顕著となっています。

障害者手帳所持者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれも増加傾向にあります。特に、精神障害者は障害者自立支援法の施行にともなって手帳所持者が増加しています。今後は、高齢者の増加にともなって心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫といった内部機能に障害をもつ身体障害者の増加が予測されます。なお、障害者の地域移行については、第2期秋田市障害福祉計画では、入所施設の障害者のうち91人が平成23年度までに地域生活へ移行すると見込んでいます。

介護保険の要介護認定者は年々増加しており、高齢者人口の急増に比例してさらなる増加が見込まれます。

高齢者数および高齢者単独世帯数の推移・推計

	総人口	高齢者数				高齢者単独世帯数		
		前期 高齢者	後期 高齢者	合計	高齢化率	前期 高齢者	後期 高齢者	合計
平成12年(2000年)	1 336,646	37,002	23,787	60,789	18.1%	4,350	2,936	7,286
平成17年(2005年)	1 333,109	33,967	36,404	70,371	21.1%	4,911	4,915	9,826
平成22年(2010年)	2 326,271	38,138	37,637	75,775	23.2%	4,860	5,725	10,585
平成27年(2015年)	2 316,789	43,909	41,056	84,965	26.8%	5,503	6,136	11,639
平成32年(2020年)	2 304,949	47,060	43,323	90,383	29.6%	5,924	6,363	12,287
平成37年(2025年)	2 291,487	42,304	49,638	91,942	31.6%	5,329	7,263	12,592

- 1) 秋田市企画調整部情報政策課「秋田市の人口 - 平成17年国勢調査報告 - 」(平成19年3月)
 2) 同「秋田市の将来推計人口」(平成18年12月)、「秋田市の世帯の将来推計」(平成19年7月)

障害者数の推移・推計

	身体障害者					知的障害者					精神障害者		
	視覚	聴覚	肢体	内部	計	軽度	中度	重度	最重度	計	入院	在宅	計
平成17年度	933	1,219	7,369	3,212	12,733	299	687	529	198	1,713	634	4,248	4,882
平成18年度	944	1,229	7,467	3,310	12,950	323	552	639	206	1,720	676	4,634	5,310
平成19年度	936	1,230	7,605	3,430	13,201	255	485	695	279	1,714	701	4,674	5,375
平成23年度	812	1,146	7,830	4,298	14,086	313	879	584	221	1,997	769	6,504	7,273

平成23年度の推計値は、第3次秋田市障害者プランによる。

要介護認定者数の推移

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成15年度	1,683	-	3,813	1,584	1,193	1,235	1,344	10,852
平成16年度	1,823	-	4,503	1,745	1,423	1,458	1,454	12,406
平成17年度	1,873	-	1,938	1,916	1,479	1,679	1,552	10,437
平成18年度	1,830	-	4,958	1,935	1,770	1,670	1,551	13,714
平成19年度	1,390	1,341	3,830	2,218	1,896	1,807	1,618	14,100

平成18年度までの要支援、経過的要介護は要支援1としている。

《子ども・子育て世帯》

子どもの数は減少しており、さらなる減少が予測されます。
 経済的な支援を必要としている母子家庭は増加傾向にあります。

年少人口(15歳未満)は、市町合併(平成17年)による増加を除き減少を続けており、その全人口比は漸減しています。合計特殊出生率1.22(平成19年)などの指標からも、今後のさらなる減少が予測されます。

就学前児童の居場所は、保育所が増加、幼稚園が減少しています。また、在宅(保育所、幼稚園以外)の就学前児童は、0~5歳人口からの差引きで、平成19年度は5,659人と推定されます。

母子世帯等のうち、経済的な支援を必要とする児童扶養手当受給資格者は増加傾向にあります。平成17年国勢調査によると、離別率は上昇していますが、婚姻数や児童数が減少していることから、今後の極端な増加はないものと予想されます。

児童の状況の推移

	年少人口		0~5歳人口	保育所児童数	幼稚園児童数	母子家庭	児童扶養手当受給資格者
		全人口比					
平成15年度	43,465	13.7%	16,146	4,063	5,361	2,987	2,302
平成16年度	42,771	13.4%	15,838	4,222	5,266	3,329	2,479
平成17年度	43,879	13.2%	16,199	4,778	5,155	3,723	2,576
平成18年度	43,221	13.0%	15,774	4,857	5,067	3,566	2,662
平成19年度	42,230	12.8%	15,414	4,826	4,929	3,431	2,773
平成20年度	41,537	12.7%	15,173	4,941	4,798	3,332	-

年少人口および0~5歳人口は10月1日、保育所児童数は4月1日、幼稚園児童数は5月1日、母子家庭は8月1日、児童扶養手当受給資格者は3月末
 保育所児童数は、認可保育所、へき地保育所、認可外保育施設及び企業内保育施設の合計

《生活保護受給者》

本市の保護率（平成19年度 13.84‰）は全国平均より高く、60歳以上の被保護者の比率が高まっています。

生活保護受給者は平成19年度の月平均で3,389世帯、4,591人、保護率は13.84‰となっています。これは、全国の保護率や秋田県の保護率と比較して高い水準となっています。近年は、平成16年度の15.01‰をピークに減少傾向にありましたが、雇用状況の悪化などにより増加に転じることが予測されます。年齢構成別では、60歳以上の比率が年々高まっており、今後も増加が見込まれます。

保護状況の推移

	被保護者		保護率			60歳以上	
	世帯数	人員	秋田市	秋田県	全国	人数	構成比
平成15年度	3,140	4,514	14.17‰	9.9‰	10.5‰	1,977	46.0%
平成16年度	3,371	4,843	15.01‰	10.5‰	11.1‰	2,234	47.4%
平成17年度	3,554	5,026	14.95‰	11.0‰	11.6‰	2,456	49.5%
平成18年度	3,461	4,749	14.16‰	11.0‰	11.8‰	2,447	51.7%
平成19年度	3,389	4,591	13.84‰	11.1‰	12.1‰	2,473	54.8%

被保護者は月平均、60歳以上は7月1日

新たな福祉ニーズ

地域での自立した生活を妨げる多様な生活課題には、日常生活のちょっとした問題から、社会問題化している人権や生命にかかわる問題まで、公的な福祉サービスにつながりにくいものや公的な福祉サービスだけでは対応が困難なものなど数多くあり、新たな福祉課題となっています。

ひとり暮らし高齢者の増加によって、電球の交換やごみ出しができない、買った物を持ち帰ることができないなど生活力の低下に起因する日常生活の問題等が、公的な福祉サービスにつながりにくいものであるだけに、当事者にとって切実な問題として表面化しています。

また、公的なサービスだけでは解決に結びつきにくく、近年、社会問題化している問題があります。

たとえば、完全失業率の上昇や非正規雇用の増加が示す雇用情勢の悪化や不安定化は、特に若年者の自立を妨げ、ワーキングプアやニートといった社会問題に結びついているものと考えられています。また、中高年男性が失業を機にひきこもりとなり、ついには自殺や孤立死に至るケースも発生しています。

後を絶たない児童虐待や高齢者虐待のように、養育者・養護者が育児や介護の負担を一人で抱え込んで心身ともに疲労し、追いつめられて引き起こす問題もあります。

いずれの問題も早期に発見して対応しなければとりかえしのつかない事態を招きかねませんが、個人の内面や家庭内に深く関わることであり、また、問題を抱える人や家庭は地域社会とのつながりが弱く、社会的に孤立している場合が多いことから、その実態がとらえにくく、公的なサービスだけで問題を予防・発見することは非常に困難です。

これらの問題は、社会的な孤立を背景として、経済・生活問題や家庭問題、心身の健康問題など、様々な要因が重なって発生するといわれており、問題の要因を個別に取り除くことだけでなく、心のケア、孤立の解消なども含めた総合的な取り組みが必要となっています。

雇用状況の推移

	労働力人口						
		就業者				完全失業者	
		雇用者			完全失業者	完全失業者	
			常雇	臨時雇			完全失業者
平成12年	160,238	152,236	125,808	108,846	16,962	8,002	5.0%
平成17年	165,321	154,424	127,550	107,220	20,330	10,897	6.6%

自殺者数・自殺率の推移

	自殺者数	自殺率(人口10万人あたり)		
		秋田市	秋田県	全国
平成15年度	90	28.3	44.6	25.5
平成16年度	83	26.1	39.1	24.0
平成17年度	101	30.3	39.1	24.2
平成18年度	106	31.9	42.7	23.7
平成19年度	87	26.4	37.6	24.4

高齢者虐待、児童虐待の相談状況

(件)

	高齢者虐待 相談	児童虐待相談		
		秋田市子ども 未来センター	秋田県 児童相談所	計
平成17年度	-	66	133	199
平成18年度	-	73	186	259
平成19年度	36	99	222	321

【孤立死の現状】

秋田市斎場では、年に数回、祭壇に遺影が飾られない火葬が執り行われています。おもに行旅死亡人とよばれる行き倒れや漂着死体など身元不明者の火葬ですが、ときには、遺影がないにもかかわらず遺族と思しき参列者がいることがあります。これは、誰にも気づかれないまま死亡して長期間放置されていたため、遺体の状態からは身元確認ができなかった方の火葬場面です。たとえ自宅や自室で発見されたとしても、DNA鑑定などで警察が身元を特定するまでの間は身元不明者として扱わなければならないため、遺体や遺骨を遺族に引き渡すことができないのです。

いわゆる孤立死のうち、身元確定までの間、身元不明者として市が引き取って火葬をした件数は、平成19年度に6件、平成20年度に3件ありましたが、これは孤立死全体の氷山の一角にすぎないと考えられます。孤立死(孤独死)には明確な定義がないことから統計資料はありませんが、民生委員の報告等によれば市内でも相当数発生しているものと推測されます。

近年、次々と発生している孤立死について、その悲惨さが注目され、社会的な関心が高まっていますが、孤立死はあくまで本人や遺族の問題と考えられがちです。しかし、孤立死(自殺はもちろんですが)の社会的な影響も無視することはできません。遺体発見時の警察や市の対応、遺体や遺品の後始末といった直接的なコストだけでなく、たとえば、孤立死を防げなかったことが近隣関係に波風を立てたり、地域を沈滞させたり、さらには、不動産の資産価値を低下させるといったように、多方面への影響もあるのです。

孤立死の増加の要因は、近隣との関わりを望まずに孤立した生活を送っている単身者が増加しているためですので、孤立死を防ぐためには、地域において孤立者をつくらぬ近隣関係づくりが大切です。そして何よりも、日頃からの安否確認をお願いしたり、もしものときの対応を決めておくなど、本人の自覚がもっとも大切です。

わが国では死について語ることは縁起がよくないという理由で敬遠されがちですが、自分の死後のことについて切実な不安を抱えている方が確実に増えていることから、死後に発生する葬儀や財産処分などを事前に契約しておく「生前契約」や、自分の介護や葬儀、財産などに関する希望を書き留めておく「エンディングノート」などが、近年、注目されるようになっていきます。

(2) 福祉サービスの課題

公的な福祉サービスの供給

今後の本市の財政状況や人口構造を予測すると、今後、ますます増加・多様化する市民ニーズに公的な福祉サービスだけで対応していくことは困難になると考えられます。

公的な福祉サービスの具体的な内容と供給量については、分野別の個別計画においてそれぞれ設定しており、本市が福祉部門に投じている費用は、一般会計の20%超を占めています。

本市の予算編成は、平成13年度以降、収支不足を多額の基金の取り崩しや臨時財政対策債で補てんしており、実質的な赤字予算が続いていることから、過去3年間の決算額をみても、義務的な経費（人件費、扶助費、公債費）を除いた歳出額は縮小しています。

今後の財政状況はこれまで以上に厳しくなるものと見通しており、限られた予算で増え続ける福祉ニーズに対応せざるを得ないきわめて困難な状況に直面しています。

単純に言えば、今後は、生産年齢人口の減少により市民全体の担税力が低下するため、税収に見合った予算規模としなければならず、福祉関係に使える予算もその影響を避けられません。

第1次計画では、平成12年当時で高齢者1人に対して生産年齢人口4人という人口構造が、平成42年には高齢者1人に対して生産年齢人口2人となると予測されることを、「30年で『みこし』から『かご』へ」という説明をしました。

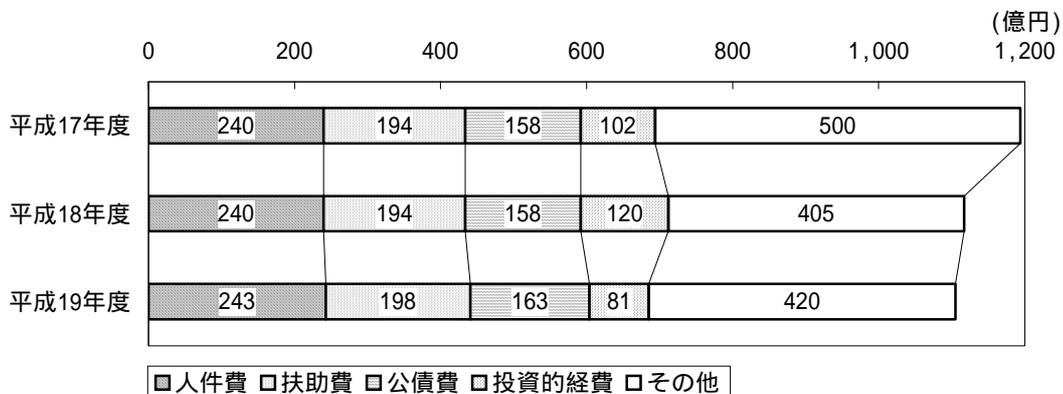
しかしながら、本市における高齢化は当時の予測を超えて進行しており、平成17年国勢調査では、すでに高齢者1人に対して生産年齢人口3人となっており、平成18年推計によれば、平成32年には高齢者1人に対して生産年齢人口2人となる「かご」の状況が出現すると予測されています。

したがって、現行制度を単純に維持するだけでも、生産年齢人口一人ひとりの負担が重くなることが避けられません。

秋田市の一般会計当初予算における民生費（福祉関係）の推移 （千円）

	一般会計	民生費（福祉関係）					
				社会福祉費	児童福祉費	生活保護費	災害救助費
平成17年度	117,376,000	26,746,390	22.8%	11,641,795	6,834,586	8,268,845	1,164
平成18年度	113,836,000	27,339,105	24.0%	11,688,956	7,109,857	8,539,128	1,164
平成19年度	113,150,000	27,055,466	23.9%	11,819,045	7,102,218	8,132,993	1,210
平成20年度	113,274,000	25,000,739	22.1%	9,959,320	7,267,435	7,771,934	2,050

一般会計歳出（性質別）決算額の推移



総人口・年齢3区分別人口・割合の推移・推計

	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口(a) (15～64歳)	老年人口(b) (65歳以上)	a/b
平成12年(2000年)	336,646	47,991 14.3%	227,785 67.7%	60,789 18.1%	3.7
平成17年(2005年)	333,109	43,879 13.2%	218,498 65.6%	70,371 21.1%	3.1
平成22年(2010年)	326,271	40,321 12.4%	210,175 64.4%	75,775 23.2%	2.8
平成27年(2015年)	316,789	36,592 11.6%	195,232 61.6%	84,965 26.8%	2.3
平成32年(2020年)	304,949	33,263 10.9%	181,303 59.5%	90,383 29.6%	2.0
平成37年(2025年)	291,487	29,852 10.2%	169,693 58.2%	91,942 31.6%	1.8

- 1) 秋田市企画調整部情報政策課「秋田市の人口 - 平成17年国勢調査報告 - 」(平成19年3月)
- 2) 同「秋田市の将来推計人口」(平成18年12月)

地域福祉活動の担い手

《社会福祉協議会》

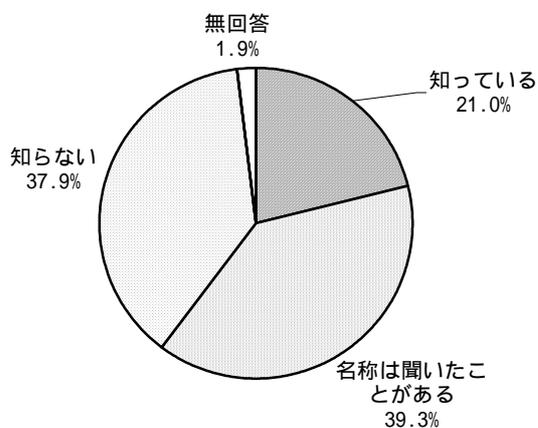
秋田市社会福祉協議会は、地域福祉活動の中核となる団体として行政や民生委員・児童委員など関係機関・団体との連携を一層強化する必要があります。地区社会福祉協議会は、住民の参加を得られるよう活動の活性化を図ることが期待されます。

秋田市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する様々な団体により構成され、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられています。

これまでも、「誰もが安心して暮らせるまちづくりをみんなの手で」進めるため、市と連携しながら、ネットワーク活動や独自の在宅福祉サービスの充実、ボランティア活動の支援などに取り組んできました。このたび、平成21年度から平成25年度までを計画期間とする新たな地域福祉活動計画がスタートしたところであり、活動の一層の充実が期待されます。

市内の38地区に組織されている地区社会福祉協議会は、秋田市社会福祉協議会と密接に連携し、それぞれの地区において住民の参加を得ながら地域福祉活動を展開しています。しかしながら、市民意識調査では、地区社会福祉協議会の活動を知っている人は21.0%であったことから、住民の理解・参加が得られるよう、その活動を住民により広くPRしつつ、充実させていくことが期待されます。

地区社会福祉協議会の認知度
(平成19年秋田市地域福祉市民意識調査)



《民生委員・児童委員》

民生委員・児童委員は、相談支援活動の一層の充実を図るとともに、地域福祉活動の促進に努める必要があります。

民生委員法および児童福祉法に基づいて厚生労働大臣が委嘱するボランティアである民生委員・児童委員は、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手の一人となることが期待されます。

本市では、705人(定数)が38地区に設置された民生児童委員協議会(法定)を基盤として活動しており、平成19年度の全体の年間相談支援件数は34,666件となっています。市民意識調査によると、担当の民生委員・児童委員を知っている市民は37.2%、民生委員・児童委員の仕事を知っている市民は42.4%で、その活動は市民にある程度認知されており、その役割は重要なものとなっています。

しかしながら、民生委員・児童委員からは、委員活動を進める上での悩み・苦勞のほかにも、相談支援以外の業務に忙殺されている、必要な情報が得られないなど、活動の障害となっている様々な課題が指摘されています。

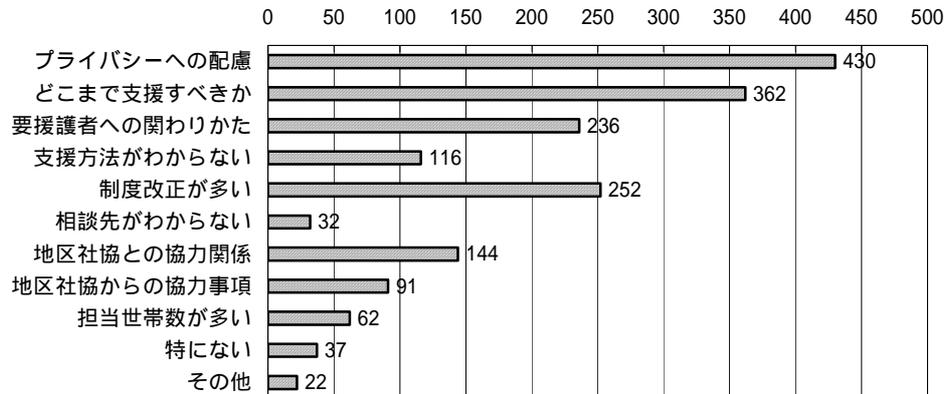
また、近年、委員一人ひとりの個別援助活動だけでなく、民生児童委員協議会としての地域福祉活動の役割が大きくなっており、地域全体での取組みを促進することが期待されます。

民生委員・児童委員の活動状況

	委員 定数	相談・支援件数					訪問回数		活動日数	
		高齢者	障害者	子ども	その他	計	訪問連 絡活動	その他	日数	日数/人
平成17年度	699	20,013	1,254	5,837	6,054	33,158	78,057	45,022	95,595	137
平成18年度	699	17,474	1,233	8,470	5,964	33,141	70,546	36,326	95,847	137
平成19年度	705	18,844	1,348	8,417	6,057	34,666	72,405	41,020	97,571	139

委員定数は平成19年12月から変更

委員活動を進める上での悩み・苦勞
(平成19年秋田市民生児童委員協議会調査)



民生委員の職務（民生委員法第14条）

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること。

児童委員の職務（児童福祉法第17条）

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

《社会福祉事業者》

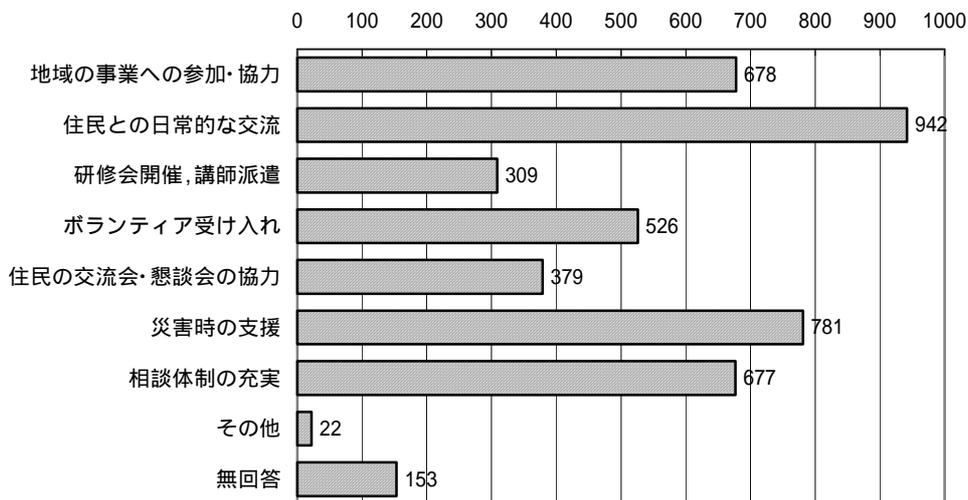
社会福祉事業者（社会福祉施設）は、地域社会の一員として積極的に地域へ浸透していくことを地域社会から求められています。

社会福祉事業者は自らが行う社会福祉事業に関する専門機能を有しており、各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、実習やボランティアの受入れ、さらには、住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割を果たすことが期待されます。

本市が指導監査を行っている本市の区域内のみで事業を行う社会福祉法人は46法人、社会福祉施設は82施設となっています（平成19年度末）。

市民意識調査では、福祉施設の利用者と住民との日常的な交流を進めればよいと考える人は49.1%であるなど、様々な面で地域住民からの期待が大きいといえます。

福祉施設は地域社会とどう関わっていけばよいか
（平成19年秋田市地域福祉市民意識調査）



《市民活動（ボランティア・NPO活動）》

ボランティア・NPO活動などの市民活動は、多くの市民とりわけ団塊の世代の参加を得ながら、その活動が量的にも質的にも拡大していくことが期待されます。

ボランティア・NPO活動などの市民活動は、参加者の自発的な意思によって自己実現や社会貢献への意欲を満たす活動であるとともに、受ける側にとっては、公的な福祉サービスでは対応できない生活課題を充足させるものであることから、両者をつなぐ多様な支え合いによって、地域福祉活動を重層的なものとするのが期待されます。

秋田市ボランティアセンターの登録者数は、個人登録が953人、団体登録が205団体4,236人となっています(平成19年度末)。その登録者をみると、高齢女性が大多数となっています。

秋田県が認証したNPO法人のうち秋田市に事務所を置く団体は、平成20年9月1日現在で83団体となっています。認証された団体数の推移をみると、平成15年度の18団体をピークに減少し続けています。

市民意識調査の結果によると、ボランティア・NPO活動に参加している市民は10%未満であり、一般市民の参加が得られていない状況ですが、その支障となっていることは、仕事のため時間がないことが最も多い回答となっています。

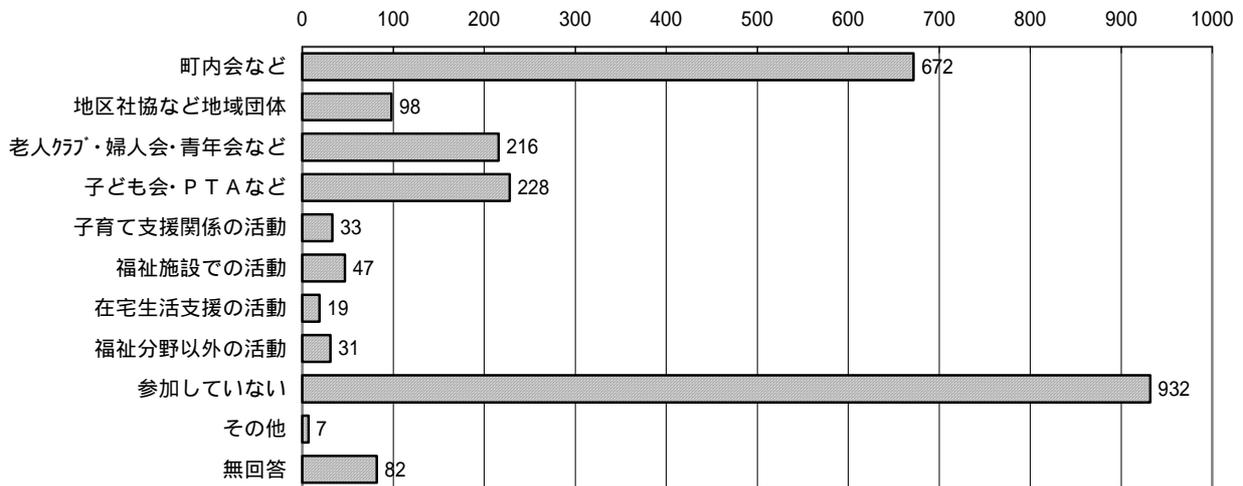
今後、地域では、一斉に退職する団塊世代が新たな生活を営むこととなります。これまで、おもに仕事に向けられていた自己実現意欲を、今後は地域活動に向けられる人も増えると考えられます。このような豊かな経験を持つ人々が市民活動へ参加していくことが重要です。

ボランティア・NPO法人の状況

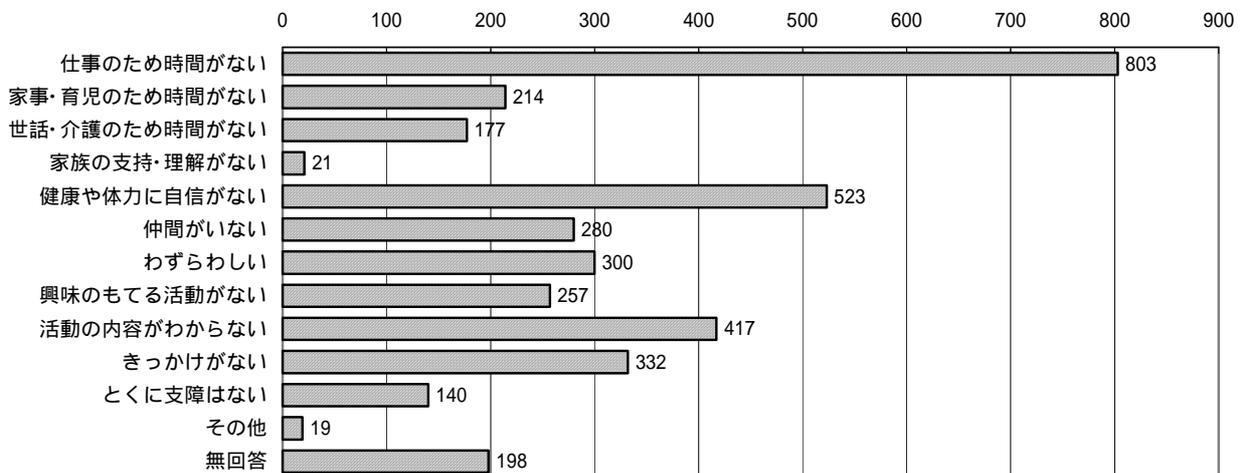
	ボランティア登録者数 1)			NPO法人認証数 2)		
	個人	団体数	人数	認証数	累計	解散数
平成17年度	944	199	4,237	12	61	3
平成18年度	932	205	4,298	9	70	2
平成19年度	953	205	4,236	8	78	2

- 1) 秋田市ボランティアセンターの登録者数
 2) 秋田県が認証したNPO法人のうち秋田市に事務所を置く団体数

参加している地域活動
 (平成19年秋田市地域福祉市民意識調査)

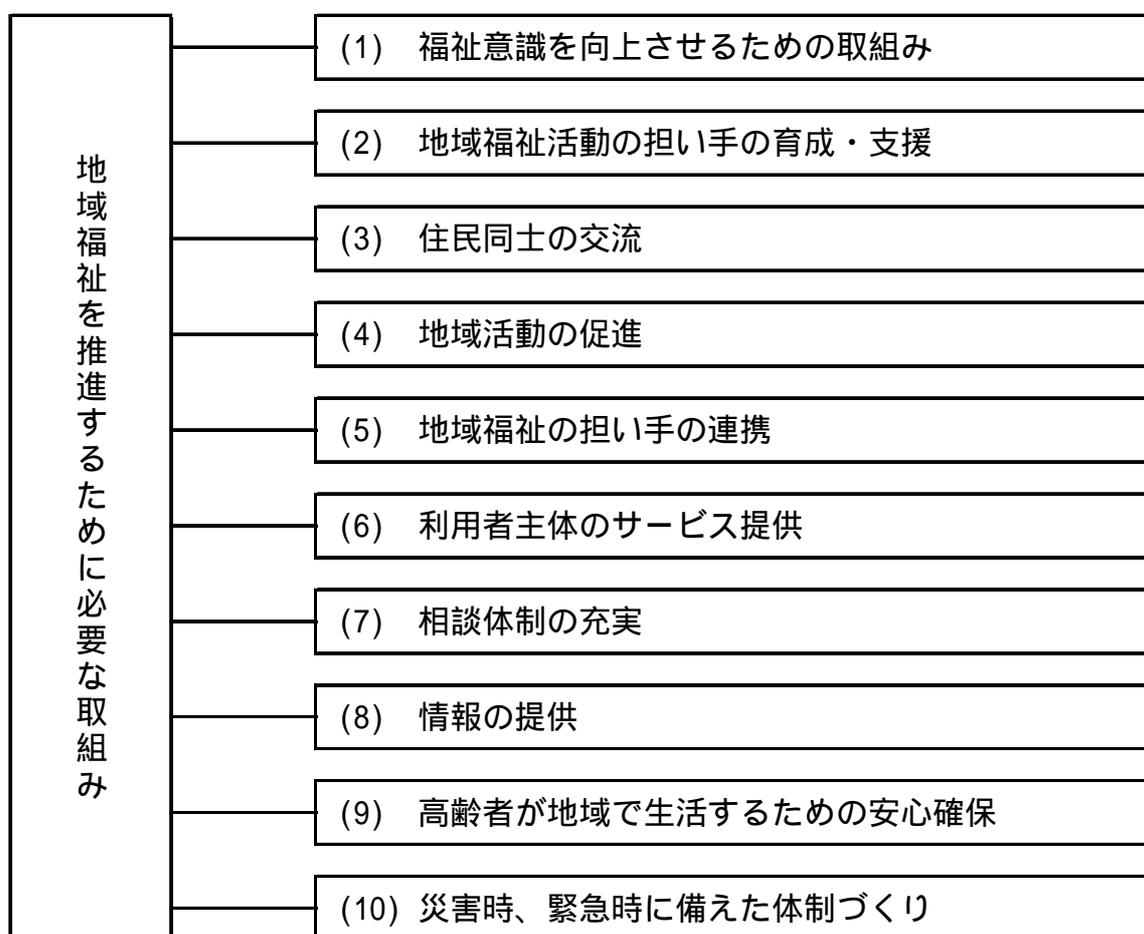


地域活動に参加するときに支障となること
 (平成19年秋田市地域福祉市民意識調査)



2 市民の生活課題と解決の方向

地域福祉ニーズを把握するため、20歳以上の市民から無作為抽出した4千人を対象として市民意識調査を実施したほか、市民意識調査を補足するため、福祉サービスに関わっている人を対象としてヒアリング（聞き取り）調査を実施しました（15ページ）。また、市民と市が課題を明確化、共有化するため、ワークショップを実施しました（16ページ）。その結果から、地域福祉を推進するために必要な取組みを以下のとおり整理しました。



(1) 福祉意識を向上させるための取組み

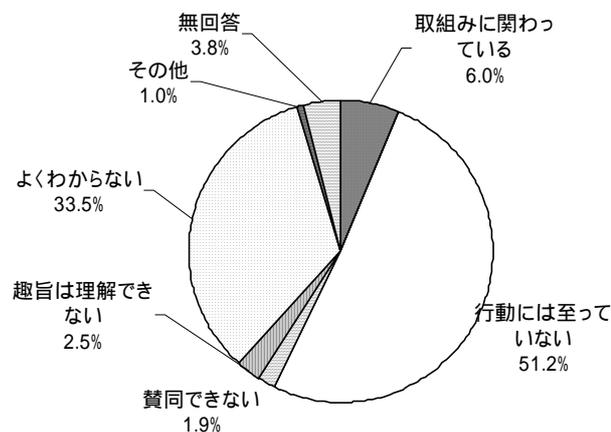
支え合いの地域社会を実現していくためには、市民一人ひとりが毎日の暮らしの中で、互いに認め合い、年齢の違いや障害の有無にかかわらず、互いに尊重しあう姿勢が必要です。

ヒアリング調査では、市民の意識改善や理解の促進、地域福祉のPRを行政に求める意見が多数出されました。

また、地域福祉の趣旨「誰もが身近な地域社会で自立した生活が営めるよう、みんなで支え合う地域社会をつくっていくこと」についての市民の理解は、市民意識調査によれば、「理解できるが行動には至っていない」が51.2%で最も多く、「よくわからない」が33.5%で2番目に多い結果となっています。

このようなことから、地域福祉を推進するためには、「(市民一人ひとりの)福祉意識を向上させるための取組み」を引き続き実施していくことが課題となっています。

地域福祉の趣旨に対する考え方
(平成19年秋田市地域福祉市民意識調査)



(具体的対応策の提案：ヒアリング調査より)

市民が福祉に関心を持つための P R が必要

地域福祉に関する意識づけのため市民にもっと P R が必要

市民の意識改善（偏見の解消、障害者用駐車スペースの使用マナーの向上、障害への正しい理解の促進）が必要

先進地域の取組みの P R 等

教育（介護保険・介護予防の制度等についての本人や家族への周知、幼稚園・小学校からの福祉教育等）が必要

地域から疎遠になる高齢者が多いため、若い頃から地域社会と積極的に関わることのできる取組みが必要

障害者の不安感、孤独感の解消のため、障害者に対する地域の理解が必要

近隣住民に異変があったときに気づくことができるよう、周囲に関心を持つことが必要

(2) 地域福祉活動の担い手の育成・支援

地域住民が生活課題を共有し、解決のために取り組むためには、地域福祉活動の中核となるボランティア・NPO、住民団体等の役割がきわめて重要です。

ワークショップやヒアリング調査では、具体的に、ボランティア、福祉協力員、地域の指導者などの育成や、民生委員・児童委員などへの支援が必要であるという意見が多数出されました。

また、ワークショップでは、子育て支援を例に、地域福祉活動を行う団体を育成することによって地域福祉活動を活性化させる取組みが提案されました。

このようなことから、地域福祉を推進するためには、中核となる「地域福祉活動の担い手の育成・支援」に取り組むことが課題となっています。

(地域の課題：ワークショップより)

福祉協力員のなり手が少ない

高齢化が進み、先に立って活動してくれる人を見つけにくい

(具体的対応策の提案：ヒアリング調査より)

町内会、民生委員・児童委員等地域福祉活動の担い手への支援が必要

ボランティア、地域の指導者の育成が必要

ごみ捨て、買い物、茶飲み相手(話し相手)などのインフォーマルサービスを担うボランティアが必要

行政職員も地域ボランティアとして参加し、情報共有を図ることが必要

(具体的対応策の提案：ワークショップより)

子育て支援のためには、「子育て教室」や「子育てクラブ」等を行う団体を育成することが必要

(3) 住民同士の交流

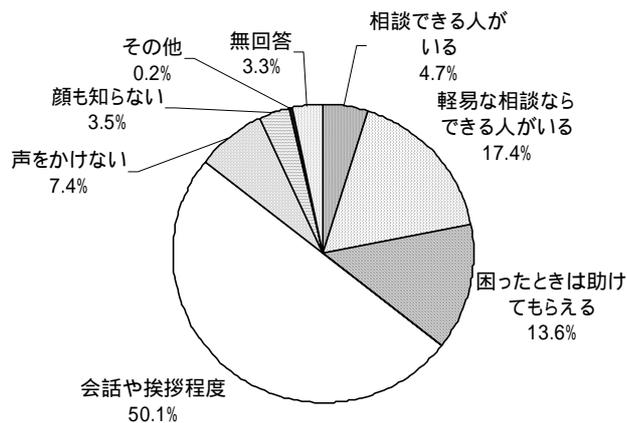
地域で支え合い、協力し合うことのできる関係づくりのためには、市民一人ひとりが、近隣住民とのつながりや信頼関係を育む必要があります。

市民意識調査によれば、近所の人とのつきあいの程度は、「顔を合わせれば会話や挨拶をするが、相談や頼み事までできる人はいない」が過半数でした。

ワークショップやヒアリング調査でも、地域の住民間のつながりの希薄化に対する危機感が共有されています。

したがって、地域福祉を推進するためには、「住民同士の交流」を促進することが課題となっています。

近所の人とのつきあいの程度
(平成19年秋田市地域福祉市民意識調査)



(生活課題：ワークショップより)

地域になじみきれず、子育てで孤立して悩んでいる親がいる

両親が共働きで近所に頼れる人がいないので、放課後、過ごす場所に困っている子どもが多い

子育て中の母親たちが互いに集まって情報を交換し合う場所がない

デイサービス等には行きたくないが、話し相手が欲しい高齢者がいる

核家族化が進み、子どもが高齢者と接する機会が少ないので、子どもが近所の大人との関係を築けない

(具体的対応策の提案：ヒアリング調査より)

ひとり暮らし高齢者(日中ひとり暮らし含む)の精神的支えのため、世代間交流を実施
引きこもりの防止、地域とのつながりの希薄化改善のため、地域内(歩いて行ける範囲)で交流できる場所づくりが必要

母子家庭を地域で孤立させないための交流できる環境づくりが必要

(具体的対応策の提案：ワークショップより)

各地区における子育て・親育ての集いの実施

子育て経験者と子育て中の保護者との交流の場づくりが必要

地域から住民が疎遠になることを防ぐため、小規模グループを育成

行事・催事等に参加してもらうための働きかけが必要

隣、向かいの家は顔見知りになっておくことが必要

町内会、自主防災組織、福祉協力員、民生委員・児童委員等が地域のことを十分把握しておくことが必要

地域と疎遠な傾向にある世帯にも支援(回覧板、連絡網等)は必ず届けることが必要

できるだけ機会をつくり、子どもと近隣住民とが気軽にあいさつできる環境をつくる

向こう三軒両隣のつきあいで、福祉、自治活動の情報を収集できる環境をつくる

(4) 地域活動の促進

地域住民が生活課題を共有し、解決のために取り組むためには、地域住民の主体的な参加による地域活動がより活発に推進される必要があります。

市民意識調査によれば、高齢者や障害者が住みなれた地域で日常生活を続けていくために理解と協力が一層必要なのは「家族」という回答が最も多く、次いで、「行政機関」「近所の人」がほぼ半数の回答でした。

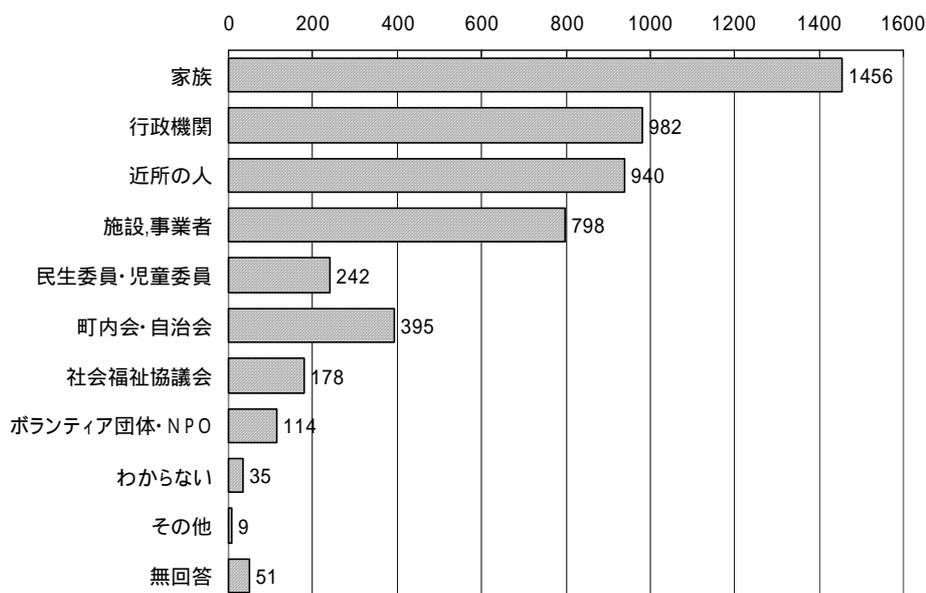
ワークショップやヒアリング調査でも、近隣住民・地域社会の協力の重要性が認められます。

一方で、地域活動に「参加していない」人が、市民意識調査では、20歳代で83.9%、それ以外の年代でも40～50%台でした。参加の支障となることは、50歳代以下の各年代で、「仕事で時間がとれない」が過半数となっています。

しかしながら、地域活動への参加を求められた場合は、「内容によっては参加」が過半数となる57.6%となっています。

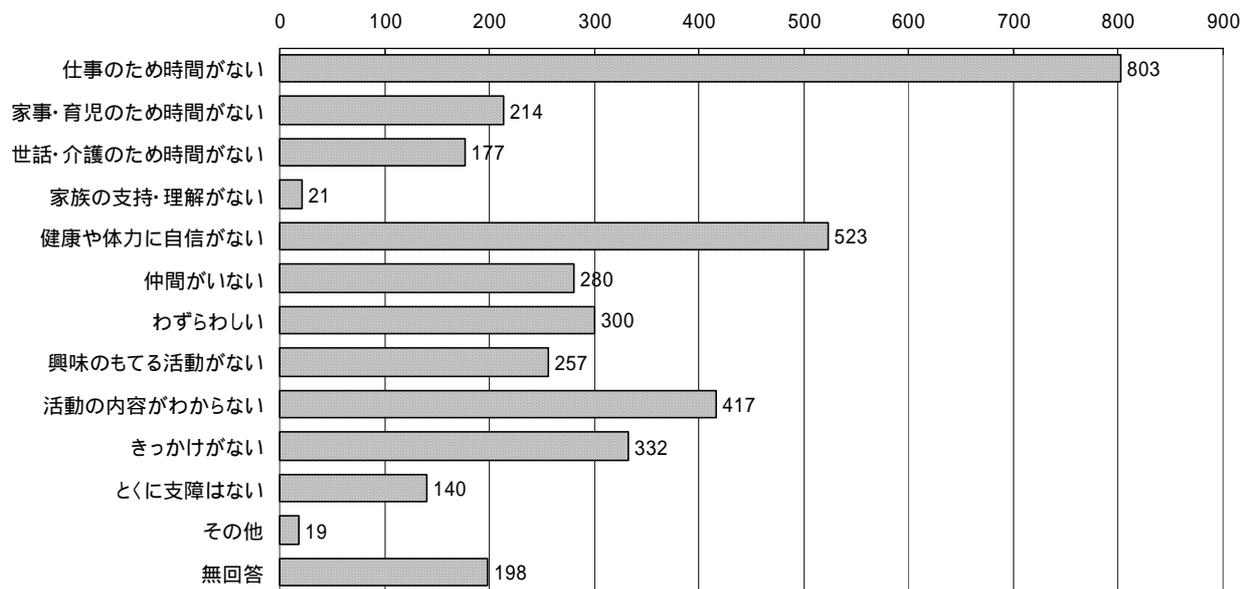
したがって、地域福祉を推進するためには、「地域活動の促進」に努めることが課題となっています。

高齢者や障害者が住み慣れた地域で日常生活を
 続けていくために理解と協力が一層必要と思う相手
 (平成19年秋田市地域福祉市民意識調査)



地域活動に参加するとき、支障になること

(平成19年秋田市地域福祉市民意識調査)



(生活課題・地域の課題：ワークショップより)

アパート・借家の住民、若い人が町内会に加入していない

在宅で介護していて、地域活動ができなくなっている人が増えている

ひとり暮らし高齢者の玄関前の排雪と屋根の雪下ろし

(具体的対応策の提案：ヒアリング調査より)

ごみ捨て、雪よせをボランティアで対応

ひとり暮らし障害者の電化製品や生活備品の不具合解消等日常生活の支援には近隣でマネジメントする人が必要

(具体的対応策の提案：ワークショップより)

地域活動を円滑にするため、町内会の班長等が仕事を適切に引き継いでいける体制づくり
役割分担、責任者等は柔軟に対応してみんなに関わっていく

自主防災組織による高齢者宅の除雪、パトロール(民生委員、福祉協力員とも)

地域の協力をお願いしながら除雪をする

児童の見守り活動は毎日の声かけが必要

(5) 地域福祉の担い手の連携

多様化、複雑化する課題に対応するためには、地域福祉活動の様々な担い手が、互いに連携し、協働して取り組む必要があります。

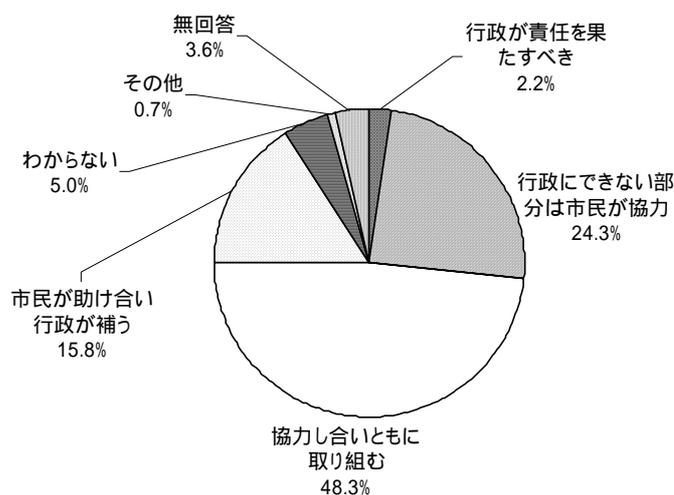
市民意識調査によれば、福祉サービスを提供していくうえで「行政が責任を果たすべきであり、市民はそれほど協力することはない」という回答はわずか2.2%で、福祉サービスを提供するうえで市民と行政が連携すべきとの回答が大部分でした。

ワークショップやヒアリング調査では、特に、地区社会福祉協議会と地区民生児童委員協議会を軸とした各種団体、機関との連携によって、地域の生活課題に取り組む重要性についての意見が多数出されました。

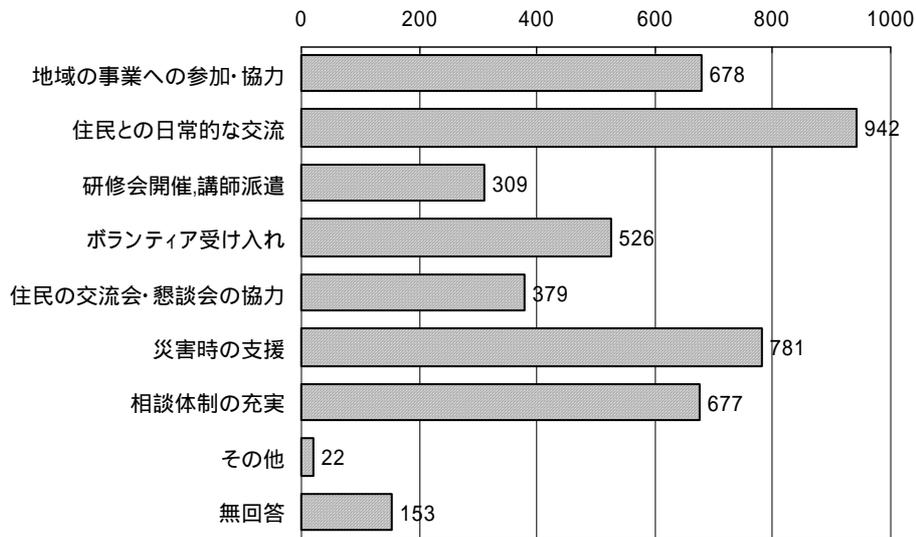
また、社会福祉施設は、「施設の利用者と地域住民との日常的な交流」など地域社会との積極的な関わりが必要です。

このようなことから、地域福祉を推進するためには、「地域福祉の担い手の連携」が課題となっています。

福祉サービスを提供するうえでの市民と行政との関係
(平成19年秋田市地域福祉市民意識調査)



社会福祉施設と地域社会の関わり方
 (平成19年秋田市地域福祉市民意識調査)



(生活課題・地域の課題：ワークショップより)

ひとり暮らし高齢者が年々多くなり、見守りが困難

不審者が多くなっているが、下校時の児童の見守りの参加者が不足

児童虐待の可能性のある世帯がある

(具体的対応策の提案：ヒアリング調査より)

地域包括支援センターと地域社会が交流する機会づくりが必要

他の相談機関との情報・知識の共有が必要

地域包括支援センターと民生委員との連携強化により孤立死を防止

地域のネットワークづくりへの支援(活動に結びついていない人材の活用、情報(サービス、要支援者)の提供)

(具体的対応策の提案：ワークショップより)

地区民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会、町内会連合会、市民憲章推進協議会などが一緒になって安全安心のまちをつくるためにまとまる(組織化する)

町内会や地域の事業に子ども会の参加を促す(公園の清掃、敬老会等社会福祉行事へボランティアとして参加)

児童虐待の防止、早期発見を図るため、学校、PTA、児童委員の連携強化

学校、家庭、地域が互いに情報交換できる場が必要

(6) 利用者主体のサービス提供

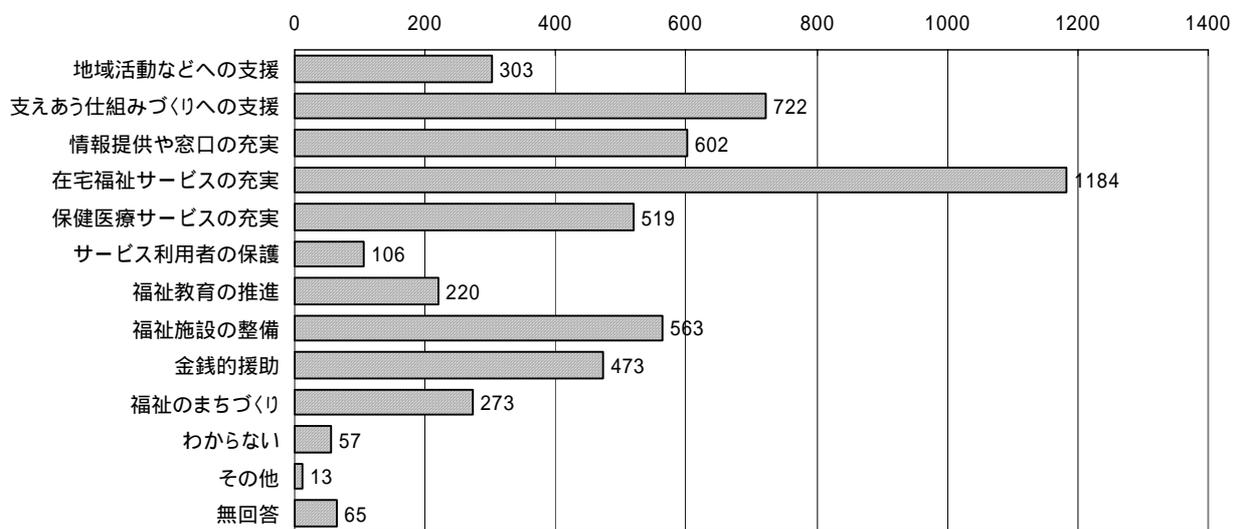
すべての市民が地域において自立した生活を営むことができるためには、必要とする支援が受けられるよう、適切な福祉サービスが提供される必要があります。

市民意識調査によれば、行政が優先して取り組むべきものとして、「在宅福祉サービスの充実」が最も多い回答でした。

ヒアリング調査の結果、公的な福祉サービスの利用に抵抗があり利用できない、何らかの支援が必要であるものの、公的な福祉サービスの対象とならない、必要なサービスがないなどの相談が見受けられます。

したがって、地域福祉を推進するためには、「利用者主体のサービス提供」が課題となっています。

行政が優先して取り組むべきもの
(平成19年秋田市地域福祉市民意識調査)



(生活課題：ワークショップより)

子どもを預かる施設(保育所等)が不足

ひとり親が増えているが、父子家庭に対する支援が少ない

(生活課題：ヒアリング調査より)

家族がサービスを拒否する場合の対応

経済的余裕がなくてサービスを受けることができない人への対応

出産直後にヘルパーを利用できない

(具体的対応策の提案：ヒアリング調査より)

身寄りがない(保証人がいない)人が入所できる施設の確保

元気な高齢者が元気を維持するための支援が必要(閉じこもり防止および介護予防のための事業費負担の軽減)

生活に困窮しているひとり暮らし高齢者が通院できるよう経済的な支援が必要

虐待や介護の対応により一人となる精神障害者の受入れ施設の整備

若年性認知症に対応した社会資源(施設やボランティア)が必要

認知症の人が他の疾病の際に受け入れられるよう精神科を併設した医療機関が必要

障害児(者)が短期入所できる施設、人工透析が必要な子どもが入所できる施設の整備

障害児(者)がいる世帯の移動支援

障害者の雇用の場の確保

母子家庭の生活基盤安定のための経済的な自立支援や生活指導

(具体的対応策の提案：ワークショップより)

保育所の整備

父子家庭への支援

(7) 相談体制の充実

支援を要する市民を必要とする支援に適切に結びつけるためには、身近なところで気軽に相談することができ、その相談を確実に支援に結びつけられる体制をつくる必要があります。

ヒアリング調査では、相談にすみやかにかつ適切に対応するための相談窓口のあり方について様々な意見が出され、ワークショップでは、地域での身近な相談体制づくりが提案されました。

このようなことから、地域福祉を推進するためには、「相談体制の充実」が課題となっています。

(具体的対応策の提案：ヒアリング調査より)

相談窓口や相談のしかたの周知が必要

認知症の人が徘徊した際の行政機関の受け皿の整備

認知症に関する専門相談機関の整備

相談窓口で解決が困難なケースを他の機関との連携で解決するしくみづくり

気軽に相談できる身近な相談窓口の設置

税、医療、福祉の総合窓口の設置

精神障害者やその家族の相談および支援窓口の充実が必要

(具体的対応策の提案：ワークショップより)

地域保健推進員と民生委員の協力により、公民館等での健康相談の機会を活用した生活相談の実施

子育ての集いでお互いに悩み事を話し合ったり、子育て経験者が母親に声かけして相談を受ける機会の確保

(8) 情報の提供

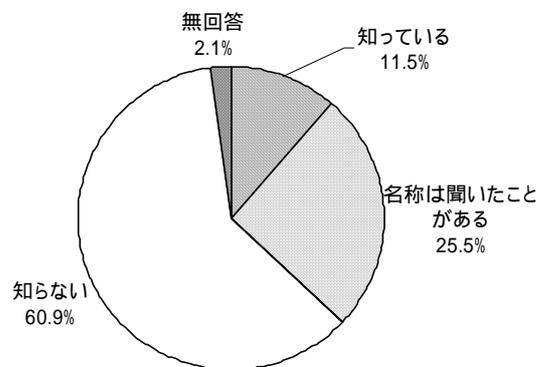
支援を要する市民が利用したい福祉サービスを適切に選択できるためには、福祉サービスに関する正しい情報が得られるようにする必要があります。

たとえば、市民意識調査で制度の認知度を調査した結果、判断能力が不十分な人のための「地域福祉権利擁護事業」「成年後見制度」は、名称・内容とも「知っている」人はいずれも半数以下でした。

ワークショップでも、困りごとがあってもどうしたらいいかわからない人が多いという意見が出されました。

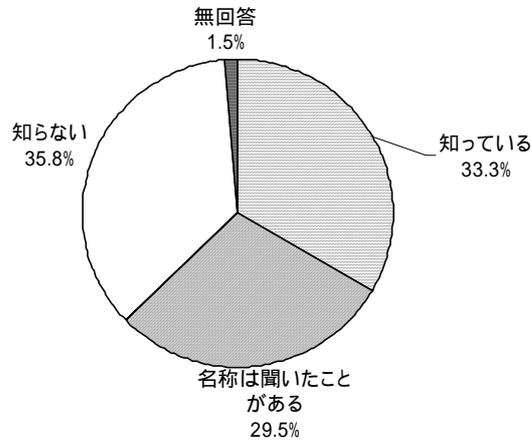
したがって、地域福祉を推進するためには、「(福祉サービスに関する)情報の提供」に努めることが課題となっています。

「地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)」の認知度
(平成19年秋田市地域福祉市民意識調査)



* 日常生活自立支援事業とは、認知症の人、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を、利用者との契約に基づいて秋田県社会福祉協議会(中央地区福祉生活サポートセンターを秋田市社会福祉協議会が受託)が行う事業です。

「成年後見制度」の認知度
(平成19年秋田市地域福祉市民意識調査)



* 成年後見制度とは、認知症の人、知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な人の財産管理や介護、施設への入退所など生活に配慮する身上介護などを家庭裁判所が選任した成年後見人等が行う制度です。

(生活課題：ワークショップより)

ヘルパーを利用したくても、利用方法がわからない人が多い
子育てについて相談する相手や場所がわからない

(具体的対応策の提案：ヒアリング調査より)

民生委員・児童委員、児童相談員等が地域にどのような支援を要する人がいるのか情報を共有

(具体的対応策の提案：ワークショップより)

相談窓口のPR (町内会の回覧板、市の広報紙、民生委員・児童委員、口コミの強化)

(9) 高齢者が地域で生活するための安心確保

市民が地域において自立した生活を営むうえで、支援が必要となったときの公的な福祉サービスだけでなく、日頃からの安心の確保が必要です。

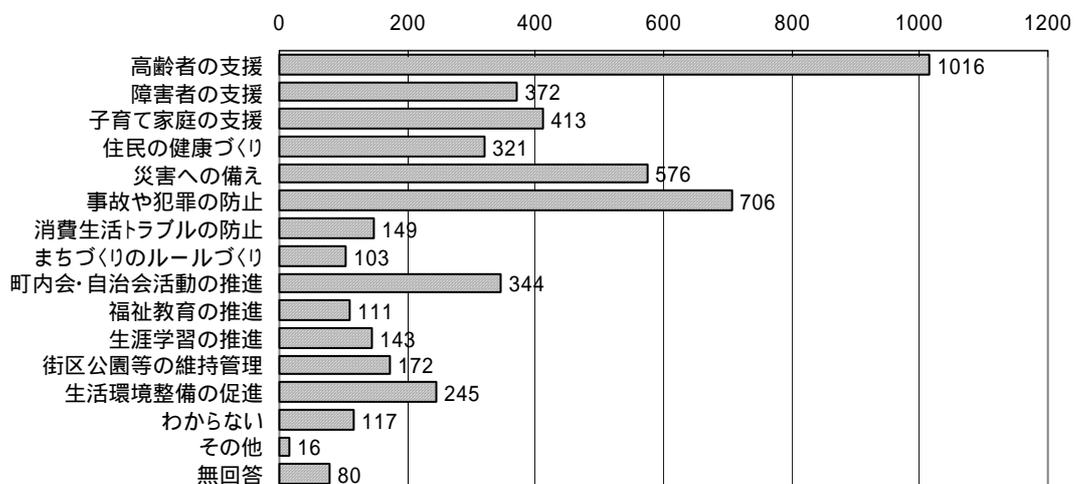
市民意識調査によれば、地域ぐるみで進めていけばよい取組みとして、「高齢者の支援（見守り・安否確認など）」をあげた人が最も多く過半数となっています。

ワークショップやヒアリング調査でも、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない様々な問題と、それを防ぐための日頃からの声かけ、見守りの重要性についての意見が多数出されました。

このようなことから、地域福祉を推進するためには、「高齢者が地域で生活するための安心確保」に取り組むことが課題となっています。

地域ぐるみで進めていけばよい取組み

（平成19年秋田地域福祉市民意識調査）



(生活課題：ワークショップより)

孤独を訴え、不安を感じているひとり暮らし高齢者(日中ひとり暮らし含む)がいる

ひとり暮らし高齢者が孤立化している

振り込め詐欺や悪質な訪問販売

まだ体がしっかりしてないのに退院させられたり、施設にも入れずにいる高齢者がいる

高齢者だけの世帯、75歳以上の夫婦世帯が年々増加している

ひとり暮らし高齢者の孤立死

(具体的対応策の提案：ヒアリング調査より)

地域で生活するための安全性の確保、安否確認、認知症・虐待・消費者被害の早期発見のための高齢者の見守り、声かけが必要

ひとり暮らし高齢者がどこにいるのか、どこに相談すればいいのか等の情報共有

民生委員や町内会長からの情報提供により孤立死を防止

(具体的対応策の提案：ワークショップより)

医療・福祉施設・介護支援事業者等が連携し、一人ひとりの見守り・支援をする

振り込め詐欺や悪質な訪問販売等を防ぐ啓発活動(ステッカーの作成・配布など)

町内会が中心となって隣近所でひとり暮らし高齢者を見守る人を決めておく

新聞配達や郵便配達の人に安否確認の声かけを依頼

緊急通報システム(お元気コール)の普及

ひとり暮らし高齢者の緊急時連絡先を町内会長または班長、福祉協力員、担当民生委員が把握できるようにすることが必要

(10) 災害時、緊急時に備えた体制づくり

市民が地域において自立した生活を営むうえで、地震などの災害発生時の避難に対する市民の関心が高まっていることから、自力での避難が困難な人の不安を取り除くことが重要です。

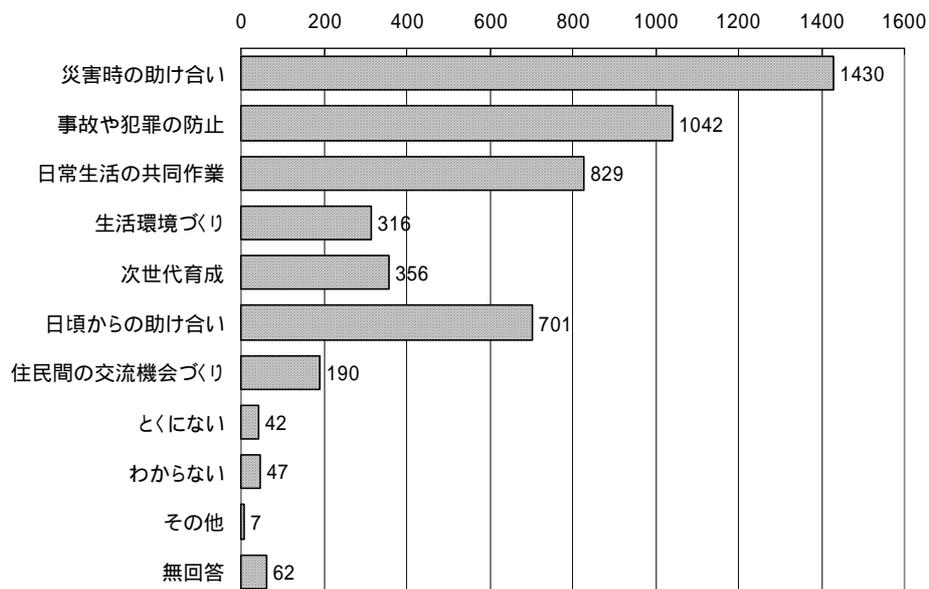
市民意識調査によれば、地域社会の役割として期待する機能は、「災害時の助け合い」が最も高くなっています。

ワークショップやヒアリング調査では、災害時に起こる様々な問題点が指摘されたほか、地域での取組みの具体的な事例が多数挙げられました。

このようなことから、地域福祉を推進するためには、「災害時、緊急時に備えた体制づくり」に取り組むことが課題となっています。

地域社会の役割として期待する機能

(平成19年秋田市地域福祉市民意識調査)



(生活課題：ワークショップより)

高齢者が多く若い住民がいない現状で、災害時の対応が不安である

日中の災害時には、地域にはほとんど若い住民がおらず、限られた人数で大勢の高齢者等を抱え込むことになる

(具体的対応策の提案：ヒアリング調査より)

災害時の対策（避難誘導、安否確認、保護、情報提供の役割分担やマニュアルづくり、避難訓練など）

災害時安否確認の順番（フローチャート）の作成が必要

安否確認の際、同じ人に数人が確認することや確認されていない人がいることの解消が必要

災害時の情報の集約を効率よく行う必要がある

(具体的対応策の提案：ワークショップより)

災害時に対応する組織づくり（町内会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、警察、消防の連携）

住宅用火災警報器の設置の推進

初期消火講習会の開催

地域の防災マニュアルづくり

訓練機会を多く設ける（担架等の使い方の研修も必要）

役割分担（誘導班、人数確認）を決めておく

要援護者に関する情報を町内会の各班長や隣近所があらかじめ把握しておく

地域における災害時連絡網の構築

防災マップ（避難路、要援護者、避難場所、病院）の作成

避難場所（第一次、第二次）とそこまでの避難経路（複数）を周知徹底

非常持出袋の整備の確認

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域のしあわせをみんなで築く

第1次計画（平成16年3月策定）では、「福祉＝しあわせ」と考え、本市がめざす地域福祉像を「地域のしあわせをみんなで築いていくこと」としました。

そして、この考え方を市民一人ひとりが共有し、地域社会のエンパワーメント（力を引き出すこと）を図ることをめざしてきました。

地域福祉の推進とは、公(行政)・共(地域)・私(市民一人ひとり)の役割分担による支え合い、助け合いのもと、誰もが身近な地域で、生きがいを持って健康に暮らせる地域づくりをめざすことです。

本計画は、これまでの取組みを引き継ぎ、次の段階への移行をめざすものですので、第1次計画の地域福祉像を引き継ぎ、これを計画の基本理念として位置づけることとします。

そして、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、この計画に基づいて、地域福祉（地域のしあわせをみんなで築いていくこと）を推進していくこととします。

この基本理念は、第11次秋田市総合計画（平成19年3月策定）がめざす将来都市像「しあわせ実感 緑の健康文化都市」を実現するためのものであり、分野別将来都市像「家族と地域が支えあう元気なまち」と相互に補完するものです。

2 基本目標

地域福祉の基本理念である「地域のしあわせをみんなで築く」とは、「公・共・私の社会的努力によって、誰もが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援することである」ということができます。

そこで、基本理念のもと、本計画において推進する基本目標を次の4つとしました。

これは、前章で整理した地域福祉を推進するために必要な取組みを踏まえて、人づくり、地域づくり、サービスのしくみづくり、福祉のまちづくりの4つの柱としたものです。

基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

市民一人ひとりの「私の努力（自助）」を引き出し、市民一人ひとりの「共の努力（共助）」や「公の努力（公助）」への参加・参画を促すため、その前提となる市民一人ひとりのエンパワーメント（力を引き出すこと）を進めるとともに、「共の努力（共助）」の中核となる担い手を育成することをめざします。

基本目標 2 支え合いの地域づくり

地域社会の「共の努力（共助）」を引き出すとともに、多様な主体の「共の努力（共助）」による具体的な地域福祉活動の活性化をめざします。

基本目標 3 利用者主体のサービスのしくみづくり

生活のセーフティネットとして「公の努力（公助）」による福祉サービスが公平公正に機能することをめざします。

基本目標 4 日常生活の場としての福祉のまちづくり

福祉サービス以外の面でも、「公・共・私の努力」によって暮らしを支える環境をつくることをめざします。

3 取組みの基本原則

- (1) 地域の絆づくり
- (2) 公・共・私の役割分担
- (3) 地域の範囲、福祉圏域の考え方

(1) 地域の絆づくり

豊かで安らぎに満ちた生涯をおくるためには、心のよりどころであり、いじめや家庭崩壊など生活の根幹にかかわる課題解決の端緒ともなる、家族や地域、人の絆づくりが必要であることから、第11次秋田市総合計画では、これまで、行政の役割が見えにくかった家族や地域の絆づくりを市が担うべき役割として位置づけ、最重要課題の一つとしています。

したがって、地域福祉計画における取組みについては、市民一人ひとりがお互いを大切に、支え合い、助け合いのもとで地域で自立した生活ができるよう、地域の絆づくりを共通の基本原則とします。

(第11次秋田市総合計画基本構想より抜粋)

家族と地域は

核家族化・少子高齢化による世帯人員の減少や個人のライフスタイルの多様化などにより、家族のコミュニケーションや地域における住民同士の交流、日常的な協力関係などが希薄になる傾向があります。

今後も、家族形態や生活様式などはますます変容すると想定されますが、人が社会の一員として生きるうえで、支えあい助けあう礎となるのは、家族であり地域であるということは、これからも変わることはないと考えられます。

このため、家族の大切さを見つめ直すことにより、人と人の「信頼」「親愛」「思いやり」の心をはぐくみ、この絆を、家族から地域へ、地域から社会へ、さらには次の世代へと広げ伝えていく必要があります。

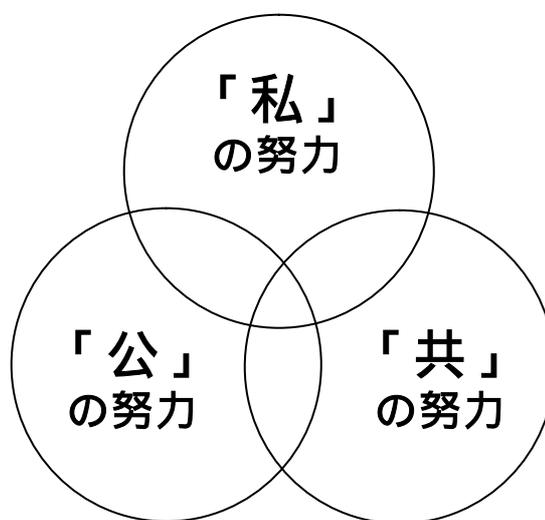
(2) 公・共・私の役割分担

公（行政）・共（地域）・私（市民一人ひとり）の役割分担

複雑化、多様化する福祉課題へ対応するためには、公的な福祉サービスとその他の福祉サービス・サポートとの連携が必要です。

第1次計画においては、様々な課題解決の基本構造として、「公・共・私の社会的努力」が必要であることを述べましたが、これを引き継ぎ、次のとおりそれぞれの役割を分担し、取り組んでいくことを基本原則とします。

課題解決の基本構造



<p>「公の努力」 (行政の役割 - 公助)</p>	<p>福祉・保健・医療などの公的制度によるサービス提供 市民の自主的・主体的な地域福祉活動の促進</p>
<p>「共の努力」 (地域等の役割 - 共助)</p>	<p>地域社会における相互扶助 ボランティア・NPOなどの市民活動による支援 市場（民間）における商品やサービスの提供</p>
<p>「私の努力」 (市民の役割 - 自助)</p>	<p>個人の自立 家族での支え合い 共助・公助への参加・参画</p>

担い手の役割と協働

地域福祉の推進にあたっては、社会福祉法第4条の規定のとおり、様々な担い手がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に協力して取り組むよう努めていく必要があります。

秋田市社会福祉協議会	「地域福祉活動計画」に基づき地域福祉活動の中心的な推進役を担うことが期待されます。
地区社会福祉協議会	秋田市社会福祉協議会との連携のもと、小地域における地域福祉活動の中核を担うことが期待されます。
民生委員・児童委員 (民生児童委員協議会)	支援を要する人の発見、援助に努めるとともに、地域福祉の促進者として、行政や社会福祉協議会等と連携した活動が期待されます。
社会福祉事業者 (社会福祉施設)	福祉サービスの充実や利用しやすい環境づくりに努めるとともに、地域の福祉資源として地域社会との積極的な関わりが期待されます。
市民活動団体	ボランティア団体・NPOは、地域福祉活動の実践およびその活動を通して市民の福祉を向上させることが期待されます。 地区市民憲章推進協議会など小地域ごとに組織された各種団体は、地域社会の一員として地域ぐるみの地域福祉活動への参加・参画が期待されます。
地縁団体 (町内会・自治会等)	地域社会の基礎的な共同体として住民に最も身近に関わることが期待されます。 また、その連合組織は、他の団体と密に連携しながら地域全体をリードすることが期待されます。
行政(市)	公的な福祉サービスの提供を前提として、地域福祉の理念と目標、取組みの基本的方向などを市民が共有するよう努めるとともに、地域福祉活動を支援します。また、計画の実現に向けた調整、管理を担います。

(3) 地域の範囲、福祉圏域の考え方

地域社会の実情を踏まえ、重層的なとらえ方をすることとし、公的な福祉サービスは全市あるいは地域レベル、その他の福祉サービス・サポートはおもに小地域レベルでの取組みを推進することとします。

<p>地 域 (5または7ブロック)</p>	<p>秋田市総合計画では、中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和の7地域を設定して地域別の整備方針を定めており、市のまちづくりは原則としてこの7地域が単位となりますが、秋田市高齢者プランでは、河辺および雄和地域をそれぞれ東部および南部地域に含めた5地域を日常生活圏域として設定しており、圏域内で地域生活に必要な福祉サービスの提供が完結することをめざしています。</p>
<p>小地域(地区) (概ね38ブロック)</p>	<p>いわゆる昭和の大合併以前の旧町村又は小学校区を単位として、振興会(各種団体の連合組織)や町内会連合会、福祉分野では、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会などの各種団体が形成され、実質的にいわゆるコミュニティに相当する圏域です。各団体の区域は必ずしも一致していませんが、住民の地域活動の単位として最も重要な単位です。</p>
<p>近 隣 (約1,000ブロック)</p>	<p>小地域における活動の基礎単位である町内会・自治会を想定。民生委員・児童委員や福祉協力員の活動単位でもあります。町内会の標準的な規模は100世帯前後ですが、最小5世帯、最大798世帯で、活動の実情には大きな差異が認められることから、それぞれの特性に応じた活動が必要です。</p>

4 施策の体系

(1) 基本目標1「地域福祉を担う人づくり」を達成するための施策

基本目標1では、市民一人ひとりの「私の努力（自助）」を引き出し、市民一人ひとりの「共の努力（共助）」や「公の努力（公助）」への参加・参画を促すため、その前提となる市民一人ひとりのエンパワーメント（力を引き出すこと）を進めるとともに、「共の努力（共助）」の中核となる担い手を育成することをめざします。

そこで、基本目標1を達成するための施策として、地域福祉を推進するために必要な取組みを踏まえて、以下の2つを設定しました。

基本目標1 = 「地域福祉を担う人づくり」

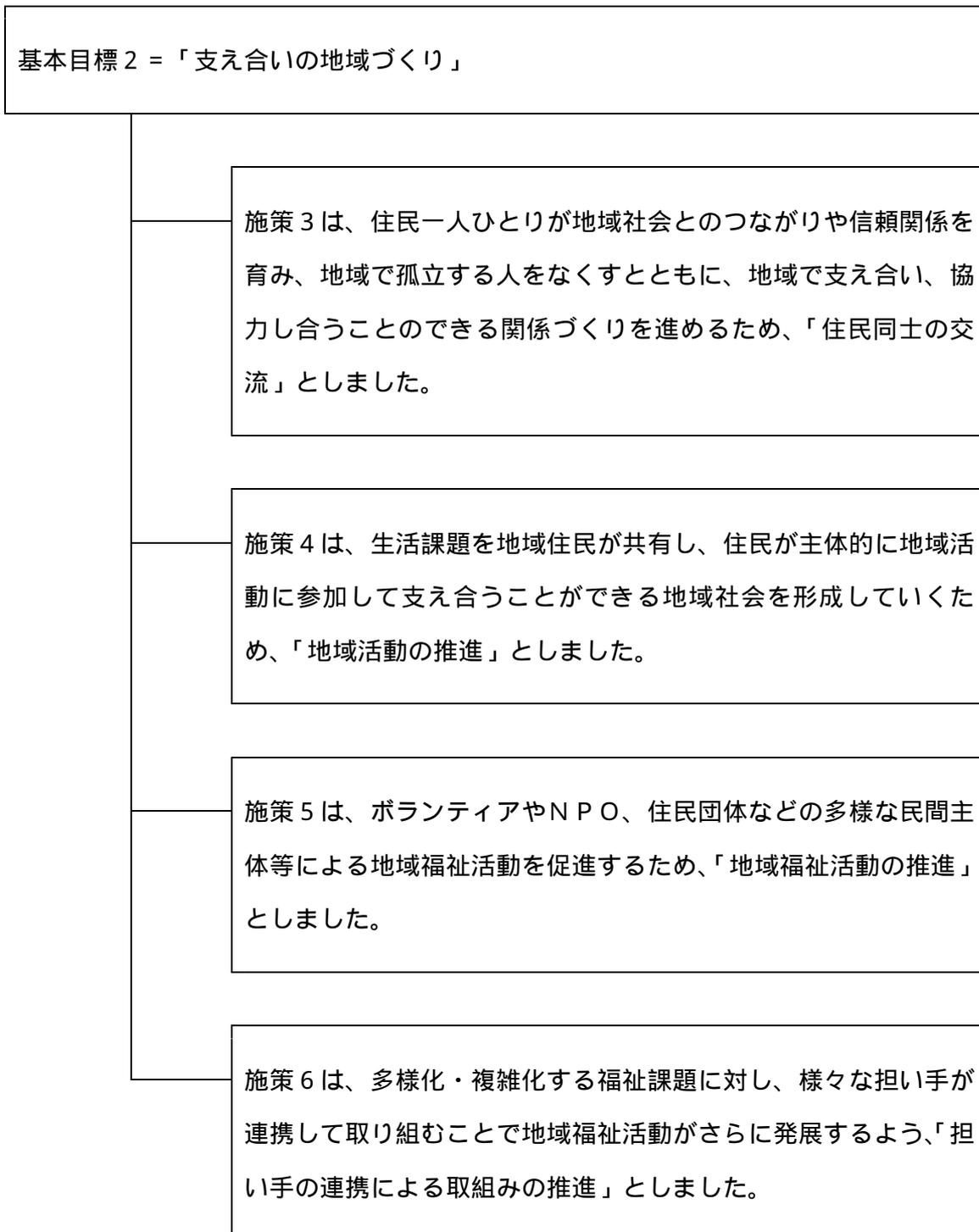
施策1は、市民一人ひとりの福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成し、さらには、地域福祉の主体としての自覚を促すため、「福祉意識の向上」としました。

施策2は、地域福祉活動の中核となる人材や団体を育てるため、「担い手の育成」としました。

(2) 基本目標 2 「支え合いの地域づくり」を達成するための施策

基本目標 2 では、地域社会の「共の努力（共助）」を引き出すとともに、多様な主体の「共の努力（共助）」による具体的な地域福祉活動の活性化をめざします。

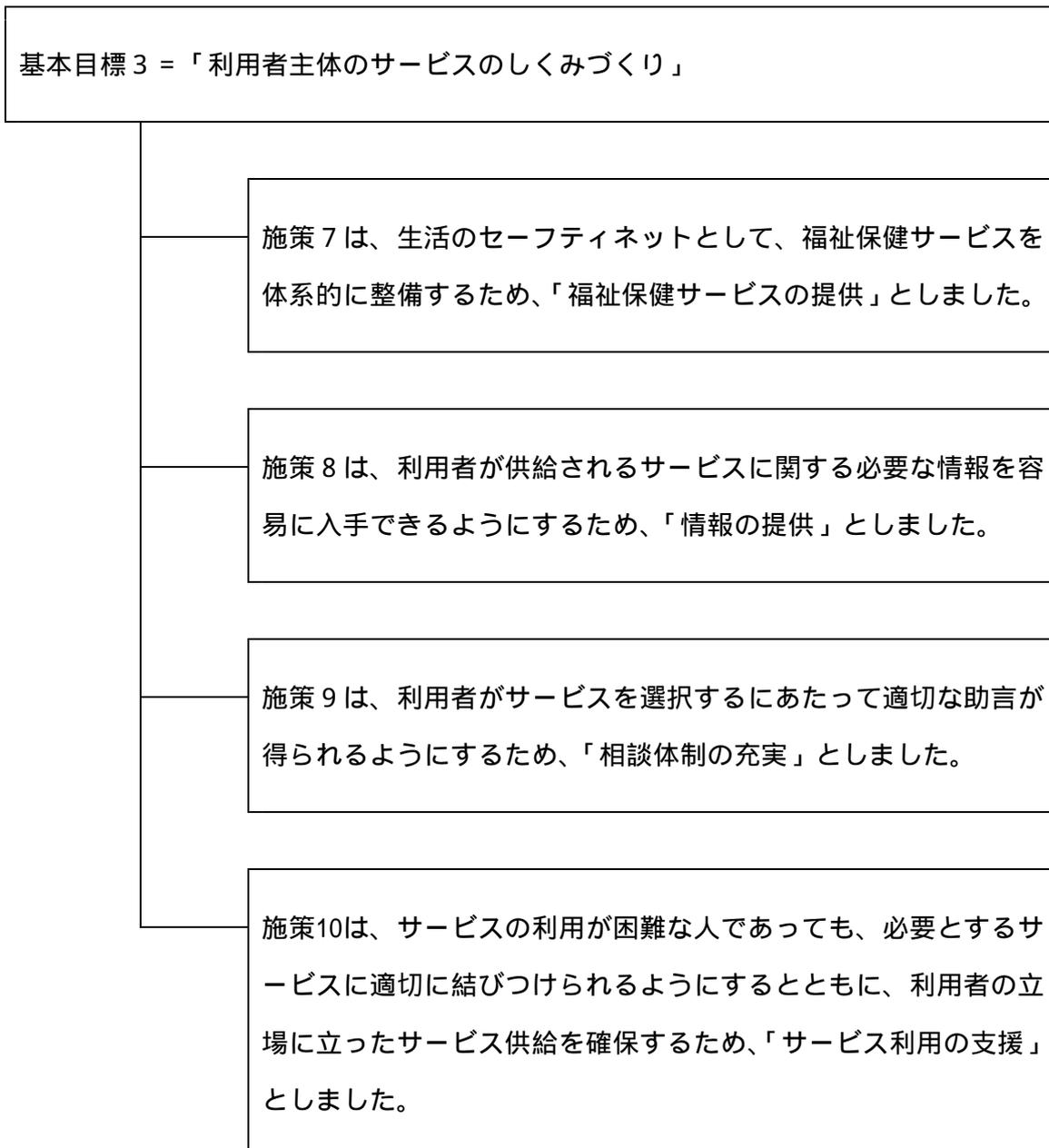
そこで、基本目標 2 を達成するための施策として、地域福祉を推進するために必要な取組みを踏まえて、以下の 4 つを設定しました。



(3) 基本目標3「利用者主体のサービスのしくみづくり」を達成するための施策――

基本目標3では、生活のセーフティネットとして「公の努力（公助）」による福祉サービスが公平公正に機能することをめざします。

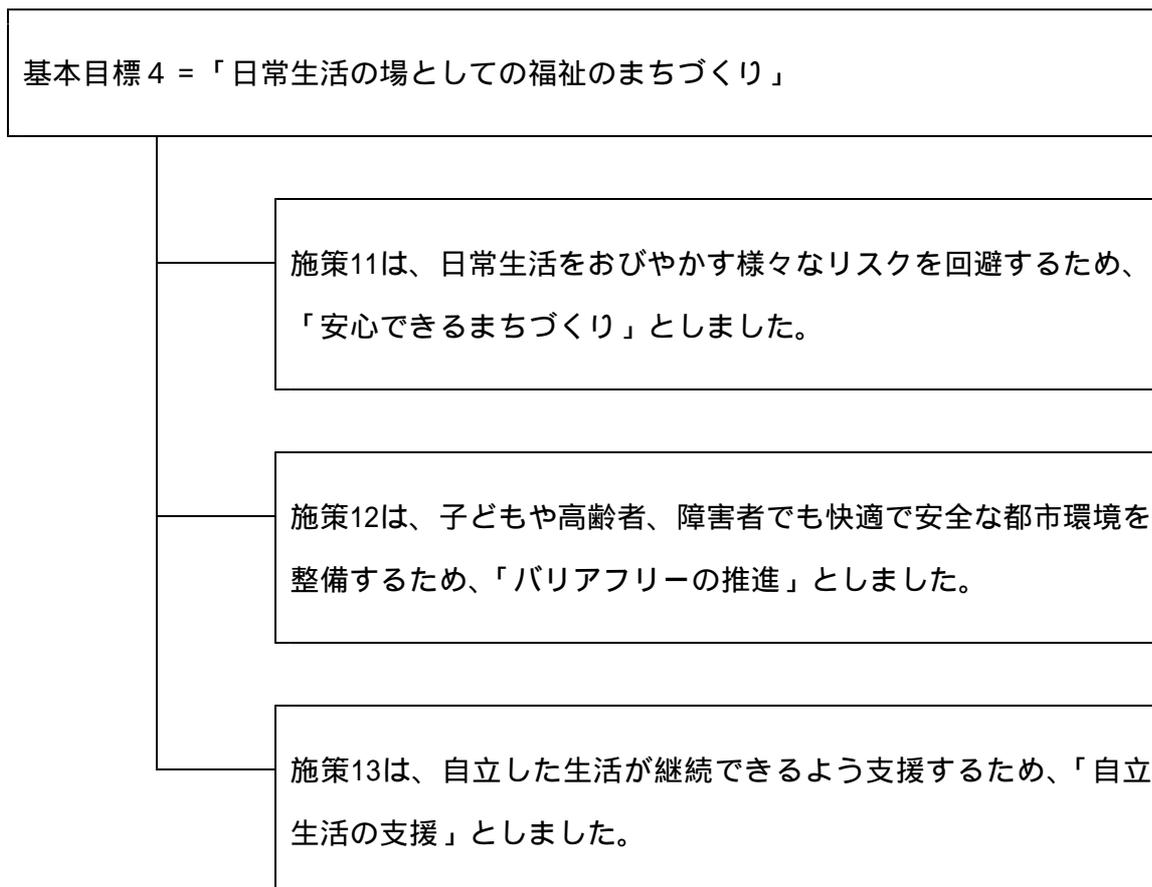
そこで、基本目標3を達成するための施策として、地域福祉を推進するために必要な取組みを踏まえて、以下の4つを設定しました。



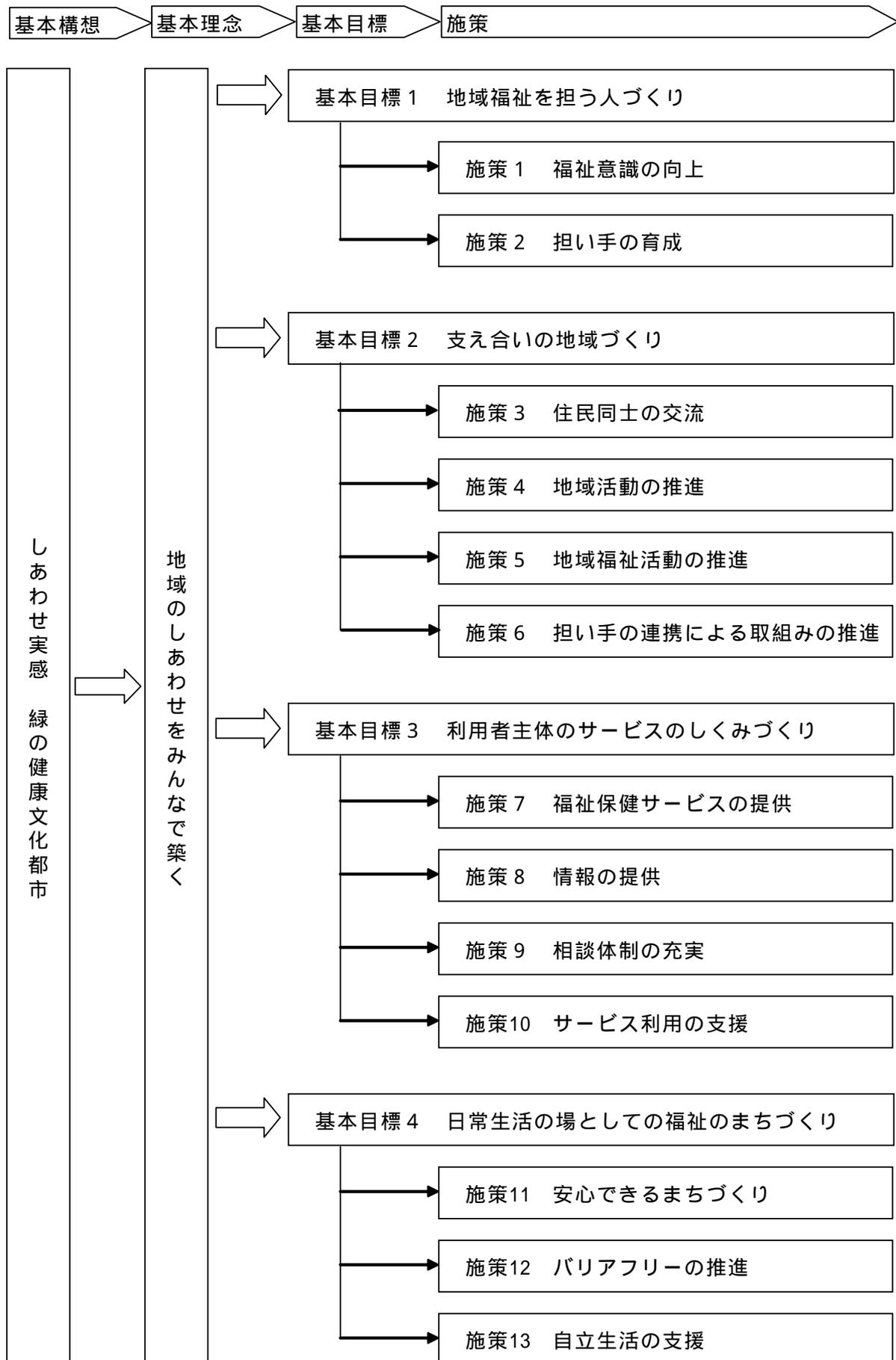
(4) 基本目標4「日常生活の場としての福祉のまちづくり」を達成するための施策――

基本目標4では、福祉サービス以外の面でも、「公・共・私の努力」によって暮らしを支える環境をつくることをめざします。

そこで、基本目標4を達成するための施策として、地域福祉を推進するために必要な取組みを踏まえて、以下の3つを設定しました。



(5) 施策体系のまとめ



第 4 章 計画の取組み

前章で整理した施策の体系に沿って施策の基本的な方向を示し、施策ごとにその具体的な取組みや市民・地域に期待される役割などをまとめて示します。

《市の取組み》

施策の基本的な方向に沿って今後5年間の市の取組みの方向をまとめています。

《市民・地域の期待役割》

市民や地域（秋田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉事業者、市民活動団体、地縁団体など）に期待される役割をまとめています。

《取組み事例》

先駆的な取組みや参考となる取組みの事例をとりあげて紹介しています。

《目標指標等》

各施策の達成度を測るため、計画最終年度の目標指標等を設定します。なお、計画策定時に設定していないものについては、計画を進行しながら追加することとします。

基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

市民一人ひとりの「私の努力（自助）」を引き出し、市民一人ひとりの「共の努力（共助）」や「公の努力（公助）」への参加・参画を促すため、その前提となる市民一人ひとりのエンパワーメント（力を引き出すこと）を進めるとともに、「共の努力（共助）」の中核となる担い手を育成することをめざします。

施策 1 福祉意識の向上

施策 2 担い手の育成

施策 1 福祉意識の向上

市民一人ひとりの福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成し、さらには、地域福祉の主体としての自覚を促すため、学校教育における福祉教育の推進や、市民全体の意識啓発、地域福祉の理念の普及に取り組みます。

《市の取組み》

取組み	取組みの方向
福祉教育の推進	学校や地域の実情に応じて、障害者や高齢者、幼児等との交流や体験的な活動を取り入れた小・中学生の福祉教育の一層の充実に努めます。[教育委員会]
家族や地域の絆づくりの推進	「家族・地域の絆づくり行動計画（平成20年度策定）」をもとに、施策、事業を展開することにより、人と人とのつながりを深め、家族・地域の絆づくりの一層の浸透を図り、市民活動の実践に結びつけていくよう努めます。[企画調整部]

男女共生社会の推進	「男女共生社会」についての意識が、これまで以上に市民の日常生活に広く浸透し、実際の行動に現れるよう意識啓発および実践的取組みを進め、男女共生社会から市民共生社会へとつながるよう努めます。[企画調整部]
地域福祉・地域福祉活動のPR	地域福祉の理念の普及啓発や地域福祉活動の実践事例の紹介により地域福祉活動の促進を図ります。[福祉保健部]

《市民・地域の期待役割》

家庭内での福祉教育に取り組む。[市民]

地域や行政が開催する福祉学習の機会に積極的に参加する。[市民]

地域福祉への理解、人権に対する理解を深める。[市民]

自己実現、社会参加の意識を高める。[市民]

福祉教育の推進を図る。[地域]

子どもが福祉活動に参加する機会をつくる。[地域]

住民の意識啓発に取り組む。[地域]

地域福祉活動をPRする。[地域]

秋田市社会福祉大会の開催や広報活動の充実など [秋田市社会福祉協議会・秋田市民生児童委員協議会]

社会福祉協議会への市民の理解と参加を促進する。[秋田市社会福祉協議会]

福祉施設を開放して住民が福祉を身近に感じられる機会をつくる。[社会福祉事業者]

《取組み事例》

勝平地区福祉大会

勝平地区社会福祉協議会と新屋勝平地区民生児童委員協議会の共催により、毎年、勝平地区コミュニティセンターを会場に講演や体験、健康相談などを行い、地域福祉のPRと地域住民への浸透を図っています。

泉の福祉ふれあいまつり

泉地区社会福祉協議会では、泉小学校、同PTA、泉地区民生児童委員協議会の共催により、毎年、泉小学校体育館等を会場に、福祉体験発表やふれあい交流、ふれあい学習などを行い、子どもから高齢者までが福祉にふれあう機会をつくっています。泉中学校、社会福祉施設、保育所、老人クラブ、身体障害者協会など様々な団体の参加により、地域社会の連携が深まっています。

《目標指標等》

指 標	現 状 (19年度)	目 標 (25年度)
地域福祉の取組みに関わっている人 1	6.0%	10.0%
地域福祉の趣旨を肯定的に理解している人 1	57.2%	66.7%

1) 地域福祉市民意識調査による。肯定的に理解している人は、取組みに関わっている人と理解しているが行動には至っていない人との合計

施策2 担い手の育成

地域福祉活動の中核となる人材や団体を育てるため、民生委員・児童委員、福祉協力員、地域保健推進員など地域で中核となる人材の育成と活動支援に取り組むとともに、ボランティア団体やNPOなど市民活動団体の活動を促進します。

《市の取組み》

取組み	取組みの方向
民生委員・児童委員活動の推進	民生委員・児童委員が地域社会において住民の立場に立って活動できるよう、民生委員・児童委員の研修や民生児童委員協議会に対する活動支援を継続して行います。[福祉保健部]
福祉協力員活動の促進	地域ボランティアとして秋田市社会福祉協議会が設置を呼びかけている福祉協力員の活動を促進します。[福祉保健部]
地域保健推進員活動の推進	地域保健推進員が地域の実情に応じて開催する健康教室等に保健師や栄養士、歯科衛生士を派遣し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。[保健所]
福祉ボランティア活動の促進	秋田市社会福祉協議会が運営している秋田市ボランティアセンターにおいて、相談、援助、登録、紹介のほか、講座等を開催し、福祉ボランティアへの市民理解を促進するとともに、誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。[福祉保健部]
市民活動の促進	秋田市民交流プラザ内の市民活動サロンにおける市民活動の場の提供やアドバイザーによる市民活動の相談、まちづくりの担い手育成講座の開催などにより、引き続き市民活動への参加機会の拡充を図ります。[都市整備部]

《市民・地域の期待役割》

地域福祉の担い手として自らの知識や経験を活用する。[市民]

民生委員・児童委員、福祉協力員などの公益的なボランティアについて理解を深め、その活動に協力・参加する。[市民]

市民活動について理解を深め、その活動に協力・参加する。[市民]

地域における人材の発掘、活用に取り組む。[地域]

福祉協力員の拡充と人材育成に努める。[秋田市社会福祉協議会]

ボランティアの育成に努める。[秋田市社会福祉協議会]

団塊の世代をはじめ、社会参加、自己実現の場を求める市民を市民活動に結びつける。[市民活動団体]

地域福祉関係者の研修会を開催する。[秋田市社会福祉協議会]

地区社会福祉協議会の活動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]

ボランティア団体の活動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]

《取組み事例》

福祉協力員

地域での見守りの必要な世帯への声かけ等を通しての安否確認や福祉情報の提供、地区社会福祉協議会の地域福祉活動への協力等を行う地域ボランティアで、35地区で1,480人(平成19年度末)が地区社会福祉協議会の委嘱により活動しています。

地域保健推進員

市民の疾病予防および健康増進について、地域に根ざした自主的な活動を推進するため、町内会等の協力により設置されており、45地区で1,549人(平成20年度)が活動しています。

秋田市地域福祉活動合同研修会

秋田市社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会役員、民生委員・児童委員、町内会長、福祉協力員その他を対象に、地域福祉活動の実際の活動状況や地域福祉活動についての講演などの研修を行っています。

《目標指標等》

指 標	現 状 (19年度)	目 標 (25年度)
福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人	9.8%	15.0%

地域福祉市民意識調査による。

基本目標 2 支え合いの地域づくり

地域社会の「共の努力（共助）」を引き出すとともに、多様な主体の「共の努力（共助）」による具体的な地域福祉活動の活性化をめざします。

- 施策 3 住民同士の交流
- 施策 4 地域活動の推進
- 施策 5 地域福祉活動の推進
- 施策 6 担い手の連携による取組みの推進

施策 3 住民同士の交流

住民一人ひとりが地域社会とのつながりや信頼関係を育み、地域で孤立する人をなくすとともに、地域で支え合い、協力し合うことのできる関係づくりを進めるため、多くの人たちが交流できる機会や場を確保するほか、閉じこもりを防ぎ、誰もがその人らしい充実した生活が送れるような生きがいづくりを促進します。

《市の取組み》

取組み	取組みの方向
公民館における世代間交流事業の推進	子どもが高齢者とふれあう機会となる事業を引き続き実施し、高齢者の人生経験と豊富な知識等を社会に還元するとともに、地域社会の連帯意識の高揚を図ります。[教育委員会]
生涯学習（社会参加活動）の推進	生きがいのある豊かな人生を過ごすことができるよう、地域課題に対応した学習機会を拡充するとともに、住民同士の交流を促進し、市民の学習効果を地域社会の活性化につなげていくよう、社会参加活動を推進します。[教育委員会]

<p>市民スポーツの振興</p>	<p>各種イベント・スポーツ教室の開催や学校体育施設の開放などにより、気軽にスポーツに参加できる機会の拡充と地域のスポーツ活動の場所の提供を行い、スポーツを通じた健康な心と体づくり、地域の連帯感の醸成や地域住民の交流機会の創出に努めます。[教育委員会]</p>
<p>老人クラブ活動の活性化</p>	<p>老人クラブが自主的に行う社会奉仕活動や地域交流活動等の取組みを支援します。[福祉保健部]</p>
<p>いきいきサロン事業の推進</p>	<p>市内3カ所(八橋・飯島・大森山)にある老人いこいの家や、雄和ふれあいプラザにおいて、いきいきサロンを開催し、高齢者の生きがいづくりや市民同士の交流機会の充実を図ります。[福祉保健部]</p>

《市民・地域の期待役割》

日頃からのあいさつを心がける。[市民]

地域の交流事業に積極的に協力・参加する。[市民]

近所で孤立した人がいないようお互いに目配りし、閉じこもりがちな住民に声かけをする。[市民]

生きがいを持ち、社会参加に努める。[市民]

世代間の交流を促進する。[地域]

生きがいづくりの機会を提供する。[地域]

交流機会の確保、充実を図る。[地域]

地域サロン活動や子育てサロン活動を推進する。[地域]

地域の交流機会に積極的に関わる。[社会福祉事業者]

《取組み事例》

ふれあいサロン（牛島）

牛島地区社会福祉協議会では、老人クラブや民生委員と協力して毎週土曜日にふれあいサロンを開催し、軽スポーツや合唱、講演等を行い、地域の高齢者相互の親睦を深めています。

へばな～サロン（上北手）

上北手地区社会福祉協議会では、健康づくり・生きがいづくり、閉じこもり予防などを目的として、「へばな～サロン」を冬期間以外の毎月一回地域センターを会場に開催しています。運営委員会（地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、地区市民憲章推進協議会）が軽スポーツ、ゲーム、お楽しみ会などを企画しており、高齢者等の交流の場となっています。

町内会ごとのサロン活動（外旭川）

外旭川地区社会福祉協議会では、町内会に呼びかけて高齢者等が楽しく集える場としての地域サロンを町内会単位で開催しています。この地域サロンの評判が広まり、実施する町内会も増加しています。

子育て支援「下新城トットの会」

下新城地区民生児童委員協議会では、毎月第3水曜日に子育てサロンを開催し、親の子育て不安の解消を図りつつ、子育て中の親同士の交流を図っています。このような民生児童委員協議会が中心となった子育てサロンは、市内のほとんどの地域で開かれています。

世代間交流「ふゆと遊ぼう」（旭川）

旭川地区民生児童委員協議会では、小学校1年生を対象に、児童委員が昔ながらの伝統的な遊びを子どもたちに教えることで世代間交流を図っています。このような取組みは、児童委員によるものだけでなく、地区社会福祉協議会や老人クラブなどにより、多くの地域で進められています。

《目標指標等》

指 標	現 状 (19年度)	目 標 (25年度)
相談や頼み事、困ったときに助けてくれる人が近所にいる人	35.7%	50.0%

地域福祉市民意識調査による。

施策4 地域活動の推進

生活課題を地域住民が共有し、住民が主体的に地域活動に参加して支え合うことができる地域社会を形成していくため、地域における自治活動の振興を図ります。

《市の取組み》

取組み	取組みの方向
地域自治活動の支援	地域の個性や特色を活かした魅力ある地域づくりを展開するため、地域づくり組織の結成を支援します。また、町内会活動の活性化を図るため、活動費等の助成や集会所整備の支援を継続します。[地域振興部]
自治活動拠点の整備	地域自治活動の拠点となるコミュニティセンター等の整備・充実に努めます。老朽化した施設については、地域住民が安心して利用できるよう、施設の耐震化計画に併せた大規模改修を計画的に進めます。また、市民の自主的な活動をより推進しやすい環境を整えるため、市民サービスセンターに、各種OA機器などを配置した地域活動室を設置します。[地域振興部]
市民憲章推進協議会の活動支援	明るく住みよいまちづくりを推進するため、市民が自主的に取り組む市民憲章推進協議会の活動を支援します。[地域振興部]
地域愛形成事業の推進	市民から事業の提案を募集し、市と協力しながら事業を実施する仕組みである地域愛形成事業を推進し、引き続き市民が自分の住む地域に愛着を持って、地域の課題を解決できる機会を拡充します。[地域振興部]

《市民・地域の期待役割》

地域の生活課題への関心を高める。[市民]

町内会活動への理解を深め、積極的に参加する。[市民]

住民が地域に関心を持ち、愛着を持てるようにする。[地域]

地域の情報を広報紙などにより住民へ発信する。[地域]

生活課題に関する情報を収集し、共有を図る。[地域]

生活課題の解決のために取り組む。[地域]

住民に町内会・自治会の意義を伝え、加入を促進し、自治活動の強化に取り組む。[地縁団体]

地域の活動拠点の整備、充実に努める。[地域]

《取組み事例》

地域でのコミュニティセンター運営

平成16年に開館した旭北地区コミュニティセンターは、旭北地区の町内会連合会ほか各種団体やサークルの代表者による管理運営委員会が指定管理者となって地域のボランティアにより運営されており、センターを核として、新たな住民の交流や地域づくり活動が広がっています。このような市民協働型のコミュニティセンターは現在6館となっています。

市民憲章推進協議会の活動

秋田市民憲章推進協議会および各地区市民憲章推進協議会は、市民運動によって昭和36年に制定された秋田市民憲章の理念に基づいて、社会教育の推進、環境美化などの様々な地域づくりに取り組んでいます。

《目標指標等》

指 標	現 状 (19年度)	目 標 (25年度)
地域活動（地域自治活動や市民活動）に参加していない人	48.6%	40.0%

地域福祉市民意識調査による。

秋田市民憲章[昭和36年6月25日制定]

わたしたちは、伸びゆく秋田市の市民であることに誇りと責任をもち、明るく豊かなまちをつくるために、進んでこの憲章を守りましょう。

- 一、健康で働き、豊かなまちをつくりましょう。
- 一、あたたかく交わり、明るいまちをつくりましょう。
- 一、きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
- 一、環境をととのえ、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、教養を高め、文化のまちをつくりましょう。

施策5 地域福祉活動の推進

ボランティアやNPO、住民団体などの多様な民間主体等による地域福祉活動を促進するため、秋田市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携や、多様な民間主体の地域福祉活動が円滑に進められるようその取組みを推進します。

《市の取組み》

取組み	取組みの方向
社会福祉協議会の活動の支援	本計画と秋田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図り、計画に基づいて実施する社会福祉協議会の取組みを支援することにより地域福祉活動の推進を図ります。[福祉保健部]
地域保健・福祉活動推進事業	民間団体の行う在宅福祉の向上、健康づくり等の事業を支援し、地域における保健福祉施策の推進を図ります。[福祉保健部]
親子のふれあい広場事業	民生児童委員協議会、地区婦人会など各地域の子育て支援者が開催する「親子の集い」や母親らが自主的に開催している「育児サークル」への子育て相談員の派遣、遊びや育児指導、育児相談の実施、子育て情報の提供などにより、地域主導の子育て支援体制を引き続き支援します。[福祉保健部]
地区別地域福祉計画の策定への協力	地域・地区が独自に地域福祉計画の策定に取り組む場合に協力します。[福祉保健部]
地域福祉活動の場の充実	福祉施設や公共施設の活用など、様々な手法で活動の場の充実にめざします。[福祉保健部]

《市民・地域の期待役割》

ボランティアやNPO、住民団体などの地域福祉活動に協力・参加する。[市民]

社会福祉協議会への理解を深め、会員として活動に参加する。[市民・地域]

地区社会福祉協議会の地域福祉活動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]

それぞれができるところから様々な地域福祉活動に取り組む。[地域]

地域福祉活動を促進するため、日頃の相談支援を通じて福祉ニーズの把握に努める。
[民生委員・児童委員]

市民の善意で寄せられた寄付金を地域福祉活動等の財源として配分する。[秋田市共同募金会]

地域ごとの生活課題の解決に向けて、地区別の地域福祉計画を策定する。[地域]

地域福祉活動のための場の確保など環境整備を図る。[地域]

《取組み事例》

地域福祉活動メニュー選択事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の創意と工夫で地域福祉活動を実施する地区社会福祉協議会に助成をしています。取組みの例をあげると、友愛訪問や地域サロンのほか、布団乾燥サービスや給食サービスなどが実施されています。

地域保健・福祉活動推進事業

市では、民間団体による保健・福祉・医療活動に関する先導的事業に助成しています。これまでの例をあげると、自殺対策シンポジウム、子どもの救急法の普及活動、発達障害児等の自立支援活動などに助成をしています。

ふれあいさん派遣事業

秋田市社会福祉協議会では、ホームヘルパーの派遣を受けられない方であっても、病気やケガ、産前産後などで家事援助や介助が必要なとき、登録ボランティアの「ふれあいさん」を派遣し、一時的な生活支援をします。

遊びリテーション・くらぶ

秋田市社会福祉協議会では、在宅で介護を必要とする人とその介護者を対象に、介護者同士の交流や健康相談など本人の心身機能の維持を目的として、レクリエーションとリハビリテーションを兼ねたつどいを開催しています。

泉のすこやか学級

泉地区民生児童委員協議会では、3歳未満児を対象とする「泉のすこやか学級」を地域の関係者の協力により平成6年から開設しており、親も参加してカリキュラムを作成し、保健師など講師も招きながら、子育て支援に取り組んでいます。この取組みがきっかけとなって地域ぐるみの様々な子育て支援活動につながって、「泉の冬まつり」も始まり、事業の効果は地域づくり全体に波及しています。

施策6 担い手の連携による取組みの推進

多様化・複雑化する福祉課題に対し、様々な担い手が連携して取り組むことで地域福祉活動がさらに発展するよう、様々な人や団体が関わって子どもや高齢者、障害者を日常的に見守り、支え合うネットワークの枠組みづくり等を進めます。

《市の取組み》

取組み	取組みの方向
高齢者等の見守りネットワーク	見守りが必要な高齢者や障害者等が地域から疎遠になることを防ぐため、秋田市社会福祉協議会が主体となり、地区社会福祉協議会や民生委員、福祉協力員等が協力して行っている見守りネットワークの強化・充実を図ります。[福祉保健部]
地域子育て支援ネットワーク事業	市内の7地域で子育て支援者が連携し、地域全体で子育て支援に取り組む体制を整え、子育て支援活動を継続できるよう、情報交換、交流機会の提供や研修の開催などにより、地域子育て支援ネットワークの活動を支援します。[福祉保健部]
学校と地域社会との連携	小・中学校では、交流活動や清掃奉仕活動などにより、高齢者福祉施設や特別支援学校と連携を図ります。また、伝統芸能の継承や農業体験などにより地域との交流を図るほか、地域住民による、子どもの登下校時の見守り活動やパトロール活動を通じて、児童生徒の安全対策における連携を強化します。[教育委員会]
地域ケアの推進	高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し続けることができるよう、地域包括支援センターが医療関係者、介護保険事業者、民生委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティアなどの関係機関と連携して各種サービスに対する支援やサービス提供体制の整備などに取り組めます。[福祉保健部]

《市民・地域の期待役割》

地域での連携の必要性を理解し、できることから協力する。[市民]

ネットワークを活用して必要な情報を共有する。[市民]

関係機関が連携することの重要性を理解し、連携による取組みを進める。[地域]

地域ぐるみの取組みを住民に積極的にPRする。[地域]

要支援者を地域全体で支えるネットワークをつくる。[市民・地域]

見守りネットワーク活動を推進する。[秋田市社会福祉協議会]

見守りネットワーク活動に参加する。[市民・地域]

学校や福祉施設に対する関心を高め、地域社会との連携を深める。[市民・地域]

専門性を生かして地域社会と積極的に交流する。[社会福祉事業者]

《取組み事例》

見守りネットワーク

秋田市社会福祉協議会では、地域の見守りの必要な世帯等に対して、地区社会福祉協議会、福祉協力員、町内会・自治会、民生委員等との連携により、月1回以上の見守り・声かけ等安否確認を行い、高齢者等の孤立化を防ぎ、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めています。

基本目標 3 利用者主体のサービスのしくみづくり

生活のセーフティネットとして「公の努力（公助）」による福祉サービスが公平公正に機能することをめざします。

施策 7 福祉保健サービスの提供

施策 8 情報の提供

施策 9 相談体制の充実

施策 10 サービス利用の支援

施策 7 福祉保健サービスの提供

生活のセーフティネットとして、福祉保健サービスを体系的に整備し、各サービスの充実と適正な供給に努めます。

《市の取組み》

取組み	取組みの方向
高齢者福祉の充実 （基本方向）	高齢者プランに基づき、高齢者が地域において健康で安全安心に暮らせるよう、高齢者の社会参加の促進、在宅サービスの充実、介護予防の推進、介護サービスの基盤整備の推進、介護保険の適正な運営に取り組みます。その中で、介護保険事業計画を明らかにします。[福祉保健部]
障害者福祉の充実 （基本方向）	障害者プランに基づき、「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」のため、障害者の社会参加の促進、保健・医療・福祉サービス基盤の整備、地域生活の充実に取り組みます。[福祉保健部]

児童福祉・子育て支援の充実(基本方向)	次世代育成支援行動計画に基づき、「子どもたちの歓声がこだまし、子育てに喜びと楽しみを実感できる活力あふれるまち」をめざして、子どもの健やかな育ちの支援や子どもを安心して生み育てることができる環境の整備などに取り組みます。[企画調整部・福祉保健部]
地域保健の充実(基本方向)	健康あきた市21に基づき、市民一人ひとりが安心して健康に過ごすことができるよう、一次予防の推進や健康づくりのための環境整備等に取り組みます。[保健所]
サービスの対象とならない課題への対応	公的な福祉サービスの対象とならないために制度のすきまにある問題について、インフォーマルサービス・サポートとの連携を図るとともに、市として対応が必要と判断した場合には、適切に対応します。[福祉保健部]
生活保護の適正実施と自立支援の促進	国・県との連携強化に努め、困窮する市民に必要な保護の適正実施を継続していきます。また、自立支援プログラム等を充実させるなどし、自立支援体制を整えていきます。[福祉保健部]
福祉医療費給付事業	国・県の医療保険制度等の動向を見極めながら、重度心身障害児(者)、高齢身体障害者、乳幼児、ひとり親家庭等の児童の医療費助成を継続して実施します。[福祉保健部]
市民小口資金の貸付け	低所得世帯に対し、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、秋田市社会福祉協議会が実施主体となって生活のつなぎ資金を貸付けします。[福祉保健部]

《市民・地域の期待役割》

利用するサービスを十分に理解して適正に利用する。[市民]

サービス選択は自己決定であることを認識する。[市民]

過剰な権利意識を持たない。[市民]

福祉サービスの問題点や不備などに気づいたときは意見する。[市民・地域]

活動を通じて得た問題点について意見を具申する。[民生委員・児童委員]

福祉サービスの質の向上を図る。[社会福祉事業者]

低所得者等の自立を支援するため、適切な資金貸付を行う。[秋田市社会福祉協議会]

《取組み事例》

生活福祉資金の貸付け

生活福祉資金は、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯の生活意欲の助長促進、在宅福祉、社会参加の促進を図り、安定した生活を営むことができるよう必要な資金の貸付けと援助指導を行う制度です。資金には、更生資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、長期生活支援資金などがあります。秋田市社会福祉協議会では、業務の実施主体である秋田県社会福祉協議会から貸付業務の一部を受託し、貸付けを必要としている人の相談に応じています。

《目標指標等》

福祉保健サービスの提供に関する目標指標等は、「高齢者プラン」「障害者プラン」「次世代育成支援行動計画」「健康あきた市21」のそれぞれにおいて定めます。

施策 8 情報の提供

利用者が供給されるサービスに関する必要な情報を容易に入手できるようにするため、様々な媒体・手段で正しい情報を提供し、サービス内容の周知を図ります。

《市の取組み》

取組み	取組みの方向
広報紙等による情報の提供	サービスや地域生活に関する正しい情報を得られるよう、適切な時期に「広報あきた」に記事を掲載するなどし、情報の提供に努めます。[福祉保健部]
小冊子等による情報の提供	障害者、高齢者、子育てそれぞれの福祉に関するサービスや施設などを掲載した小冊子(しおり、パンフレット等)を発行し、民生委員・児童委員等の関係機関や、市の公共施設で希望者に配布することにより情報の提供に努めます。[福祉保健部]
その他の情報の提供	マスメディアやITの活用等により広く市民に情報提供するほか、福祉サービスの情報を必要としている人が情報を得やすいよう、アクセシビリティに配慮した情報提供の実施を検討します。[福祉保健部]

《市民・地域の期待役割》

提供される情報に関心を持ち、近隣での情報の伝達、共有に努める。[市民]

回覧板や広報紙を活用するなどして住民の情報共有に努める。[地域]

情報を必要とする住民へ直接伝達する。[民生委員・児童委員]

公的サービス以外の支援についても、公的サービスとあわせてPRする。[地域]

施設の役割や状況を積極的に情報発信する。[社会福祉事業者]

施策 9 相談体制の充実

利用者がサービスを選択するにあたって適切な助言が得られるようにするため、利用しやすい相談体制を整えるとともに、相談窓口の連携により多様な生活課題に迅速に対応できるよう努めます。

《市の取組み》

取組み	取組みの方向
ふれあい福祉相談センター	秋田市社会福祉協議会のふれあい福祉相談センターにおいて、様々な相談に対応し、日常生活の悩みや心配ごとの解消を図っていきます。[福祉保健部]
相談活動の充実	職員の資質向上を図り、相談体制を強化していきます。[福祉保健部]
各種相談窓口のPR	支援を必要とする市民が身近なところで気軽に相談できるよう、行政機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの相談窓口の周知を図ります。[福祉保健部]
各種相談機関等との連携	各種相談機関等と情報交換や情報の共有化などにより、地域で受けた相談が確実に支援に結びつくよう相談機関等の連携体制の強化を図ります。[福祉保健部]
潜在化しているニーズの把握	福祉の分野別実施計画の施策のすきまにある福祉課題や地域福祉の喫緊の課題に対応していくため、表面化した要望・意見だけでなく、潜在化しているニーズの把握に努めます。[福祉保健部]

《市民・地域の期待役割》

民生委員・児童委員等の活動を理解し、身近に相談できる人をつくり、困ったときの連絡ができるようにする。[市民]

専門を生かした相談援助活動を行う。[社会福祉事業者・市民活動団体]

必要に応じて適切な窓口につなぐ。[地域]

困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ。[民生委員・児童委員]

ふれあい福祉相談センターのPRと充実に努める。[秋田市社会福祉協議会]

地域包括支援センターの活用を促進する。[秋田市社会福祉協議会]

施策10 サービス利用の支援

サービスの利用が困難な人であっても、必要とするサービスに適切に結びつけられるようにするとともに、利用者の立場に立ったサービス供給を確保するため、一人ひとりへの支援の充実に努めるほか、社会福祉法人への監査指導等を行います。

《市の取組み》

取組み	取組みの方向
民生委員・児童委員による個別援助活動	住民のあらゆる福祉ニーズを日常的に把握し、自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うとともに、行政等に必要な対応を促すパイプ役となります。[福祉保健部]
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を周知し、利用促進に努めます。また、地域包括支援センター、相談支援事業所等の相談関係機関が連携して相談等に応じ、必要が生じた場合は、市長申立の手續等適切に対応していきます。[福祉保健部]
社会福祉法人の監査指導等	法人・事業所等に対する指導監査等の結果の公表を進めるとともに、利用者が安心して、かつ利用者の立場に立った質の高いサービスを受けることができるよう、指導監査等を実施します。[福祉保健部]

《市民・地域の期待役割》

苦情解決などを活用して、適切なサービスが受けられるようにする。[市民]

事業者や施設に対する情報を把握し、正しい理解に努める。[市民]

情報の提供や相談の対応に努める。[社会福祉事業者]

苦情解決の窓口の設置や第三者委員の設置による苦情解決体制を整備する。[社会福祉事業者]

日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)を実施する。[秋田市社会福祉協議会]

法人後見制度の導入を検討する。[秋田市社会福祉協議会]

《取組み事例》

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業・地域福祉権利擁護事業）

社会福祉法第81条の規定により秋田県社会福祉協議会（秋田県福祉生活サポートセンター）が実施し、事業の一部を受託している秋田市社会福祉協議会（中央地区福祉生活サポートセンター）において、判断能力が不十分な人に対して専門員が援助内容を決定し、契約に基づいて生活支援員が福祉サービスの利用援助とそれに付随した日常的な金銭管理などの具体的なサービスを行っています。

福祉サービス第三者評価事業

社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質を、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価することにより、福祉サービスの質の向上、利用者の適切な福祉サービスの選択に結びつけるため、秋田県においては、秋田県福祉サービス第三者評価推進委員会が秋田県社会福祉協議会内に置かれ、第三者評価機関の認証、評価基準の策定、結果の公表を行っています。

秋田県福祉サービス相談支援センター

社会福祉法第83条の規定により秋田県社会福祉協議会に秋田県運営適正化委員会（秋田県福祉サービス相談支援センター）が設置され、福祉サービス利用に関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、中立・公正な立場で相談や助言、調査等を行っています。なお、介護保険に関する苦情・相談については、秋田市（介護・高齢福祉課）が窓口となります。

《目標指標等》

指 標	現 状 (19年度)	目 標 (25年度)
地域福祉権利擁護事業の認知度	11.5%	20.0%
成年後見制度の認知度	33.3%	40.0%

地域福祉市民意識調査による。

基本目標 4 日常生活の場としての福祉のまちづくり

福祉サービス以外の面でも、「公・共・私」の努力によって暮らしを支える環境をつくることをめざします。

施策11 安心できるまちづくり

施策12 バリアフリーの推進

施策13 自立生活の支援

施策11 安心できるまちづくり

日常生活をおびやかす様々なリスクを回避するため、防災、防犯活動など多様な生活課題について、公・共・私連携によって安心の確保を図ります。

《市の取組み》

取組み	取組みの方向
自主防災組織の育成強化	今後も引き続き防災資機材の助成を行うとともに、訓練や研修会の開催等を通じて、自主防災組織の結成促進と育成強化に努めます。[総務部]
要援護者の災害時避難支援	避難支援プランを策定し、災害時に避難支援が必要な高齢者や障害者等を地域全体で支援する体制を整備します。[福祉保健部]
地域における除排雪体制の構築	高齢者や障害者等が安心して冬期間を過ごすことができるよう、今後も市民主体の除排雪活動の必要性をPRし、地域の助け合い・支え合いによる除排雪体制を構築するとともに、機械貸出制度を継続拡大していきます。[建設部]

消費者啓発	判断能力の低下や情報を得る機会の減少により被害に遭いやすい高齢者の消費者トラブルを防ぐため、老人クラブ、民生委員、地域包括支援センター、連合婦人会などを対象に高齢者向け「消費生活出前講座」を継続実施します。また、「広報あきた」等を活用し、消費者トラブル最新情報の発信に努めます。[市民生活部]
交通安全対策	交通弱者である子どもと高齢者の交通事故防止に重点を置き、就学前の全ての子どもを対象とした幼児交通安全教室や高齢者交通安全教室をさらに効果的に行うとともに、特に幼児については新たな教育の場の拡大に努めます。また、交通安全活動団体に対する積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら、交通安全活動を効果的に展開します。[市民生活部]
応急手当の普及、救急救命体制の整備	A E D（自動体外式除細動器）の使用方法を含めた救命講習会の充実に努め、市民と一体となった救急救命活動を実践するとともに、認定救急救命士を養成するなど、より高度な救命処置を可能にし、救急救命体制を強化します。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の緊急時の対応等について啓発に努めます。[消防本部]
地域防犯の強化	犯罪のない明るく住みやすい地域社会をめざし、防犯協会が行う防犯活動や町内会に対する防犯灯電気料等の助成を継続し、地域防犯活動を支援します。[地域振興部]
水道メーター検針時におけるパトロール	水道メーター検針業務の実施にあたって、委託事業者（秋田管工事業協同組合）が、腕章の装着による犯罪抑制、不審者・不審車両の通報、登下校時の子どもの見守り活動等による防犯パトロールに加え、環境パトロール、地域との連携によるひとり暮らし高齢者の見回りを実施します。[上下水道局]
自殺予防総合対策	自殺者数の減少を図るため、自殺予防に関する意識啓発や相談体制の充実に努めるとともに、市民協働による地域での心の健康づくり活動を推進します。また、秋田市自殺予防対策庁内連絡会議を中心に全庁的な取組みを進めるとともに、医療機関や民間団体等による秋田市自殺予防対策ネットワーク会議を通して、各機関との連携を図り総合的な自殺予防活動を展開します。[保健所]

《市民・地域の期待役割》

自分の身は自分で守る意識をもつ。[市民]

効率的な除排雪作業のための協力、近隣での助け合いに努める。[市民]

生活に関する講習会、研修会等に積極的に参加する。[市民]

生活に関する情報をしっかりと受けとり、自分も発信する。[市民]

自殺のサインに早期に気づき、必要な相談機関や医療機関につなぐ。[市民]

除排雪に関する情報の収集、意見集約および連絡をする。[地域]

生活に関する情報の収集と発信に努める。[地域]

地域で課題となっていることを把握し、解決に取り組む。[地域]

各種団体が連携して災害時の見守り・安否確認の体制の充実に努める。[地域]

通学路の危険箇所などの改善について意見提起する。[地域]

自主防災組織の結成、充実に努める。[地縁団体]

防犯灯を適正に管理する。[地縁団体]

地域資源である社会福祉施設の機能を活用して地域の取組みに参加する。[社会福祉事業者]

医療との連携を図る。[社会福祉事業者]

認知症等徘徊者の搜索支援を継続実施する。[秋田市社会福祉協議会]

災害ボランティアの受入体制を整備する。[秋田市社会福祉協議会]

《取組み事例》

安心探知機補助事業

秋田市社会福祉協議会では、認知症などで、いついなくなるか不安を抱えている家族のために、早期発見するための装置設置に要する費用を補助しています。

住宅用火災警報機の設置、安心箱の設置

勝平地区社会福祉協議会では、民生委員の協力のもと、ひとり暮らし高齢者等に緊急入院時の持ち物リストを添えた安心箱を配布したり、住宅用火災警報機を設置しています。

災害時一人も見逃さない運動

秋田市民生児童委員協議会では、地区民生児童委員協議会を単位に、高齢者、障害者、子育て家庭等の要支援者に対しての日常的な見守りと生活の支援を通し、災害時における地域での安否確認体制、支援体制の整備につなげる取組みを行っています。

施策12 バリアフリーの推進

子どもや高齢者、障害者でも快適で安全な都市環境を整備するため、住宅やインフラのバリアフリー化を進めます。

《市の取組み》

取組み	取組みの方向
住宅環境の整備	リーフレットの配布による情報提供や、事例紹介による意識の啓発、デベロッパーの意識の啓発、相談窓口の開設により、民間住宅のバリアフリー化の普及を図ります。市営住宅の建替えにあたっては、今後もバリアフリーに配慮した整備を図ります。 [都市整備部]
安全な歩行者空間の確保	高齢者、身体障害者を含むすべての人の安全かつ円滑な通行を確保するために、新設する歩道については、3 m以上の幅員となるように努め、既設の道路については、通行に支障となる段差や勾配を解消し、誰もが利用しやすい構造への改良を進めます。 [建設部]
公共施設等のバリアフリー化の促進	段差の解消、スロープや休憩施設等の整備により、子どもから高齢者まで安全で快適に施設を利用することができるよう、医療施設、集会施設、福祉施設、運動施設、文化施設、公園などのバリアフリー化を促進します。 [都市整備部]

《市民・地域の期待役割》

バリアフリー社会の形成に協力する。[市民]

高齢者や障害者のための施設等の利用を妨げないよう意識を高める。[市民]

円滑な移動等を妨げている状況を把握してバリアフリー化の推進につなげる。[地域]

バリアフリー社会の形成に向けた住民の意識啓発に取り組む。[地域]

《取組み事例》

秋田市交通バリアフリー特定事業計画の推進

市では、秋田駅および土崎駅周辺について、秋田市交通バリアフリー特定事業計画に基づき、高齢者や障害者が公共交通機関を利用して移動する際の利便性および安全性を向上させるため、歩道の段差解消および公共交通機関等のバリアフリー化を進めています。

都市公園バリアフリー化緊急支援事業の推進

高齢者、身障者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行を受けて、市内の主要な都市公園の公園施設（園路および広場、駐車場、便所）について、短期かつ集中的にバリアフリー化を進めています。

あきたバリアフリーマップ

秋田県では、「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」に適合している施設に適合証を交付するとともに、すべての人が安心して気軽に外出することができるよう、県内の主要な公共施設・民間施設のバリアフリー情報を掲載したウェブサイト「あきたバリアフリーマップ」を作成し、情報発信しています。

施策13 自立生活の支援

自立した生活が継続できるよう支援するため、健康づくりや経済的な自立の促進、移動手段の確保に努めます。

《市の取組み》

取組み	取組みの方向
市民の健康づくりの推進	各種健康事業を通じて、がんや生活習慣病予防のための食生活、運動などの健康教育、健康相談を実施し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。また、がん検診等の各種検診の実施に際しては、実施方法や周知方法等を改善し、より多くの市民が受診できるよう努めます。[保健所]
健康づくり・生きがいづくり支援事業	地区社会福祉協議会が自主的に行う高齢者の健康づくり・生きがいづくり支援事業を支援し、介護予防を推進します。[福祉保健部]
勤労者福祉雇用推進事業	高齢者・障害者の雇用の促進と安定を図るため、市民・事業者へのPR活動を継続するほか、国・県等の関係機関との連携の強化に努めます。[商工部]
高年齢者就業機会確保事業	定年退職後の高齢者が、補完的・短期的な業務を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実を図ることを目的として、(社)秋田市シルバー人材センターの事業運営を支援します。[商工部]
移動手段(公共交通)の確保	「秋田市公共交通政策ビジョン」に基づき、市民の日常生活を支える移動手段として、市民、交通事業者、行政の役割分担のもと、公共交通の確保に努めます。[都市整備部]

<p>高齢者バス優遇乗車助成事業</p>	<p>高齢者が増加している現状を踏まえ、高齢者の社会参加の促進や生きがいづくりを支援するため実施している高齢者バス優遇乗車助成事業の実施方法や助成内容について検討していきます。[福祉保健部]</p>
<p>障害者バス運賃助成事業</p>	<p>障害者の交通手段等の実態や将来的な変化に対応した「福祉特別乗車証」の交付をすることにより、継続して通院等の交通費軽減や積極的な社会参加を図ります。[福祉保健部]</p>
<p>福祉有償運送</p>	<p>公共交通機関の状況等を勘案しながらNPO等が実施する福祉有償運送により移動制約者の交通手段を確保します。[福祉保健部]</p>
<p>高齢者軽度生活援助事業</p>	<p>秋田市シルバー人材センターの軽度生活援助員が、ひとり暮らし高齢者などの日常生活上の軽易な作業（外出の付き添い、食材の買い物、草取り、窓拭き、雪寄せなど）を行い、自立生活を支援します。[福祉保健部]</p>
<p>市営住宅における入居要件の緩和</p>	<p>市営住宅に入居している高齢者や障害者等には、引き続き低層階への住み替え入居に配慮します。また、高齢者や障害者の新規入居希望にあたっては、入居要件の緩和措置（収入基準の緩和）、および優先入居（同タイプの空き家が2戸以上でた場合の当選確率が2倍となる）を継続するとともに、今後は、ひとり暮らし高齢者や障害者が申し込み可能な住宅の拡充等を検討していきます。[都市整備部]</p>

《市民・地域の期待役割》

健康づくりに努める。[市民]

高齢者や障害者の移動に協力する。[市民]

雇用の受入れ[地域]

コミュニティビジネスの実現[市民・地域]

移送車の貸出しを拡充し、高齢者・障害者の移動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]

福祉機器の貸出しにより、在宅福祉サービスの充実を図る。[秋田市社会福祉協議会]

自立に向けた相談に応じる。[民生委員・児童委員]

《取組み事例》

介護予防遊具の設置

市では、身近な公園で高齢者が気軽に健康づくりに取り組むことで要介護状態への進行を予防するため、運動機能維持に資する介護予防遊具を公園内に設置します。

公共施設での車いす貸出事業

秋田市社会福祉協議会では、身近な地域で利用しやすいよう、地域センターやコミュニティセンターに貸出用車いすを配置しています。

第 5 章 重 点 事 業

地域福祉活動の先導的取組みとするため、ニーズ調査を踏まえ、次の2つを本計画の重点事業（リーディング・プロジェクト）として位置づけ、ワークショップでの議論を参考に、課題解決に向けた公・共・私の役割分担と連携による取組みを示します。

《重点事業1》

孤立死を出さない地域づくり

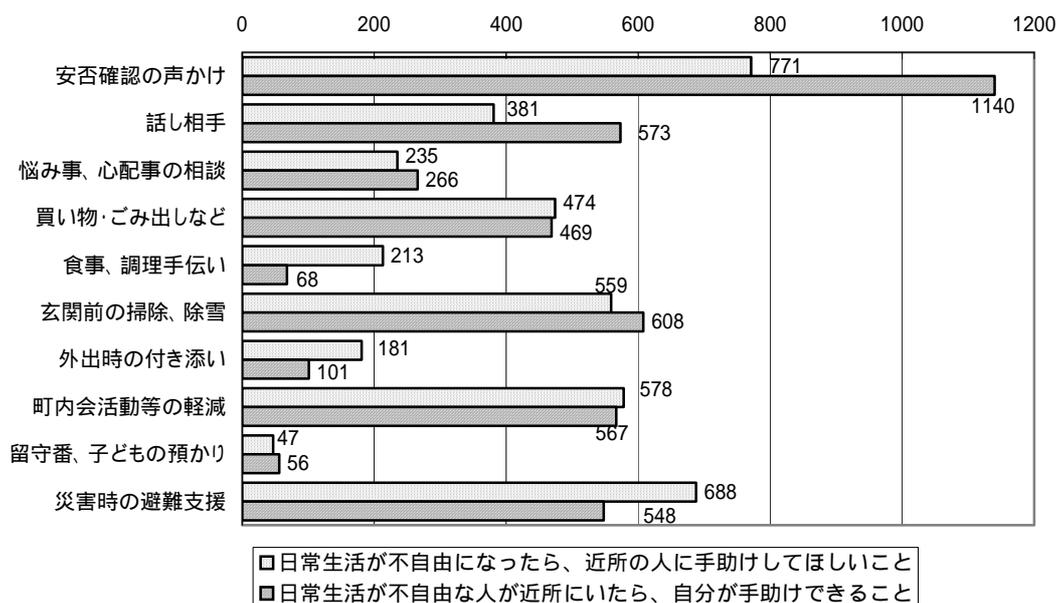
ひとり暮らし高齢者等が安心して日常生活を営むことができるよう、日頃から地域全体で見守るしくみの充実を図ります。

《重点事業2》

災害時の要援護者の避難支援

たとえ自力での移動が困難でも災害時には地域の支援で無事に避難できるよう、一人ひとりの避難支援プランを作成します。

手助けしてほしいことと手助けできることとの比較
（平成19年秋田市地域福祉市民意識調査）



1 孤立死を出さない地域づくり

(1) 背景

《市民意識》

市民意識調査では、住んでいる地域において地域ぐるみで進めていけばよいと思う取組みとして「高齢者の支援（見守り・安否確認など）」が、行政とともに地域社会がこれまで以上に積極的に関わっていくことで全体の状況が改善できることとして「ひとり暮らし高齢者等の見守りによる孤立死の防止」が、それぞれ最も多い回答であり、地域社会の高齢化を反映しているものと考えられます。

ヒアリング調査でも、高齢者が地域で安全に生活するための地域社会や行政の取組みの必要性について、多くの意見が出されました。

ワークショップでは、地域の生活課題として高齢者に関する意見が多く出されたことから、「ひとり暮らし高齢者・高齢者だけの世帯が安心して暮らすことができるためにどうしたらよいか」をテーマに、地域での取組みなどについて意見交換を行いました。その結果、ひとり暮らし高齢者が地域から疎遠になることを防ぐため、現在行っている地域福祉活動の体制等を強化する必要があると提言されました。

《これまでの取組み》

厚生労働省は、平成20年3月、「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死」ゼロを目指して）報告書」をとりまとめ、孤立死を予防できるコミュニティづくりを進めること、孤立死予防対策を高齢者虐待の防止対策や認知症対策、災害予防対策と一体的に考えること、孤立死防止ネットワークを構築すること、を提案しています。

秋田市社会福祉協議会では、高齢者等の孤立化を防ぎ、誰でもが安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的として、地区社会福祉協議会、民生委員、福祉協力員、町内会・自治会等との連携により、地域の見守りの必要な世帯に対して、月1回以上の見守り・声かけ等安否確認を行う見守りネットワーク事業を平成13年度から実施しています。見守りネットワークは、孤立死防止ネットワークの核となりえる取組みであるといえます。

(2) 現状と課題

《見守りネットワークの課題》

見守りネットワーク事業は、秋田市社会福祉協議会の「ふれあいのまちづくり事業」（平成3～8年度まで国庫補助事業であったが、現在は市と協働で実施している。）の一つとして地区社会福祉協議会が中心となって行われています。

見守りネットワークを孤立死防止ネットワークの核としてさらに充実させるためには、これまでの活動においてネットワーク参加者が感じている課題を整理し、見守りネットワークの強化を図る必要があります。

（見守りネットワーク参加者の意見）

事業の効果

心待ちにしてくれる人が多く、体調が悪くて何をすることも億劫になった、いざという時のために家の間取りを知っていて欲しい、などの相談をしてくれるようになった。

打ち解けて話をしてくれるようになれば、交流のない家族のことなどを知ることができ、最悪の事態になる前に対処できる場合もある。

協力者の確保に関する課題

個人情報保護、高齢化による対象者の増加に対応できるか先行きが不安である。対象者との信頼関係を構築できる協力者をさらに増やしていく必要があるが、活動できる人が少なく苦労している。

情報収集・共有に関する課題

個人情報の保護やプライバシーへの配慮が強調されるあまり、情報収集や情報交換できる範囲が必要以上に制限され、状況確認が難しくなった。

個人情報を適切に保護するため、行政主導により意識啓発に努める必要がある。

活動内容に関する課題

ひとり暮らし高齢者の場合、いつ何があるかわからないので、見守り回数を増やしたり、電話による安否確認、新聞受け・電気の状態等に変った様子がないかどうか等、あらゆるサインを見逃さないように気をつけなければならない。

見守りの必要な対象者は年々増えているので、今後の態勢づくりを考えなければならない。

見守り活動を行う協力者も高齢化しているので、これからの見守りのあり方を検討しなければならない。

見守りネットワーク活動への取組みについて、町内会により温度差が見られる。全町内会で一定レベルの活動が行われるようにする必要がある。

(秋田市社会福祉協議会の考え)

個人情報について

個人情報保護の観点から近隣住民へ詳しい情報が伝わらず、参加や理解が得られない実情もあります。

見守りネットワーク活動の推進にあたり、地域住民の協力を得るために、個人情報の取扱いについては、市民の理解のもと、一定のルール化が必要な時期にきているのではないかと思います。

近隣住民の協力について

地区社会福祉協議会、民生委員、福祉協力員、町内会・自治会等の連携により活動を進めていますが、対象者の近隣住民の協力が得られにくいのが現状です。

秋田市社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会とともに、地域住民の福祉意識の啓発や人材育成に努め、地域の元気なシルバー世代や団塊の世代のネットワーク協力者としての参加を促していく必要があると認識しています。

地区社会福祉協議会の体制整備について

財源の確保や報告書の提出などが地区社会福祉協議会にとって負担となっていることから、地域福祉活動に傾注できるよう負担の軽減を図る必要があります。

また、地区社会福祉協議会の地域福祉活動の拠点の整備、確保などについての支援も急務となっています。

お互い様の支え合いの活動に期待して

隣近所の元気なシルバー世代がお互いに誘い合っ出かけることができる交流の場や機会をつくることにより、高齢者同士で見守りや仲間づくり、閉じこもり予防ができ、介護予防や孤立死予防につながることを期待できます。

また、このようなお互い様の活動は、いざというときの支え合い、助け合いの基盤となります。

したがって、見守りネットワーク活動に加えて、隣近所におけるお互い様の活動を充実させていくことが必要です。

(3) 取組みの方向

目標：孤立死ゼロをめざします

孤立死（孤独死）に明確な定義はありませんが、本計画では、ひとり暮らし高齢者・高齢者だけの世帯などが、社会的に孤立した状態であったため、死後しばらく放置されていたような場合を「孤立死」とします。

孤立死予防をテーマに小地域ごとに地区ワークショップを開催し、それぞれの地域の実情と課題を明らかにします。

そのうえで、「地域住民の理解促進やネットワーク参加者の掘り起こしなどにより見守りネットワークの強化・充実を図る」とともに、「民生委員による相談・支援などの訪問活動や地域保健活動との連携」、「地域サロンのように高齢者が自ら外出する取組みなど」と一体となった孤立死予防総合対策を平成21年度にとりまとめ、その推進を図っていくこととします。

なお、孤立死予防の取組みは高齢者虐待予防や認知症高齢者対策などに重なるものであり、また、災害時にあっては要援護者避難支援につながります。したがって、総合的な生活支援体制として機能するものとすることをめざします。

《事業計画》

平成21年度	孤立死予防に関する地区ワークショップの開催 孤立死予防総合対策のとりまとめ
平成22年度 ） 平成25年度	孤立死予防総合対策の推進

《公・共・私の役割》

行政の役割	ワークショップの開催や孤立死予防総合対策の調整
地域の役割	情報の把握、ネットワーク活動等の充実
市民の役割	課題の共有、見守りネットワークへの参加など

2 災害時の要援護者の避難支援

(1) 背景

《国・県の動き》

内閣府は、平成16年に発生した一連の風水害における高齢者等の被災状況等を踏まえ、高齢者等の災害時要援護者の避難支援体制の整備を進めるため、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月作成、平成18年3月改訂)を公表しました。

これを受けて厚生労働省は、平成19年8月、要援護者にかかる情報の把握・共有および安否確認等の円滑な実施について、災害時における要援護者の支援活動を迅速かつ適切に実施できる体制を構築するよう市町村に助言するとともに、要援護者の支援方策について、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項を示しました。

また、内閣府は、平成21年度までに災害時要援護者の避難支援プラン全体計画を策定するよう市町村に促すとともに、そのモデル計画を平成20年2月に公表。秋田県も、平成20年7月にモデル計画として「災害時要援護者避難支援プラン策定指針」を市町村に示したところです。

《市民の関心》

災害時の避難支援についての市民の関心は高く、市民意識調査では、市民が地域社会の役割として期待する機能は「災害時の助け合い」がすべての年代で最も高い回答であり、ワークショップでも、行政と地域が協力して解決すべき生活課題の一つとして「災害時要援護者の避難支援」が挙げられました。

そこで、ワークショップで「災害時にみんなが安全に避難するためにどうしたらよいか」をテーマにさらなる検討を行ったところ、要援護者情報の収集と共有の方法、組織づくりと関係者の連携体制づくり、対応マニュアルづくりなど具体的な取組みについて、様々な提案が出されました。

(2) 現状と課題

《本市の取組み》

本市では、「秋田市地域防災計画」に基づき、災害発生時に情報が伝わりにくく、自力での脱出・避難が困難であるため介助支援が必要な在宅の高齢者・重度障害者に関する情報を、本人から同意を得たうえで、毎年、「介助支援対象者名簿」として取りまとめ、民生委員を經由して自主防災組織または町内会・自治会に提供し、災害発生時の介助支援を依頼しています。

対象者の範囲は、在宅寝たきり又はひとり暮らしで65歳以上、身体障害者手帳所持者のうち視覚障害3級以上、聴覚・平衡機能障害3級以上、肢体不自由2級以上、療育手帳A所持者、その他民生委員が必要と判断した人としています。

介助支援対象者情報については、住民基本台帳等を基に民生委員の協力を得て実施する「在宅寝たきり・ひとり暮らし等高齢者実態調査（基準日：毎年10月1日、ただし、民生委員からの異動報告があれば随時更新）」および障害手帳情報等により把握に努めています。なお、情報提供についての同意確認は、高齢者については実態調査と同時に民生委員が、障害者については市が直接行っています。

介助支援対象者数（平成19年度）

	在宅 寝たきり 高齢者	ひとり 暮らし 高齢者	視覚障害 3級まで	聴覚障害 3級まで	肢体 不自由 2級まで	療育手帳 A	その他	合計
対象者数	511	8,620	564	497	3,042	341	1,751	15,326
同意者数	293	6,548	266	326	1,377	77	1,144	10,031
同意率	57.3%	76.0%	47.2%	65.6%	45.3%	22.6%	65.3%	65.5%

その他）普段の見守りに加えて災害時の安否確認が必要な高齢者のみ世帯、日中独居高齢者など

また、平成17年度に総務省消防庁の「災害時要援護者の避難支援プラン策定モデル事業」の指定を受けて、防災対策課では秋田市災害時情報提供システム「防災ネットあきた」を稼働し、避難情報や災害情報などを登録者に電子メールや電話、ファクシミリで一斉配信しています。

《地域における取組み》

民生委員・児童委員は、全国民生委員児童委員連合会が主唱する全国一斉活動として平成18年度から「災害時一人も見逃さない運動」を展開しており、高齢者、障害者、子育て家庭等の要支援者に対しての日常的な見守りと生活の支援を通し、災害時における地域での安否確認体制、支援体制の整備につなげる取組みを継続しています。

本市においても、秋田市民生児童委員協議会が呼びかけ、各地区民生児童委員協議会を単位に「災害時一人も見逃さない運動」の取組みが進められています。

平成19年3月の実施状況調査によれば、全38地区民生児童委員協議会で組織点検や緊急時連絡網の整備が行われているほか、地区によっては、地区社会福祉協議会等と連携をとりながら、要援護者台帳の整備、関係機関との災害対応ネットワークづくり、災害マップの作成などにも取り組んでいます。

「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」の実施状況

取組内容	実施地区
民児協における組織点検	38 (100%)
緊急時連絡網の整備	38 (100%)
要援護者台帳の整備	18 (47.4%)
災害マップの作成	11 (28.9%)
避難・防災訓練の実施	2 (5.3%)
災害対応マニュアルの策定	5 (13.2%)
要援護者の災害時のニーズ把握調査の実施	4 (10.5%)
連携・協働する関係機関・団体との災害対応ネットワークを作った	17 (44.7%)
連携・協働する関係機関・団体との災害対応ネットワークに参画した	2 (5.3%)
連携・協働する関係機関・団体との要援護者等の情報の共有化	2 (5.3%)
関係機関・団体や地域住民に対するPR活動や啓発の実施	11 (28.9%)

《課 題》

要援護者の避難支援体制の整備にあたっては、秋田市地域防災計画に基づくこれまでの取組みに加えて、情報伝達体制の整備、要援護者情報の把握・共有、要援護者の個別具体的な支援体制の整備、以上3段階の取組みが必要です。

情報伝達体制の整備については、災害時情報提供システムの普及などにより、充実を図る必要があります。

要援護者情報の把握・共有については、すでに介助支援対象者名簿の作成、配付をしているところですが、要援護者の範囲やその情報を共有する範囲については、なお検討する余地があります。

なお、市民の個人情報保護意識の高まりが要援護者に関する情報の共有を阻害しかねないことが懸念されますが、市民意識調査では、災害時の安否確認や避難支援のため個人情報や平常時から地域で共有することに対して86.9%が肯定的な回答であり、市民理解は得られるものと考えられます。

要援護者の個別具体的な支援体制の整備については、行政としてはいまだ実際の取組みに至っていませんが、各地区における民生委員・児童委員の取組みにより、要援護者情報の活用方法を含めた様々な先行事例のノウハウが地域に蓄積されています。また、ワークショップでも地域における取組みを踏まえた課題や提案が出されています。このようなことから、これまでの地域における取組みについて検証を加えた上で、要援護者一人ひとりの個別具体的な支援体制の整備を進める必要があります。

これらの取組みの実施にあたっては、災害時における自助・共助・公助のあり方を整理した上で支援を適切かつ円滑に実施するため、災害時要援護者の「避難支援プラン」を策定する必要があります。そして、避難支援プランの策定、推進にあたっては、市と地域、さらには、市においては福祉部門と防災部門、地域においては、民生委員・児童委員と自主防災組織や地縁団体、地区社会福祉協議会など、これらすべての関係者が相互に密接な連携を図る必要があります。

(3) 取組みの方向

目標：災害時犠牲者ゼロをめざします

災害時要援護者の避難支援プランは、支援体制の全体的な考え方をまとめた「全体計画」と要援護者一人ひとりの支援方法を記載した「個別計画（要援護者台帳）」とで構成します。

平成21年度に「全体計画」を策定し、平成25年度までにすべての要援護者の「個別計画」を策定することをめざします。

《事業計画》

平成21年度	災害時要援護者の避難支援プランに関する地区説明会の開催 避難支援プラン全体計画の策定
平成22年度	避難支援プラン個別計画の策定（モデル地区）
平成23年度 ） 平成25年度	避難支援プラン個別計画の策定（全市域）

【全体計画に掲載する内容】

- ・要援護者情報の把握、共有の方法
- ・要援護者の支援のあり方、基本的な支援体制
- ・地域防災計画との連携
- ・個別計画の策定方法

【個別計画に掲載する内容】

- ・要援護者に関する情報（援護を要する状況その他）
- ・要援護者の支援方法（避難支援者その他）

《公・共・私の役割》

行政の役割	全体計画の策定、個別計画のとりまとめ、事業のPRなど
地域の役割	情報の把握、共助の体制づくり、避難支援者の確保、福祉避難所など
市民の役割	避難支援者としての参加など

【情報の共有と個人情報の取扱い】

市では、公的な福祉サービスの利用者等に関する個人情報の取扱いにあたって、秋田市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を保護していますが、同条例では、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、市民負担の軽減、行政サービスの向上のため、又は、本人の利益や社会公共の利益のために必要なときは、保有個人情報を本来の利用目的以外に利用・提供することができるとされています。

重点事業の推進をはじめ、地域での支え合いを実現するためには、関係者間での情報共有が極めて重要であることから、事業の実施にあたっては、住民との信頼関係との調和に配慮しながら、必要に応じて個別具体的に慎重かつ適切に判断することとします。

第 6 章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、様々な担い手の連携がきわめて重要であることから、秋田市（福祉保健部および秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会）において各主体との連携、調整を図ります。

計画の進行管理は、計画の策定過程との継続性を確保するため、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会が行うものとします。

毎年度終了時点で計画に基づく取組みの進行状況を点検し、その結果をウェブサイトなどで公表します。

2 計画の評価と見直し

計画を確実に推進し、次期計画につなぐため、見直しの際に計画の総合的な評価を行うものとします。

計画の評価は、計画の進行管理との継続性および一体性を確保するため、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会が行うものとします。

評価の方法は、取組みの進行状況や各施策の目標指標等（計画策定時に設定していないものは計画を進行しながら追加する）の達成度、見直しを前に実施する市民意識調査の結果の分析などによります。

資 料 編

秋田市地域福祉市民意識調査の概要

1 調査目的

第2次秋田市地域福祉計画の策定作業を進めるうえで必要となる地域福祉ニーズや地域福祉施策の評価等の基礎資料を得ること

2 実施状況

(1) 調査実施期間

平成19年11月30日から平成19年12月14日まで

(2) 調査対象者

平成19年10月1日現在の20歳以上の市民から無作為抽出した4千人（右図）

地域	人口	標本数
中央地域	75,529	917
東部地域	65,344	793
西部地域	36,933	448
南部地域	50,215	610
北部地域	83,901	1,019
河辺地域	9,898	120
雄和地域	7,632	93
合計	329,452	4,000

人口世帯表に基づく市内7地域の地域別人口比率により算出

(3) 実施方法

郵送による無記名アンケート

(4) 有効回答者数

1,918人（回答率：48.0%）

地域の区割りは、第11次秋田市総合計画による

(5) 有効回答者の基本属性

属性		人	構成比
性別	男性	783	40.8%
	女性	1,111	57.9%
年代	20歳代	124	6.5%
	30歳代	240	12.5%
	40歳代	294	15.3%
	50歳代	413	21.5%
	60歳代	381	19.9%
	70歳代	327	17.0%
	80歳代	104	5.4%
	90歳以上	9	0.5%
	居住地域	中央地域	445
東部地域		383	20.0%
西部地域		207	10.8%
南部地域		285	14.9%
北部地域		472	24.6%
河辺地域		51	2.7%
雄和地域		44	2.3%
居住歴		5年未満	93
5年～9年	80	4.2%	
10年～19年	177	9.2%	
20年～29年	331	17.3%	
30年以上	1,189	62.0%	

属性		人	構成比
職業	雇われている人	799	41.7%
	会社・団体などの役員	63	3.3%
	自営業主・家族従業者	148	7.7%
	その他有業者	5	0.3%
	学生	14	0.7%
	専業主婦	311	16.2%
	年金生活者	474	24.7%
	その他無業者	37	1.9%
	同居家族	単身	190
夫婦のみ		553	28.8%
2世代（中学生以下いる）		316	16.5%
2世代（中学生以下いない）		523	27.3%
3世代（中学生以下いる）		138	7.2%
3世代（中学生以下いない）		125	6.5%
その他		22	1.1%

3 調査内容および結果

(回答数・回答率)

質問1．現在、あなたは「福祉」とどのような関わりがありますか。
次の中から該当するものをすべて選んでください。

1．関わりはない	880	45.9%
2．福祉に関わる仕事やボランティア活動をしている	189	9.9%
3．高齢（要介護、要支援、ひとり暮らし等）のため、福祉サービスを必要としている	130	6.8%
4．障害があるため、福祉サービスを必要としている	102	5.3%
5．子育て中のため、福祉サービスを必要としている	128	6.7%
6．病弱のため、福祉サービスを必要としている	58	3.0%
7．ひとり親家庭のため、福祉サービスを必要としている	62	3.2%
8．生活が困窮しているため、福祉サービスを必要としている	57	3.0%
9．身近に福祉サービスを受けている人がいる	470	24.5%
10．その他	31	1.6%
無回答	112	5.8%

質問2．あなたが市の福祉に関する情報を得る主な手段はどれですか。次の中から3つまで選んでください。

1．市の広報紙（広報あきた）	1,654	86.2%
2．公共施設の掲示やパンフレットなど	355	18.5%
3．町内会の回覧板	580	30.2%
4．新聞、テレビなど	1,174	61.2%
5．福祉団体の広報紙	196	10.2%
6．インターネット	162	8.4%
7．口コミ（知人から聞いた）	380	19.8%
8．福祉関連の相談窓口	179	9.3%
9．その他	34	1.8%
無回答	41	2.1%

質問3．あなたは、日常生活の困りごとを誰に相談していますか。
よく相談する相手を次の中から3つまで選んでください。

1．同居している家族	1,264	65.9%
2．同居していない家族	514	26.8%
3．親戚	455	23.7%
4．近所の人、町内会・自治会の役員	193	10.1%
5．知人・友人、職場の人	925	48.2%
6．行政機関の相談窓口（市役所、交番など）	149	7.8%
7．福祉施設等の相談窓口（地域包括支援センターなど）	88	4.6%
8．社会福祉協議会	16	0.8%
9．民生委員・児童委員	52	2.7%
10．ヘルパー、ケアマネジャー、主治医など	163	8.5%
11．NPO	5	0.3%
12．相談できる人がいない	40	2.1%
13．困りごとはない	107	5.6%
14．その他	13	0.7%
無回答	96	5.0%

質問4. 現在、あなたが近所（すぐに顔を出せる程度の範囲）の人から手助けを受けていることがあれば、それはどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

1. 安否確認の声かけ	131	6.8%
2. 話し相手	149	7.8%
3. 悩み事、心配事の相談	77	4.0%
4. 買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い	38	2.0%
5. 食事の提供、調理の手伝い	17	0.9%
6. 玄関前の掃除、除雪	96	5.0%
7. 通院等外出時の付き添い	26	1.4%
8. 町内会の掃除当番等の軽減	92	4.8%
9. 短時間の留守番、子どもの預かり	38	2.0%
10. 災害時の避難支援	32	1.7%
11. 日常生活に不自由はあるが、地域の人の手助けを受けていない	91	4.7%
12. 手助けを必要としていない	1,061	55.3%
13. その他	18	0.9%
無回答	384	20.0%

質問5. 現在、あなたが近所の困っている人（高齢や病気などで日常生活が不自由な人）に手助けをしていることがあれば、それはどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

1. 安否確認の声かけ	260	13.6%
2. 話し相手	228	11.9%
3. 悩み事、心配事の相談	108	5.6%
4. 買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い	76	4.0%
5. 食事の提供、調理の手伝い	27	1.4%
6. 玄関前の掃除、除雪	159	8.3%
7. 通院等外出時の付き添い	35	1.8%
8. 町内会の掃除当番等の軽減	116	6.0%
9. 短時間の留守番、子どもの預かり	21	1.1%
10. 災害時の避難支援	44	2.3%
11. 近所に困っている人はいるが、とくに手助けはしていない	53	2.8%
12. 近所に困っている人はいない(知らない)	958	49.9%
13. その他	20	1.0%
無回答	372	19.4%

質問6. もし、あなたが高齢や病気などで日常生活が不自由になったら、近所の人に手助けをしてほしいことはどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

1. 安否確認の声かけ	771	40.2%
2. 話し相手	381	19.9%
3. 悩み事、心配事の相談	235	12.3%
4. 買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い	474	24.7%
5. 食事の提供、調理の手伝い	213	11.1%
6. 玄関前の掃除、除雪	559	29.1%
7. 通院等外出時の付き添い	181	9.4%
8. 町内会の掃除当番等の軽減	578	30.1%
9. 短時間の留守番、子どもの預かり	47	2.5%
10. 災害時の避難支援	688	35.9%
11. 特にない	185	9.6%
12. その他	9	0.5%
無回答	120	6.3%

質問7. もし、あなたの近所に日常生活が不自由で困っている人がいたら、あなたにできる手助けはどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

1. 安否確認の声かけ	1,140	59.4%
2. 話し相手	573	29.9%
3. 悩み事、心配事の相談	266	13.9%
4. 買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い	469	24.5%
5. 食事の提供、調理の手伝い	68	3.5%
6. 玄関前の掃除、除雪	608	31.7%
7. 通院等外出時の付き添い	101	5.3%
8. 町内会の掃除当番等の軽減	567	29.6%
9. 短時間の留守番、子どもの預かり	56	2.9%
10. 災害時の避難支援	548	28.6%
11. 特にない	131	6.8%
12. その他	21	1.1%
無回答	116	6.0%

質問8. あなたは、近所の人とどの程度のつきあいがありますか。次の中から1つ選んでください。

1. どんな相談や頼み事でもできる人がいる	90	4.7%
2. 軽易な相談や頼み事ならできる人がいる	333	17.4%
3. 本当に困ったときならば助けてくれる人がいる(と思う)	260	13.6%
4. 顔を合わせれば会話や挨拶をするが、相談や頼み事までできる人はいない	960	50.1%
5. 近所の人顔は知っているが、声をかけることはほとんどない	141	7.4%
6. 近所の人顔も知らない	67	3.5%
7. その他	3	0.2%
無回答	64	3.3%

質問9. あなたは、どのような地域活動(地域における自治活動や市民活動)に参加していますか。次の中から該当するものをすべて選んでください。

1. 町内会・自治会などの地域自治活動	672	35.0%
2. 地区社会福祉協議会、地区市民憲章推進協議会などの地域団体の活動	98	5.1%
3. 老人クラブ、婦人会、青年会などの住民同士の親睦活動	216	11.3%
4. 子ども会(育成会)、PTA、学校協力活動	228	11.9%
5. 子育て支援関係のボランティア・NPO活動	33	1.7%
6. 福祉施設でのボランティア・NPO活動	47	2.5%
7. 高齢者や障害者の在宅生活を支援するボランティア・NPO活動	19	1.0%
8. 環境など福祉分野以外のボランティア・NPO活動	31	1.6%
9. 参加していない	932	48.6%
10. その他	7	0.4%
無回答	82	4.3%

質問10. あなたは、地域活動への参加を求められた場合どうしますか。次の中から1つ選んでください。

1. 積極的に参加する	200	10.4%
2. 輪番制などで断れないので参加する	203	10.6%
3. 内容によっては参加する	1,105	57.6%
4. 参加しない	138	7.2%
5. わからない	199	10.4%
6. その他	24	1.3%
無回答	49	2.6%

質問11. あなたが地域活動に参加するとき、支障になること（参加しない又は参加できない理由）はどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

1. 仕事のため時間がとれない	803	41.9%
2. 家事や育児のため時間がとれない	214	11.2%
3. 高齢者、障害者や病人の世話・介護のため時間がとれない	177	9.2%
4. 家族の支持・理解がない	21	1.1%
5. 自分の健康や体力に自信がない	523	27.3%
6. 一緒に参加する仲間がいない	280	14.6%
7. 人間関係などがわずらわしい	300	15.6%
8. 興味のもてる活動が見つからない	257	13.4%
9. どのような活動があるのかわからない	417	21.7%
10. きっかけがない	332	17.3%
11. とくに支障はない（とくに理由はない）	140	7.3%
12. その他	19	1.0%
無回答	198	10.3%

質問12. 秋田市では、平成16年3月に「秋田市地域福祉計画」をつくっています。地域福祉の趣旨は、「誰もが身近な地域社会で自立した生活が営めるよう、みんなで支えあう地域社会をつくっていくこと」ですが、このことについて、あなたの考えを次の中から1つ選んでください。

1. 地域福祉の趣旨に沿った取組みに関わっている	116	6.0%
2. 地域福祉の趣旨は理解できるが、行動には至っていない	982	51.2%
3. 地域福祉の趣旨は理解できるが、賛同できない	36	1.9%
4. 地域福祉の趣旨は理解できない	48	2.5%
5. よくわからない	643	33.5%
6. その他	20	1.0%
無回答	73	3.8%

質問13. あなたは、おおむね小学校区単位で組織されている「地区社会福祉協議会」についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。

1. 知っている	403	21.0%
2. 名称は聞いたことがあるが、活動の内容は知らない	753	39.3%
3. 知らない	726	37.9%
無回答	36	1.9%

質問14. あなたは、福祉に関する相談ボランティアである「民生委員・児童委員」についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。

1. 地域の担当委員が誰か知っており、仕事の内容も知っている	423	22.1%
2. 地域の担当委員が誰か知っているが、仕事の内容は知らない	289	15.1%
3. 地域の担当委員が誰か知らないが、仕事の内容は知っている	389	20.3%
4. 名称は聞いたことがあるが、地域の担当委員も仕事の内容も知らない	613	32.0%
5. 知らない	168	8.8%
無回答	36	1.9%

質問15. あなたは、生活支援員が判断能力の不十分な高齢者や障害者の福祉サービス利用の援助等をする「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。

1. 知っている	220	11.5%
2. 名称は聞いたことがあるが、事業の内容は知らない	489	25.5%
3. 知らない	1,168	60.9%
無回答	41	2.1%

質問16. あなたは、後見人が判断能力の不十分な高齢者や障害者の財産管理や身上監護等をする「成年後見制度」についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。

1. 知っている	638	33.3%
2. 名称は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない	565	29.5%
3. 知らない	686	35.8%
無回答	29	1.5%

質問17. あなたは、地域社会の役割としてどのような機能を期待しますか。次の中から3つまで選んでください。

1. 災害時の助け合い	1,430	74.6%
2. 事故や犯罪の防止	1,042	54.3%
3. ごみ集積所の維持管理や除雪など日常生活の共同作業	829	43.2%
4. 緑地・公園の保全、生活道路の整備などの生活環境づくり	316	16.5%
5. 教育や子育て支援など地域ぐるみでの次世代育成	356	18.6%
6. 高齢者の日常生活の支援など日頃からの助け合い	701	36.5%
7. イベントなど住民間の交流機会づくり	190	9.9%
8. とくに期待することはない	42	2.2%
9. わからない	47	2.5%
10. その他	7	0.4%
無回答	62	3.2%

質問18. あなたは、地域づくりの障害となることはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

1. 近所づきあいが希薄になっていること	1,249	65.1%
2. 既存の地域活動には新しい人が入りづらいこと	406	21.2%
3. 家庭の相互扶助機能（親や身内の世話や介護など）が弱まっていること	265	13.8%
4. ひとり親家庭や障害者への偏見があること	84	4.4%
5. 他人に干渉されすぎること（プライバシーが守られないこと）	421	21.9%
6. 住民の価値観が多様化していること	880	45.9%
7. 一人ひとりのモラルが低下していること（ルール・マナーが守られないこと）	793	41.3%
8. 日中、地域を離れている人が多いこと	453	23.6%
9. 職業、出身や家柄、国籍や人種・民族などにこだわること	41	2.1%
10. わからない	83	4.3%
11. その他	24	1.3%
無回答	72	3.8%

質問19. あなたは、高齢者や障害者が住みなれた地域で日常生活を続けていくためには、誰（どこ）の理解と協力が一層必要と思いますか。次の中から3つまで選んでください。

1. 家族	1,456	75.9%
2. 行政機関（福祉事務所、保健所など）	982	51.2%
3. 近所の人（地域住民）	940	49.0%
4. 福祉・保健サービスを提供する施設や事業者	798	41.6%
5. 民生委員・児童委員	242	12.6%
6. 町内会・自治会	395	20.6%
7. 社会福祉協議会	178	9.3%
8. ボランティア団体・NPO	114	5.9%
9. わからない	35	1.8%
10. その他	9	0.5%
無回答	51	2.7%

質問20. あなたは、福祉サービスを提供していくうえで、市民と行政との関係はどうあるべきだと考えますか。
次の中から1つ選んでください。

1. 行政が責任を果たすべきであり、市民はそれほど協力することはない	42	2.2%
2. 行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は市民が協力すべきである	467	24.3%
3. 市民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである	927	48.3%
4. 家庭や地域をはじめ市民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が行うべきである	304	15.8%
5. わからない	95	5.0%
6. その他	13	0.7%
無回答	70	3.6%

質問21. あなたは、あなたの住んでいる地域において、地域ぐるみでどのような取組みを進めていけばよいと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

1. 高齢者の支援（見守り・安否確認など）	1,016	53.0%
2. 障害者の支援（見守り・安否確認など）	372	19.4%
3. 子育て家庭の支援（悩み相談、地域ぐるみの見守り・協力など）	413	21.5%
4. 住民の健康づくり（疾病予防・健康増進）	321	16.7%
5. 災害への備え（自主防災組織づくりなど）	576	30.0%
6. 事故や犯罪の防止（防犯パトロールなど）	706	36.8%
7. 消費生活トラブルの防止（情報提供や地域への声かけなど）	149	7.8%
8. まちづくりのルールづくり（地区計画、建築協定など）	103	5.4%
9. 町内会・自治会活動の推進	344	17.9%
10. 福祉教育の推進（小中学校への情報提供、学習活動への協力）	111	5.8%
11. 生涯学習の推進（地域の連帯感を高めるための行事など）	143	7.5%
12. 街区公園等の維持管理（草刈り、清掃など）	172	9.0%
13. 生活環境整備の促進（道路や下水道の整備など）	245	12.8%
14. わからない	117	6.1%
15. その他	16	0.8%
無回答	80	4.2%

質問22. あなたは、これからの行政が福祉を進めるために優先して取り組むべきものはどれだと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

1. 地域活動・ボランティア活動への参加の促進や支援	303	15.8%
2. 防災や見守りなど住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援	722	37.6%
3. 保健福祉に関する情報提供や案内、相談窓口の充実	602	31.4%
4. 高齢者や障害者になっても在宅生活が続けられる福祉サービスの充実	1,184	61.7%
5. 健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実	519	27.1%
6. 権利擁護や苦情対応などのサービス利用者の保護	106	5.5%
7. 小・中学校や地域での福祉教育の推進	220	11.5%
8. 高齢者、障害者、児童の福祉施設の整備	563	29.4%
9. 手当の支給などの金銭的援助	473	24.7%
10. 道路の段差解消などの福祉のまちづくり（バリアフリーの推進）	273	14.2%
11. わからない	57	3.0%
12. その他	13	0.7%
無回答	65	3.4%

質問23. あなたは、地域にある福祉施設（保育所、老人福祉施設など）は地域社会とどのように関わっていければよいと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

1. 地域の事業・行事への参加と協力	678	35.3%
2. 施設の利用者と地域住民との日常的な交流	942	49.1%
3. 専門分野に関する研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣	309	16.1%
4. ボランティアを希望する住民の受け入れ	526	27.4%
5. 地域住民の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供	379	19.8%
6. 災害時の避難受け入れなどの支援	781	40.7%
7. 相談体制の充実	677	35.3%
8. その他	22	1.1%
無回答	153	8.0%

質問24. あなたは、行政とともに地域社会（住民・地域団体）がこれまで以上に積極的に関わっていくことで全体的な状況が改善できるものはどれだと思いますか。効果が大きいと思うものを次の中から3つまで選んでください。

1. ひとり暮らし高齢者等の見守りによる孤立(独)死の防止	1,042	54.3%
2. 災害時要援護者に関する情報の共有による避難支援	654	34.1%
3. 地域での声かけ等による自殺予防	322	16.8%
4. 地域での見守りによる児童虐待、高齢者虐待の防止	498	26.0%
5. 地域での見守りや相談による子育て支援	265	13.8%
6. 道路などのバリアフリー化の促進	197	10.3%
7. 生活道路のすみやかな除雪	853	44.5%
8. 情報の伝達や態勢づくりなどによる防犯・防災	503	26.2%
9. 世代間の交流などによる地域の絆づくり	450	23.5%
10. 地域ぐるみでの住民の健康維持	215	11.2%
11. その他	11	0.6%
無回答	96	5.0%

質問25. あなたが自力での移動が困難で日常的に介護を受けている状態にあると仮定します。あなたは、災害時の安否確認や避難支援のため、あなたの個人情報（氏名・年齢・住所・避難支援が必要な理由（寝たきりなど）を平常時から地域（町内会程度）で共有することについてどのように考えますか。次の中から1つ選んでください。

1. 地域の多くの住民に自分の状況を知ってもらいたい	789	41.1%
2. 自主防災組織や町内会の役員などの限られた人には知ってもらいたい	708	36.9%
3. 自主防災組織の隊長（又は町内会長）だけに知ってもらいたい	171	8.9%
4. 地域の住民には知られたくない	115	6.0%
5. その他	50	2.6%
無回答	85	4.4%

秋田市地域福祉市民意識調査の結果の詳細をまとめた「調査結果報告書」は、秋田市地域福祉計画のウェブサイトに掲載しています。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/plan/community/>

ヒアリング(聞き取り)調査の概要

1 目的

秋田市地域福祉市民意識調査を補足するため、地域福祉ニーズや地域福祉施策の評価等の基礎資料を得ること

2 実施状況

(1) 調査実施期間 平成20年6月10日から7月1日まで

(2) 調査対象者

民生委員・児童委員

地域包括支援センター管理者(10施設)

地域生活支援コーディネーター(3施設)

秋田市福祉事務所

(母子自立支援員、子育て相談員、家庭相談員、婦人相談員、生活保護相談担当)

(3) 実施方法 面談による聞き取り調査

3 調査内容

日常生活の困りごとに関すること

地域活動に関すること

これからの地域づくりに関すること

その他

4 意見の要約

(1) 高齢者の相談を受ける人の意見

ア 地域と連携することで改善できる困りごと

- ・地域で生活するための安全性の確保、安否確認、認知症・虐待・消費者被害の早期発見のために高齢者の見守り、声かけが必要
- ・安否確認の際、同じ人に数人が確認することや確認されていない人がいることの解消が必要
- ・ごみ捨て、買い物、茶のみ相手(話し相手)などのインフォーマルサービスを担うボランティアが必要
- ・ひとり暮らし高齢者(日中ひとり暮らし含む)の精神的支えのため、世代間交流を実施
- ・ひとり暮らし高齢者がどこにいるのか、どこに相談すればいいのか等の情報共有が必要

イ 行政と連携することで改善できる困りごと

- ・身寄りがない(保証人がいない)人の入所施設の確保
- ・災害時安否確認の順番(フローチャート)の作成が必要
- ・元気な高齢者が元気を維持するための支援が必要(閉じこもり防止および介護予防のための事業費負担の軽減)

ウ 行政が改善できる困りごと

- ・生活に困窮しているひとり暮らし高齢者が通院するための支援が必要
- ・虐待や介護への対応により一人になる精神障害者の受入れ施設の整備
- ・制度の周知が必要

エ 公的制度に合わず対応できない困りごと

- ・経済的余裕がなくてサービスを受けることができない人への対応
- ・医療保険を利用し、入院している人が一時帰宅した場合、夜間帯に介護サービスを利用することができない
- ・若年性認知症に対応した社会資本（施設やボランティア）が必要
- ・認知症の人が他の疾病の際に受け入れられる精神科を併設した医療機関が必要
- ・精神障害者やその家族の相談および支援窓口の充実が必要
- ・受診しないので手帳がない精神障害者の往診制度

オ その他気づいたこと

- ・相談窓口や相談の仕方の周知が必要

カ 地域活動への参加

- ・地域活動、地域の祭り、学校行事への参加
- ・ボランティア、地域からの見学の受入れ
- ・研修会等への講師派遣
- ・避難訓練
- ・民生委員・児童委員、地域保健推進員、町内会等との会合への参加
- ・高齢者向け介護予防教室の開催

キ 行政が優先して取り組むべきこと

- ・ボランティア、地域の指導者の育成が必要
- ・町内会、民生委員・児童委員等地域福祉活動の担い手への支援が必要
- ・教育（介護保険・介護予防の制度等についての本人や家族への周知、幼稚園・小学校からの福祉教育等）
- ・地域のネットワークづくりへの支援（活動に結びついていない人材の活用、情報（サービス、要支援者）の提供）
- ・市民が福祉に関心を持つためのPRが必要
- ・行政職員も地域ボランティアとして参加し、情報共有を図ることが必要

ク 地域が積極的に取り組むことで改善できること

- ・元気があり、連携がとれている地域と連携がとれていない地域の格差
- ・地域から疎遠になる高齢者が多いため、若い頃から地域社会と積極的に関わることのできる取組みが必要
- ・地域が近隣住民に異変があった時に気づくことができるよう周囲に関心を持つことが必要
- ・引きこもりの防止、地域とのつながりの希薄化改善のため、地域内（歩いて行ける範囲）で交流できる場所づくりが必要
- ・ごみ捨て、雪よせをボランティアで対応

ケ その他の意見・提言

- ・秋田市独自の特徴を生かした取組みの検討
- ・認知症の人が徘徊した際の行政機関の受け皿の整備
- ・地域包括支援センターと地域社会が交流する機会づくりが必要
- ・認知症に関する専門相談機関の整備
- ・地域福祉に関する意識づけのため市民にもっとPRが必要
- ・災害時の情報の集約を効率よく行う必要がある

(2) 障害者の相談を受ける人の意見

ア 地域と連携することで改善できる困りごと

- ・ひとり暮らし障害者の電化製品や生活備品の不具合解消等日常生活の支援には近隣でマネジメントする人が必要
- ・障害者の不安感、孤独感の解消のため、障害者に対する地域の理解が必要

イ 行政と連携することで改善できる困りごと

- ・経済的支援

ウ 公的制度に合わず対応できない困りごと

- ・精神障害者やその家族の相談および支援窓口が必要
- ・障害児（者）が短期入所できる施設、人工透析が必要な子どもが入所できる施設の整備
- ・障害児（者）がいる世帯の移動支援
- ・アパート入所の際の保証人の確保

エ その他気づいたこと

- ・障害者の雇用の場の確保

オ 地域活動への参加

- ・地域ボランティア活動への参加、受入れ
- ・地域の祭り、行事、避難訓練、防災訓練への参加

カ 行政が優先して取り組むべきこと

- ・災害時の対策（避難誘導、安否確認、保護、情報提供の役割分担やマニュアルづくり、避難訓練への参加など）
- ・市民の意識改善（偏見の解消、障害者用駐車スペースの使用マナーの向上）
- ・生まれてから亡くなるまで受けることのできる行政サービス一覧の作成
- ・地域のバリアフリーの促進

キ 地域が積極的に取り組むことで改善できること

- ・市民の意識改善（障害への正しい理解の促進、偏見解消等）
- ・先進地域の取組みのPR等
- ・相談窓口で解決が困難なケースを他の機関との連携で解決するしくみづくり

ク その他の意見・提言

- ・生活保護受給者の移送費が受給できる要件を緩和してほしい

(3) 子育て世帯・ひとり親世帯の相談を受ける人の意見

ア 地域と連携することで改善できる困りごと

- ・虐待の可能性、ドメスティックバイオレンスの発見（児童委員や近所の気づき）
- ・急な子どもの一時的預かりへの対応

イ 公的制度に合わず対応できない困りごと

- ・子どもを預かる制度（夕方以降、急な予定、子どもの発熱時等）
- ・父子家庭への児童扶養手当
- ・子ども未来センターや親子のふれあい広場へ参加するための駐車場料金の負担

ウ 行政が優先して取り組むべきこと

- ・母子家庭の生活基盤安定のための経済的な自立支援や生活指導等
- ・出産直後にヘルパーを利用できない
- ・市営住宅、生活資金貸付金の保証人の要件緩和

エ 地域が積極的に取り組むことで改善できること

- ・メンタル面の支援、声かけなど
- ・母子家庭を地域で孤立させないため、交流できる環境づくりが必要
- ・母親の悩みごとの解消
- ・民生委員・児童委員、児童相談員が、地域にどのような支援を要する人がいるのか情報共有

(4) 生活困窮者の相談を受ける人の意見

ア 地域と連携することで改善できる困りごと

- ・民生委員や町内会長からの情報提供により孤立死を防止
- ・民生委員からの情報提供により生活保護の適正給付

イ 公的制度に合わず対応できない困りごと

- ・ひきこもりであるため、医師の病状診断を受けず、生活保護が適用されない
- ・父が生活費を入れず母子が困窮状態にあり、離婚するためにも資金が必要な場合、世帯認定の制度から、生活保護が適用されず、生活資金貸付制度も利用できないため、対応できない

ウ 行政が優先して取り組むべきこと

- ・気軽に相談できる身近な相談窓口の設置
- ・税、医療、福祉の総合窓口
- ・他の相談機関との情報・知識の共有が必要
- ・引き取り手のないお骨の埋葬
- ・特別養護老人ホームの入所待機状態解消

エ 地域が積極的に取り組むことで改善できること

- ・民生委員との連携強化により孤立死を防止

地域福祉ワークショップの概要

1 目的

市民の主体的な参加により、生活課題や地域の課題を抽出し、課題解決策を検討すること

2 実施状況

【第1回：地域福祉に関する生活課題・地域課題】

[平成20年7月11日(金) 参加者30人(男25・女5)]

A グループの意見

— 地域、行政が解決できる生活課題 —

児童問題

- ・両親が共働きで近所に頼れる人がいないので、放課後過ごす場所に困っている子どもが多い
- ・小学生の通学路に私道、抜け道が含まれている(冬に通れない、危険が多い等で心配)
- ・通学路の街灯不足で暗い(市へ要請しても2基の予算のみ)
- ・不審者が多くなっているが、下校時の児童の見守り参加者が不足

高齢者が心配

- ・高齢者だけの世帯、75歳以上の夫婦世帯が年々増加している
- ・ひとり暮らし高齢者の支援者が必要
- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯の安否を見守っていこうとする地域社会を強力に進めていく必要がある
- ・孤独を訴え、不安に感じているひとり暮らし高齢者(日中ひとり暮らし含む)がいる
- ・「地域のしあわせをみんなで築く」の地域のしあわせとは具体的にどんなことなのかを市民にわかるよう、地域福祉の基本理念を明示する必要がある
- ・見守りの体制強化(町内会と民生委員、その他を含めた)を図る必要がある
- ・安否確認はもっと頻度を多くして高齢者の孤立化を防止

個人情報

- ・ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等の情報把握のため、個人情報の提供が必要
- ・個人情報保護のため、手助けを拒む人もいる

その他

- ・やぶ蚊が多い
- ・空き巣が多い
- ・高齢者にとって必要な支援を明確にし、高齢者が安心できる世の中をめざす
- ・悩みごとや心配ごとの相談を役所等で受けているが、町内会単位の身近な相談も必要
- ・町内会館の活用の促進
- ・ヘルパーを利用したいが、その方法がわからない人が多い

— 地域が解決できる生活課題 —

町内会未加入

- ・ アパート・借家住民・若い人が町内会に加入していない
- ・ 地域になじみきれず子育てで孤立して悩んでいる人がいる
- ・ 町内会に加入していない世帯のごみ出しマナーの向上
- ・ 近所つきあいのない人々との絆づくりが必要

その他

- ・ デイサービス等には行きたくないが、話し相手が欲しい高齢者がいる
- ・ 福祉協力員のなり手が少ない

— 行政が解決できる生活課題 —

生活道路

- ・ 袋小路だらけで隣家に行くにも遠回りしなければいけない
- ・ 路上駐車が多く、冬の除雪車やごみ収集車などが入れず困っている
- ・ 玄関前の公道の掃除をする人がいない

除排雪

- ・ 玄関前の排雪が困難

その他

- ・ 高齢者が利用しているケアマネジャー等関係機関との意見交換が必要
- ・ 地域住民にとって、どんなことが安全安心かをより明確にし、計画的に対策を検討する必要がある
- ・ 児童虐待の可能性のある世帯がある
- ・ 健康づくりの健診、ふれあいサロン等で看護師が健康チェックを行っているが、ひとり暮らし高齢者等が受診できない
- ・ 災害時の支援要領が不明
- ・ 医療・福祉施設・介護支援事業者等が連携し、一人ひとりの見守り・支援をする
- ・ 体がしっかりしていないのに退院させられたり、施設にも入れずにいる高齢者がいる

— その他 —

- ・ バスの便が悪い
- ・ 近くに大きな工場があり、常に大気、地下水汚染と事故の不安がある
- ・ 犯罪に向かわないよう心の弱い若者を支援する必要がある
- ・ 近所の店やスーパーが閉鎖し、買い物したくてもできなくなっている
- ・ 2人目の子どもが生まれたことを理由に母親の勤務先から解雇され、経済的に困っている家庭がある。企業の少子化対策の意識の向上を図る必要がある

B、Cグループの意見

— 地域、行政が解決できる生活課題 —

災害時安全確認

- ・ 災高齢者が多く若者がいない現状で災害時の対応が不安である
- ・ 災害時安否確認は早くする
- ・ ひとり暮らし高齢者等の災害時の避難について
- ・ 緊急避難場所を徹底させる必要がある

除雪

- ・ ひとり暮らし高齢者の玄関前の除排雪と屋根の雪下ろし

その他

- ・ 子どもとの話し合いが少なく、経済的に困っている高齢者世帯がある
- ・ 子育て中の母親のふれあいの場を各地区で開催できたらいい

— 地域が解決できる生活課題 —

話し相手

- ・ ひとり暮らし高齢者の話し相手が必要
- ・ 悩みごと、心配ごとの相談窓口が必要

声かけ

- ・ ひとり暮らし高齢者の孤立死
- ・ 安否確認の声かけ
- ・ ひとり暮らし高齢者が年々多くなり、見守りが困難
- ・ 高齢者の病気等の確認や話し相手のため、普段からのふれあいが必要
- ・ 地域（町内）ぐるみの声かけと高齢者の見守りが必要
- ・ 町内会組織に入っていないアパートのひとり暮らし高齢者等の見守り
- ・ ひとり暮らしの人への声かけはもちろん、声かけ運動の推進
- ・ 高齢者の見守り活動は、地域（町内）でできなければならない

子どもの見守り等

- ・ 児童の見守り活動は毎日の声かけが必要
- ・ 児童の安全の為の見守りにおいて最近では熊等が出ている
- ・ 地域での見守りや相談による子育て支援の実施
- ・ 子育て支援は毎月1回定期的に行う
- ・ 子育ての悩み

その他

- ・ 福祉とは何かについて住民の理解を深める
- ・ 世代間交流の推進が必要
- ・ 特にひとり暮らし高齢者世帯の生活道路の除雪等の対応

— 行政が解決できる生活課題 —

- ・ 在宅で介護していて地域活動ができなくなっている人が増えている
- ・ 少子化対策
- ・ 保育所だけでは対応ができなくなっており、一時預かり保育が多様化している
- ・ 高齢者の収入が少ないため、老朽化した住宅の修理ができない
- ・ 農業の衰退と農地の荒廃
- ・ 原油高による経済悪化

— すべてに共通 —

- ・ 向こう三軒両隣のつきあいで、福祉、自治活動の情報収集できる環境をつくる

～ワークショップの様子～



【第2回：ひとり暮らし高齢者・高齢者だけの世帯が 安心して暮らすことができるためにどうしたらよいか】

[平成20年7月18日(金) 参加者30人(男26・女4)]

Aグループの意見

—町内の絆、つながりづくり—

- ・ひとり暮らし高齢者世帯は、近所の似た境遇の世帯を知っておく(知らせてあげる)
- ・隣、向かいの家は顔見知りになっておくことが必要
- ・町内会長が中心となり、災害時のことも考え、ひとり暮らし高齢者に手を差しのべてやろうとする雰囲気づくりを行う
- ・民生委員と協働して訪問回数を増やす、高齢者夫婦世帯も対象とするなど町内会の支援強める
- ・見守り体制の強化、閉じこもりの防止、相談体制の強化など、ひとり暮らし高齢者に対する安全安心のための取組み強化が必要
- ・福祉サービスの人たちに声かけをしてもらう
- ・町内会、自主防災組織、福祉協力員、民生委員が地域のことを十分把握しておくことが必要
- ・必ず凍る所、雪のたまる所、つららが育つ所等冬に危険な場所をあらかじめ特定して対策を立てる
- ・一人で暮らしている元気な人は他人とのつきあいを遠ざける傾向にあるため、町内会からいざという時の情報提供が必要
- ・地域と疎遠な傾向にある世帯にも回覧板、連絡網等は必ず届けることが必要
- ・町内の班ごとにひとり暮らし高齢者マップをつくっておく

—地区・各種団体との連携づくり—

- ・地区民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会、町内会連合会、市民憲章推進協議会などが一緒になって安全安心のまちをつくるために組織化する
- ・町内会の活動発展は女性の参加が大切
- ・生活保護受給者の町内会費を保護費で手当し、町内会への加入を促進する

—見守り、安否確認体制づくり—

- ・見守りより声かけが必要
- ・町内会役員も手分けして月1回くらい声をかける
- ・町内会が中心となって隣近所でひとり暮らし高齢者を見守る人を決めておく
- ・新聞配達や郵便配達の人に安否確認の声かけを依頼
- ・隣近所のつきあいを大切にして孤立化を避ける
- ・高齢者世帯への近隣住民の支援、見守りが必要
- ・町内の福祉協力員、地域保健推進員がそれぞれ声をかけたり、見守るひとり暮らしの人を決め、機会あるごとに訪問する

— 防犯体制づくり —

- ・ 悪質な訪問販売
- ・ 自主防災組織による高齢者宅の除雪、パトロール（民生委員、福祉協力員とも）

— 集会する場づくり —

- ・ 地域から住民が疎遠になることを防ぐため、小規模グループを育成
- ・ 日中ひとり暮らしの不安の声があり、お茶のみの場を作ってほしいが、資金支援をどうするかが課題
- ・ 「昔の町内の様子を語る会」を町内の行事として開催し、土崎空襲や町内の昔の様子、子どもや親のしつけなどを語る場とする
- ・ 高齢者集会に出席できない人々の安否確認方法の検討

— 相談・情報提供 —

- ・ 話相手になる
- ・ 相談があったら丁寧に話にのり、行政への橋渡しをする
- ・ 相談窓口のPR（町内会の回覧板、市の広報紙、民生委員・児童委員、口コミの強化）

～ワークショップの様子～



B グループの意見

— 地域ぐるみの見守り態勢の強化 —

かなめ

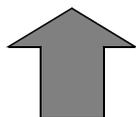
要は地区社会福祉協議会 + 地区民生児童委員協議会

町内会等の連携

- ・自治会（町内会）で防災組合のような見守りのシステムをつくる
- ・緊急時に備えた組織的な避難訓練
- ・町内会長、福祉協力員、民生委員、近隣住民でネットワークをつくり、高齢者に交替で訪問することにより訪問回数を増やす
- ・ひとり暮らし高齢者を守っていくには行政だけでなく地域で町内会を含めて見守っていくことが必要
- ・町内会として福祉に対する認識が不足している
- ・資料配布等の機会を利用し、町内会等との協働活動を実施
- ・向こう三軒両隣のつきあい（町内会が仲立ちで）

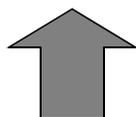
各種団体の活用

- ・地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会が主になり地区の各種団体に呼びかけ、活用
- ・地域の老人クラブとのつながりや地区ですすめているサロン会議やお茶のみ会に誘い出すことにより孤立死防止



— 地域へ入る —

- ・閉じこもらず、行事・催事等へ参加してもらうための働きかけが必要



— 信頼関係づくり —

訪問

- ・本音を聞くには真心で何回も何回も伺うこと
- ・月1～2回の安否確認訪問を続けるなかで悩みごとの解消
- ・話し合いができた時に毎月元気確認に来てもよいかの確認が大事

話し相手

- ・玄関ベルや声かけをしても出てくれないひとり暮らし高齢者の友達の確認が必要
- ・ひとり暮らし高齢者等への話相手になる

— そもそもは —

身内の助け合い

- ・ 肉親に時々訪問してもらいたい
- ・ ひとり暮らし高齢者世帯と子どもを含む家族同士の話し合いが必要

— 安心のシステムづくり —

情報提供

- ・ ケアマネジャー、地域包括支援センター等から情報を提供してもらいたい
- ・ 振り込め詐欺や悪質な訪問販売等を防ぐため、ステッカーの作成・配布などの啓発活動を行う

除雪のシステム

- ・ 毎年12月、市社会福祉協議会から除雪について調査があるので、この時期に高齢者夫婦及び65歳以上の高齢者を民生委員が個別訪問を行い希望者リストをつくっている
- ・ 地区社会福祉協議会の役員や民生委員が直接除雪作業をするのではなく、近隣住民からの協力体制をつくる事が必要
- ・ 地域の協力をお願いしながら除雪する

緊急通報システム（お元気コール）の普及

安心箱の各家庭への配置

住宅用火災警報機の設置の推進

～ワークショップの様子～



C グループの意見

町内会未加入者への対応強化

- ・町内会で区分されている班ごとにひとり暮らし、重度障害者の住居内容を把握
- ・町内会に加入していなくても自治会、小グループで悩みごと、困りごとを相談
- ・ひとり暮らし高齢者緊急時連絡先を町内会長又は班長、福祉協力員、担当民生委員が把握できるようにすることが必要
- ・なにかある時、すぐかけつけることができるよう、身内、近隣住民の協力を得てネットワークをつくる必要がある
- ・牛乳配達員や新聞配達員と町内会の福祉協力員、民生委員が会合できる場を設ける

町内会の活性化

- ・町内会又は地区の交流会をつくり参加を呼びかける
- ・趣味などのグループ活動を行う
- ・チラシの配布
- ・町内会の班長等の仕事を適切に引き継いでいける体制づくり
- ・地区社会福祉協議会では年一回ひとり暮らし高齢者の日帰り研修を行っている
- ・最も身近な住民団体である町内会の組織と活動の体制づくり
 - 災害時の救助等
 - ひとり暮らしの会費免除

声かけ・見守り

- ・電話により、相談ごとがないかの確認や話題の提供を行う
- ・町内会の協力によりひとり暮らし高齢者等への声かけ、見守りを強化する
- ・地域住民（町内会、地区社会福祉協議会、民生委員、近隣住民等）の協働によるネットワークをつくり、見守り、声かけ、相談、除雪を実施

その他

- ・初期消火講習会や救命講習の開催
- ・災害時、高齢者、障害者は移動が大切であるため、避難訓練は必要
- ・除排雪は高齢者世帯マップを作り、除雪作業員に周知する
- ・地域福祉協力員と民生委員の協力により、公民館等での健康相談を実施
- ・連携活動の円滑化のため個人情報の有効な活用が必要
- ・町内会と民生委員・児童委員との連携により地区社会福祉協議会の組織強化

【第3回：災害時にみんなが安全に 避難するためにどうしたらよいか】

[平成20年7月25日(金) 参加者27人(男22・女5)]

Aグループの意見

防災訓練

- ・町内会等行事を利用するなど、訓練機会を多く設ける
- ・避難場所に行くルートを2～3通り考えておく
- ・日頃から災害を想定した訓練を実施する
- ・災害時における体制整備

災害時の心がまえ

- ・自動車は使用しない
- ・個人の自助努力必要
避難要領、知識、防災グッズの準備、連絡
- ・災害時に備え、普段から隣近所、向こう三軒両隣に声かけができるよう心がけておく
- ・各家族があらかじめ避難する方法を話し合っておく
最低必要なものを準備

マニュアル作成・周知

- ・ひとり暮らし高齢者にも周知、教義しておく
- ・自主防災組織の結成難形は、形骸化されているため、現実にあったものを指導してもらいたい
- ・有事の際、手助けが必要な場合の連絡体制の強化
- ・地域の防災マニュアルづくり
- ・災害時に対応する組織づくり(町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、警察、消防の連携)
- ・日中の災害時には、地域にはほとんど若い住民がおらず、限られた人数で大勢の高齢者等を抱え込むことになる
- ・役割分担(誘導班、人数確認)を決めておく
- ・自主防災組織など組織的支援(救援、救護、避難、誘導、防火、消火活動、連絡、給食、給水)
- ・町内会の場合、例年役員、班長の交替があり、毎年それぞれの役割や避難の方法等確認しておく必要がある

— 要援護者情報の共有 —

- ・ 要支援者に関する情報を町内会の各班長や近隣住民はあらかじめ把握しておく
- ・ 災害時要援護者の情報公開と取り扱い方を了解しておく
- ・ 民生児童委員協議会では「災害時一人も見逃さない運動」の全国展開を行っているが、集められる情報を市災害対策本部や消防署でも使えるよう情報の種類、把握の仕方などの調整が必要ではないか
- ・ 病気がちななどの理由で行事などに参加しないひとり暮らし高齢者を確認、対応する

— 災害時連絡網の作成・周知 —

- ・ 連絡等情報網の構築
- ・ 災害時連絡網の構築
- ・ 連絡体制の構築
- ・ 正確な情報が必要

— 災害マップ作り —

- ・ 町内会等の組織づくりの際に災害対応者マップ作成、共有
- ・ 防災マップ（避難路、要援護者、避難場所、病院）の作成
- ・ 民生委員が要支援者宅マップ、要支援者台帳（連絡先など）を作成し、町内会長と連携して救助、安否確認するための組織づくり
- ・ 体制づくりを普段から強化しておく
- ・ 地域の情報収集、伝達のイメージを固めておく

— 避難場所の確保・周知 —

- ・ 避難場所（第一次、第二次）をあらかじめ決め、そこまでの避難経路（複数）を周知徹底する
- ・ 避難場所（耐震構造、備蓄（水、医薬品、簡易トイレ）、テント、担架を保有）の確保
- ・ 困ったときの連絡先を事前に決めておく
- ・ 町内会でも避難方法の話し合いが必要
- ・ 学区ごとの避難場所は高齢者には遠い
- ・ 全世帯で災害時の避難場所や経路の把握が必要

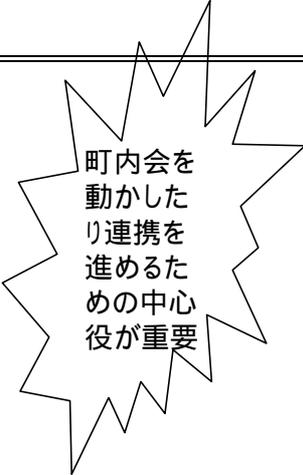
— リーダー・担い手の育成・確保 —

- ・ 指導者（リーダー）の育成
- ・ 町内会又は自主防災組織に強力なリーダーがいて皆が協力することが必要
- ・ 役割分担、責任者等は柔軟に対応
- ・ 高齢化が進み、先に立って活動してくれる人を見つけにくい

B グループの意見

町内会（自主防災組織）における
マニュアルづくり・訓練

- ・避難訓練のマニュアル、訓練が必要
- ・町内会（会長の考え方）によって対応処置が異なる
- ・防災訓練のマニュアル作り
地域が一斉に行動する体制づくりが必要
- ・身体障害者等については担架等の使い方の研修（訓練）が必要
- ・近隣住民で（町内班単位）チームを作り、緊急時の避難対応



町内会を
動かしたり
連携を
進めるた
めの中心
役が重要

町内会（自主防災組織）
における要支援者
情報の活用

- ・地域内（町内）のひとり暮らし高齢者、障害者は誰なのかの確認し、台帳等に記載
- ・災害時要援護者を誰がどの人を確認するか
分担が必要

- ・町内会に要援護者の名簿が届いているが、活用のマニュアル化で統一が必要

課題

- ・町内会未加入者
町内会に加入していない世帯（アパート、マンション世帯）の対応を
どうするか
町内会員のふれあいがない
- ・承諾していない人でも要援護者名簿に載せていただきたい（マル秘処
置の上）
- ・要援護者の名簿は承諾者のみであるが、不承諾者はどうすればよいか

各団体間の連携体制づくり

- ・大災害を想定した防災訓練が必要と誰もが思うが実際には実施していない
- ・避難訓練の行動（実施）力の中心範囲を町内連合会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員等具体的に決めるべき
- ・災害時対応として特にひとり暮らし老人世帯については行政の対応も大切だが、近隣住民、町内会、身内など地域の対応が特に必要であると思う
- ・緊急時の避難も自主防災組織が対応
- ・災害に備えて、町内会を含め地域の消防団等との連携した体制づくりが必要

要支援者と地域との平時からの関係づくり

個人間の信頼関係づくり

- ・平時の対面、語り合いが大事
- ・電話より面談できることが大きな喜びとなった
- ・隣近所で友達は誰なのか知る
- ・地域行事に参加できるようにいつも声かけをする
- ・平時に信頼される行動、声かけ等が必要

ネットワークの形成

- ・高齢者に対する見守りネットワーク活動の強化
- 町内会を含む協力員の要請が必要、民生委員・児童委員も参加する
- ・行政からの情報は早く伝える
- ・近隣住民間の声かけが必要

地域社会にとりこむ努力が必要

要支援者の取組みを促進する

一人ひとりの行動マニュアルづくり

日頃からの備え

災害時に備えて日常から懐中電灯等の準備を怠らないことが大切

一次避難場所の周知

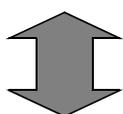
- ・地域の避難場所を確認
- ・一次避難場所を図示して町内会員に配布、徹底
- ・地域の避難場所を常に把握している必要がある

町内会（自主防災組織）におけるマニュアルづくりへ反映させる

C グループの意見

実際に動ける組織づくり

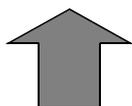
- ・町内会、自主防災組織の体制整備が必要
 - ・町内会間の格差が大きい
 - ・自主防災組織連絡協議会の設立の動きが出ている
 - ・関係組織の研修会を開催
- ・自主防災組織連絡協議会を市に1組織でなく4～5組織づくり、普段の訓練等きめ細やかな指導を実施する
- ・町内会に自主防災組織を設置する
- ・自主防災組織で班ごとの責任者を決めておく（自主防災組織を結成）



行政内の連携

関係団体との連携

- ・関係団体での情報の共有化と連携、協働の体制づくりが必要（町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消防団、行政、医療機関など）
- ・日常の見守りネットワーク活動が必要
 - ・平成18年豪雪で非常に役に立った
 - ・近隣の見守りネットワーク協力員の役割が大きい
 - ・町内会全体としての安否確認
- ・隊長～班の責任者の連絡網の確立が必要
- ・災害本部の情報を皆さんへ正しく伝える
- ・普段の交流度合により対象者の住宅環境を町内会、班長等が把握しておく
災害対応説明会の実施
- ・各種団体が協力し合い自主防災組織を強化する



要援護者のリスト作成

- ・災害時要援護者台帳（血液型・常備薬・かかりつけ医・緊急連絡先他）の整備が必要
- ・高齢者や障害者の連絡先を明確にして各種団体の会長の責任のもとに名簿を作成する
- ・災害福祉（ひとり暮らし・寝たきり・子ども・障害者）マップの整備が必要
- ・基本は向こう三軒両隣の支援体制の確立が最も重要
- ・ひとり暮らし高齢者の担当者を決めておく
- ・要支援者の調査、情報提供

— 日頃からの防災に対する意識啓発 —

- ・声をかけ合い第一次避難場所へ集合、人員の確認
- ・家が倒壊等の場合は隊長の指示で指名された人が救出に向かう
- ・障害者、高齢者の住宅配置図により救急隊が出勤し、安否確認、対応措置に移る
- ・住宅以外（病院、高層ビル）での被災の想定も必要
- ・地震発生時、人数が多いほど不安感が抑制され、人数が少ないほど不安感がつる
- ・誘導担当の誘導で第二次避難場所へ移動する（訓練昨年実施済み）
- ・町内会等において、災害を想定した訓練を年2～3回を必ず実施する
- ・あわてずにガス・電気の使用を止めてタンスやテレビ等の倒れる所を避けて安全な場所に避難する
- ・軽度の地震の際はテーブルの下等に避難し、大きな地震の時は先ず身の安全を考えて落下物、倒壊等に気をつけて隣近所の人と連携して避難場所に行く
- ・地域の消防団との話し合いを各町内会で行う
大災害の対応の実例を専門的立場の方から話を聞く
- ・アンケートにより意識づけを行う
- ・非常持出袋の整備を確認
- ・避難場所を明記したマップを配布する
- ・停電等により特に懐中電灯、飲料水、食料等非常持出用品を常備する
- ・最小限必要な物は常にまとめておく
- ・一人ひとりが地震の時の対策を考えておく

～ワークショップの様子～



【第4回：安心して子どもを育てるためにどうしたらよいか】

[平成20年8月1日(金) 参加者30人(男26・女4)]

Aグループの意見

家庭

しつけ

- ・家庭でのしつけ教育をしっかりやってほしい(礼節等)
- ・子供に与えすぎ、過保護(モンスターペアレント)
- ・子育てに関しては家族で話し合う方法を決めておくこと
- ・悪い事をしたら子供を叱り、良い事をしたらほめることのできるしつけ指南役のおばさんを地域に委嘱し、子どもの頃から社会生活の慣習を身に付けさせる
- ・子どもが言うことをきかない時は理由を言ってしかる

食事

- ・子供の食事、栄養は与えすぎないこと
- ・「早寝・早起き・朝ご飯」の励行・普及を促進する

地域

子どもの安全確保

- ・町内会に要請し、「牛島小緊急避難所」と書いためだつステッカーを自宅に貼る
- ・子どもには学校で出す通学路を守らせる
- ・通学路、特に帰り道と放課後の遊び場所等について危険箇所の安全確認をも見守り隊活動に加えてもらいたい
- ・町内単位で児童数に対して公園の数等まちづくりの見直しをする
- ・見守り隊(帰り)の参加者が不足している
「巡回中」ステッカーを貼る自動車を募集

地域の絆づくり

- ・子育て中の親と高齢者との交流機会の強化
- ・地域の行事に積極的に参加させることにより社会性を身につける
- ・親たちも地域で異世代交流、人の話を聞く機会をつくる
- ・町内会行事で子ども会を励ます
- ・核家族・ひとり親世帯等少人数世帯は近所に第2のおじいちゃん、おばあちゃんとなるつながりをつくる

— 行政と地域の連携 —

- ・ 児童虐待の防止、早期発見を図るため、学校、PTA、児童委員（主任児童委員）の連携強化
- ・ いじめ等の事が発覚したら学校等に申し出る

— 行政 —

— 安心して集まれる場づくり —

- ・ 子どもを預かる施設（保育所等）が不足
- ・ 子育て中の母親たちが互いに集まって情報を交換し合う場所がない
- ・ 町内会館、コミセンなど地域の資源を子どもにももっと使わせる
- ・ 放課後子ども達の自転車遊びが多く危険！
実態を知る必要がある
- ・ 保育所・幼稚園への入所・入園対策強化
- ・ 子育ての実際の要望等を把握するため、小規模のふれあいの場をつくる必要がある
- ・ アルヴェのような子育てについて専門に関わってくれる場所がもっとほしい
（子どもの遊び場、母親の悩みにアドバイスしてくれる場、母親同士情報交換できる場など）
- ・ 子育て支援のためには、「子育て教室」や「子育てクラブ」等を行う団体を育成することが必要

— 教育の充実 —

- ・ 学校ではできるだけ運動部に入れて皆と一緒に進むようにする
- ・ たくましい心、自立心を育てるため、野外教育の充実（林間学校、キャンプ、ボランティア）
- ・ 学校教育の一環として父母、子どもがともに勉強する機会をつくる
- ・ 病気や発育に関する事は保健所や病院等に相談する

— 経済的支援等の見直し —

- ・ 父子家庭への支援
- ・ いろいろな支援を活用する（支援の必要性を見直す）
- ・ 子育て中の出費軽減策を充実する
- ・ 子どもを生むための医療機関（病院、医院）が不足傾向、費用が値上がりの傾向にあり、安心して子どもを生めない

B グループの意見

子ども・親への声かけ

- ・ 地域皆の助け合い、語り合い、声かけ合いが必要
- ・ 子育て経験者（おじいさん、おばあさん）等地域全体で子育てを支援
- ・ 自転車乗りのルールは大人がしかることが必要
- ・ 近隣だれとでも交流のできる人間関係を持つ
- ・ 学校、家庭、地域で互いの情報交換が必要

登下校時の見守り

- ・ 児童登校時声かけを継続する
- ・ 地域全体で子供を見守る環境づくり
- ・ 大人（地域）からの声かけが大事
コミュニケーションはあいさつから
- ・ 見守りネットワークの活用（各地区の団体・住民の協力）
- ・ 不審者と間違われぬよう腕章等を着用し、見守り活動を行う
- ・ 児童の下校時に不足している見守りは、保護者を含め地域の人との協力が必要
- ・ 青色回転灯車による地域のパトロール
- ・ 学校・家庭の両方で、児童に対し、見知らぬ人、不審者の誘いには絶対に従わないという徹底した教育が必要

子育てサロン

情報交換、交流

- ・ 子どもの遊び場は母親のふれあいの場（情報交換）
- ・ 毎月1回、地区民生児童委員協議会として子育て支援のために母子の集いを実施しているが、参加者の輪を広げることに苦労している
- ・ 子育て支援の集いの参加者にも企画に参画させる
- ・ 子育て支援の参加者へのアンケートにより要望等を把握し、次回以降の実施を検討する
- ・ 各地区における子育て・親育ての集いの実施
- ・ 地域で開催する子育て支援の参加者には、お礼と案内を送付する

相談

- ・ 子育ての集いでお互いの悩みごとを話し合ったり、子育て経験者が母親に話しかけて相談を受ける機会の確保

虐待の早期発見

- ・子どもの虐待を早期発見するため、近隣住民、幼稚園、学校の連携が必要（発見後は児童相談所へ）

地域の手づくり子育て支援

- ・両親の共働き等により、放課後家に保護者がいない家庭が多くなっている
行政を含め地域と一緒にあって児童の放課後の居場所づくりを進めていく必要がある
- ・中学生が児童センターで小学生の遊び相手になっている



子育て支援サービスの充実

- ・保育所、学童保育の充実
- ・保育所の数不足および保育料の経済的負担が問題になっている
- ・少子化対策として、行政の経済的な面での子育て支援がもっと必要

行政

子育て環境の整備

- ・育児休暇制度が活用を促進するため、行政指導が必要
- ・親が忙しさで子育てや教育に十分な時間を当てられないため、行政指導により企業・事業所等の就業時間の一考が更に必要

家庭環境、しつけ、親の問題

- ・家庭内での話し合い、しつけ
- ・各自が親の責任を自覚する
- ・若い父親の育児についての勉強の場がない
- ・善悪のけじめ（しつけ）
- ・親子のふれあい、特に子供に対するしつけ、心の教育が重要
- ・悪いことはしかることも必要
- ・核家族により育児の悩みの問題解消ができず虐待等社会的問題になっている

家庭

- ・行政、福祉関係機関において子育て支援、相談窓口等もあるが情報収集が不十分
綿密な指導が必要
- ・アパート、転勤者等で子育て中の親に、地域の子育て支援等をPRする

C グループの意見

交流

子ども会と地域

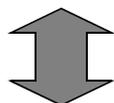
- ・町内会や地域の事業に子ども会の参加を促す（公園の清掃、敬老会、いきいきふれあいサロン等社会福祉行事へボランティアとして参加）
- ・町内会で子ども会へ、予算や行事へ参加等により積極的に援助する
- ・町内会の行事等で子どもとふれ合える種目や行事を設ける
- ・地区こども会を中心に町内会行事に積極的に参加する

医療機関、NPO等

- ・医療機関、保育士との交流を図り、子育ての基本を学ぶ
- ・行政では、多様な保育サービスの提供に対しても補助を考えてもらいたい

場（ソフト）

- ・地区社会福祉協議会は地区民生児童委員協議会と連携し、主任児童委員主導ですこやか学級等の子育て支援をする
- ・児童館の活用により、同じ環境にある人との交流の機会をつくる
- ・子育て経験者と子育て中の保護者との交流の場づくりが必要
- ・全年代交流により、老若男女が相手の気持ちになり、自分を見直す
- ・子育て親子とのふれあいの場の確保



ネットワーク（連携）

- ・地域の子育て支援活動の充実のため、育児サークル活動の推進、関係団体の連携・協働が必要
- ・学校と地域の連携・協働が必要
- ・子育て支援者同士のネットワーク（連携）が必要

情報発信

- ・就学前の子育て支援している所のPRが必要
- ・各地域における子育て支援者による情報提供の場の確保

— 施設の整備 —

- ・ 児童館の活用強化
- ・ 児童室が狭く、利用できない
- ・ 学童保育体制、児童センターの整備
- ・ 地域ごとにつどいの広場を開設し、緊急時の託児に対応できる施設を整備
- ・ 保育所の整備

— 相談 —

- ・ ボランティア、民生委員・児童委員等相談できる町内の人を紹介する
- ・ 町内会ごとに子育て支援を必要としている人を把握する
- ・ 地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会が中心となり、機会を活用した生活相談を行う
- ・ 核家族化が進み、子どもが高齢者と接する機会が少ないので子どもが大人との関係を築けない
- ・ 子育てについて相談する相手や場所がわからない

— 見守り・声かけ —

- ・ パトロール
- ・ 小・中学生については朝のあいさつ等で元気づけたりしながら会話ができるようにする
- ・ 児童見守り隊を地域で結成し腕章をつけて、登下校時や散策時に声かけをする
- ・ できるだけ機会をつくり、子どもと近隣住民とが気軽にあいさつできる環境をつくる

— 施策・制度の充実 —

- ・ 情報の共有化（母子・父子家庭など）
- ・ 母子家庭を孤立させない環境づくり
- ・ 地域内の子育て学級等に積極的に参加してもらう
- ・ 教育費など費用の援助
- ・ ひとり親が増えているが、父子家庭に対する支援が少ない
- ・ 日本一の少子高齢化である秋田県では、もっと真剣に少子化対策を考えて欲しい
- ・ 産婦人科医・小児科医の確保等子育ての医療体制の整備
- ・ 秋田市にはつどいの広場は子ども未来センター1つのみなので、増やす必要がある
- ・ 行政が子育て教室等を計画し、子育ての相談に応じていく必要がある
- ・ 子育て費用の支援
- ・ 関係組織をコーディネートする役割を持つ地域福祉担当部署の設置
- ・ 地域センター機能の充実

第2次秋田市地域福祉計画の策定経過

《平成19年度》

- 平成19年 5月 第1回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
- 9月 第2回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
- 12月 市民意識調査(アンケート調査) [ニーズ調査]
- 平成20年 1月 第3回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
- 3月 第4回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
『地域福祉計画策定方針』決定

《平成20年度》

- 平成20年 5月 第1回秋田市社会福祉審議会 [諮問]
- 6月 第1回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [基本方針審議]
第1回地域福祉計画等推進庁内連絡会 [基本方針確認]
ヒアリング(聞き取り)調査 [ニーズ調査]
- 7月 ワークショップ(4回) [ニーズ調査]
- 9月 第2回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [素案(部分)審議]
- 11月 第2回地域福祉計画等推進庁内連絡会 [素案作成]
第3回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [素案審議]
- 12月 平成20年12月市議会定例会厚生委員会 [素案報告]
- 平成21年 1月 第4回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [修正案審議]
説明会(2回) [意見公募]
パブリックコメント [意見公募]
- 2月 第3回地域福祉計画等推進庁内連絡会 [答申案作成]
第5回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [答申案審議]
第2回秋田市社会福祉審議会 [答申]
- 3月 平成21年2月市議会定例会厚生委員会 [答申報告]
『第2次秋田市地域福祉計画』決定

秋田市社会福祉審議会条例

平成12年3月27日条例第9号

改正 平成12年9月29日条例第48号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

(任期)

第3条 審議会の委員の任期は3年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長の職務を行う委員)

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員および臨

時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員および臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項および第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員又は臨時委員として任命されている者の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成12年5月8日までとする。

(秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例の廃止)

3 秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例(平成8年秋田市条例第33号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成13年1月6日から施行する。

秋田市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長の指名等)

第2条 審議会に委員長の指名による副委員長1人を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 委員長および副委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に児童専門分科会、障害者専門分科会、高齢者専門分科会、民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会を置く。専門分科会においては、次の各号に定める事項を調査審議する。

(1) 児童専門分科会

児童および母子の保健福祉に関する事項

(2) 障害者専門分科会

障害者（児）の保健福祉に関する事項

(3) 高齢者専門分科会

高齢者の保健福祉に関する事項

(4) 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否の審査に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会

地域福祉の推進に関する事項

2 前項に掲げる専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要または異例な事項についてはこの限りでない。

3 第2条の規定は、専門分科会においてこれを準用する。

(審査部会)

第4条 身体障害者の障害程度等の審査に関する調査審議のため、障害者専門分科会に審査部会を設置する。

2 審査部会に属すべき委員および臨時委員は、障害者専門分科会に属する医師たる委員および臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 審議会は、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第

5条第1項に基づき諮問されたとき、ならびに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項および令第3条第3項ならびに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定等についての意見を求められたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

4 審査部会に委員の互選による審査部会長1人を置く。また、副部会長の指名等については、第2条の規定を準用する。

（部会）

第5条 審議会には、審査部会のほかに、児童専門分科会に母子保健部会を設置し、母子の保健に関する事項を調査審議する。

2 前項の部会のほかに審議会が必要と認めるときは、専門分科会に部会を設置することができる

3 部会に委員の互選による部会長1人を置く。また、副部会長の指名等については、第2条の規定を準用する。

（会議）

第6条 専門分科会、部会の会議については、条例第5条の規定を準用する。

（任期）

第7条 臨時委員の任期については、委員長が定める。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。なお、専門分科会および部会の庶務は、委員長が定める。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成12年5月9日から施行する。

（秋田市社会福祉審議会運営要綱の廃止）

2 秋田市社会福祉審議会運営要綱（平成9年5月9日審議会決議）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

氏名	所属団体等	備考
倉田正義	秋田大学名誉教授	専門分科会長
石沢真貴	秋田大学教育文化学部准教授	副専門分科会長
伊藤武子	秋田市赤十字奉仕団委員長	
小野晋作	秋田市身体障害者協会会長	
草皆康子	秋田市訪問看護ステーション連絡会	
黒木一	秋田市老人クラブ連合会副会長	平成20年5月から
米田己代治	秋田市老人クラブ連合会副会長	平成20年5月まで
佐藤保	秋田市民生児童委員協議会会長	平成20年1月から
富樫清弘	秋田市民生児童委員協議会副会長	平成20年1月まで
佐藤与志夫	秋田市老人福祉施設連絡協議会会長	
菅原雄一郎	秋田市ボランティア連絡協議会会長	
田岡清	秋田市保育協議会会長	
野口良孝	秋田市社会福祉協議会副会長	
諸岡武夫	秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会	平成19年10月から
伊藤裕樹	秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会	平成19年10月まで

秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会設置要綱

平成15年4月7日

市長決裁

(設置)

第1条 秋田市地域福祉計画ならびに秋田市地域福祉計画を上位計画とする秋田市高齢者プランおよび秋田市障害者プラン(以下「地域福祉計画等という。’)の推進を図るため、秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会(以下「連絡会」という。’)を設置する。

(所管事務)

第2条 連絡会の所管事務は、次の各号に掲げる事項に関し、庁内の連絡および調整を図ることとする。

- (1) 地域福祉計画等の施策および事業の実施
- (2) 地域福祉計画等の進行管理
- (3) 地域福祉計画等の見直し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉計画等の推進についての必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

2 会長、副会長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 会長 大山副市長
- (2) 副会長 福祉保健部長
- (3) 委員 福祉保健部次長、福祉総務課長、障害福祉課長、児童家庭課長、介護・高齢福祉課長、保護第一課長、保護第二課長、監査指導室長、子ども未来センター所長および各部局の連絡調整課長

3 会長が必要と認めたときは、連絡会に臨時の委員を置くことができる。

(会長および副会長)

第4条 会長は、連絡会の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第 6 条 連絡会に次の各号に定める部会を置き、事務を分掌させる。

(1) 高齢者プラン部会

第 2 条各号に掲げる事務のうち、秋田市高齢者プランに関するもの

(2) 障害者プラン部会

第 2 条各号に掲げる事務のうち、秋田市障害者プランに関するもの

- 2 部会は、部会長および部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、副会長をもって充て、部会の会務を総理する。
- 4 部会員は、委員のうちから部会長が指名する。
- 5 部会長不在のときは、部会長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

(事務局)

第 7 条 連絡会の事務局は、福祉総務課地域福祉推進室に置く。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月9日から施行する。
- 2 秋田市高齢者プラン見直し庁内連絡会設置要綱（平成11年4月21日施行）および秋田市障害者プラン見直し庁内連絡会設置要綱（平成13年4月16日施行）は、廃止する。